

# 平成21年度 三次市行政評価

## 評価対象事業一覧

平成21年11月


 三 次 市





Table with columns for project details (事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows 9-12 describe projects like '未熟児訪問事業', '不妊治療費助成事業', '新生児訪問', and '児童相談センター事業'.



施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性							
												H20年度事業費(千円)(職員人件費含む)	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	改善区分
17	第1こども	子育て	1子育て	16	保育課	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート勤務の増大等)や子育て中の保護者の心身の疲労の解消。その他の事由により保育を必要とする子どもの保育需要の変化に対応するため、一定程度の日時に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである。	社会環境または、就労環境が大きく変化中。子育て中の保護者が心身の疲労の解消、その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実させるために情報提供し、利用者拡大を図ることが重要。なお、年間の延べ利用者数が25人を超えない補助対象にならない。	就学前児童(三次市以外も対象)	通常保育の定員の枠内で保育を実施し、一定程度の日において保護者の保育ニーズに応えるため。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合、保育を提供し、保護者の利便を図る。	891	1	特定保育実施保育所数(公立)	3	3	3	特定保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	H19 319,000	4	特定保育年間延べ利用者数(三良坂保育所)	37	70	特定保育の利用者が増えることを指標とする。	3	4	3	3	3	20	C	継続	継続	短期間の就労という通常保育ではカバーできない保育サービスの提供であるので、このまま継続することで利用者の利便に供することができる。	保護者の就労形態の多様化等により必要とされている事業であり、子育て環境を充実させるためにも事業を継続して実施する。	無し	無し					
18	第1こども	子育て	1子育て	18	保育課	3歳未満児保育	入所を希望する1歳児、2歳児を一人でも多く入所させるため、需要の高い未満児保育施設を確保し、保育士を確保して未満児保育の充実を図る。	旧三次市の保育所や三良坂保育所は、低年齢児の施設が充実していない。少子化の中にも低年齢児の保育ニーズは拡大の傾向にあり、保護者の就労を援助するためにも旧三次市の保育所(特に市街地)や三良坂保育所の低年齢児保育の拡大が必要である。あわせて、就労保障のため開所時間の見直しも行う必要がある。	市民	待機児童を増加させないこと。保護者の就労を援助することで、子育てと仕事ができる環境を提供する。	3歳未満児の入所可能保育所を増えることを指標とする。	8,596	1	1,2歳児受け入れ可能保育所数	16	16	16	3歳未満児の入所可能保育所を増えることを指標とする。	H19 475,125	4	1,2歳児入所児童数	395	395	400	1ヶ月平均入所児童数	3	2	3	5	21	C	事業拡大	拡大	低年齢児の保育ニーズが高い以上、それに答える事業拡大が必要と考える。	未実施の保育所についても、保育ニーズに応じた必要施設整備の必要はある。	無し	有り	13	サービスの向上			
19	第1こども	子育て	1子育て	18	保育課	ふるさとランチ推進事業	地産地消の取り組みとして、地元産米を使った米飯給食を提供する。野菜・くだもの加工品についても、地元農家・市内産品を優先して使用する。地元産品を使用していることを児童・保護者に伝え、安心・安全な給食を提供していることをアピールし、家庭での利用を啓発する。	地域によって保育所への食材提供の差が大きい。地元農家からの仕入れを行なっている保育所の取り組みを参考に、他の保育所へも広げていく必要がある。	保育所在園児	米飯給食を提供する際の米は、全て地元産を指定して購入する。野菜等の購入については、地元産品を優先して使用する。保育所から家庭へ配布する献立と併せて、地産地消の記事を載せる。調理員の研修。	安心・安全な給食を提供していることを理解し、家庭でも実践してもらう。	1,638	1	米飯給食実施保育所	13	19	19	1保育所あたりの米代金	H19 160,461	4	地元農家・生産グループ等から仕入れられる金額の割合	10	480	735(256)	702(268)	4月対象園児数(未満児数)	4	2	5	4	23	B	継続	継続	食の安全が社会問題となっている。地産地消の考えを幼児期から身に付けさせることが必要である。	食の安全の大切さ、地産地消の意義等を児童だけでなく保護者にも理解してもらい、家庭においても実践されるよう啓発を行う。	無し	有り	10	内容の改善		
20	第1こども	子育て	1子育て	18	保育課	新保育所建設事業	酒屋保育所の老朽化と育児に対する市民の新しい要望に対応するため、多種多様な保育サービスが展開できる保育所を建設する。	平成22年4月開所を目標としているため、工期の関係上、道路改良・造成工事・建築工事が同時期に進められており、各工事間での十分な調整が必要であり課題である。	市民	3歳未満児の入所拡大を行い、障害児保育、延長保育にも対応する。一時預かり、子育て支援センター、病後児保育などのサービスを兼ね備えた保育所を計画している。	安心した保育の実施により、就労意欲のある保護者の子育てと仕事ができる環境づくりを目的とする。	47,350	1	3歳未満児(1日当たり人数)	12	11	12	現在の酒屋保育所における3歳未満児の入所児童数。	H19 9,097,666	4	待機児童数	11	5	全所を対象とした児童数。	5	4	4	5	26	B	未実施	拡大	仕事と子育ての両立を図るには、地域活性化による産業の発展や少子化対策にも重要な位置を占めるものである。保育所は仕事と子育ての両立を図るためには、待機児童を解消し、且つ酒屋地区の保育所としての必要性から社会的ニーズは極めて高い。	仕事と子育ての両立を図るには、欠かさずこのできない施設であり、近年増え続ける3歳未満児の入所希望に、待機児童を解消し、且つ酒屋地区の保育所としての必要性から社会的ニーズは極めて高い。	無し	無し	9	事業の迅速化	終了	早期完成を目標し、事業を実施していく。		



施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小 改善の必要性	改善の必要性											
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明				目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地					コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由					
																																								改善区分	改善区分			
25	子育て	1 子育て	(2) 子育てと仕事ができる環境づくり	16	育児支援課	放課後児童健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。また、県費補助金13クラブ、委託1クラブにて運営している。また、県費補助金13クラブ、委託1クラブにて運営している。また、県費補助金13クラブ、委託1クラブにて運営している。また、県費補助金13クラブ、委託1クラブにて運営している。	核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブ利用の希望は増え続けるものと思われる。定員に対して、受入人数が上回っている児童クラブの環境改善、またH22年度以降71助基準に該当しない児童10人以上の大規模児童クラブの適正化(分割等)への対応などから、施設整備を計画的に行っていく必要がある。	昼間保護者が就労等により家庭にいない児童。おおむね小学校1年生から3年生までの児童。	対象となる児童の健全育成と、保護者の就労支援をめざす。	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。	91.057	1 措置児童数 人	492	456	490	児童クラブの措置児童合計数(年平均)	H19 182,516	4	ニーズ達成状況 %	100	100	100	措置児童数/入会申込者	4	4	3	4	3	4	4	4	22	B	要改善	拡大	拡大	継続	10	内容の改善	有り	有り	13	サービスの向上
26	子育て	1 子育て	(2) 子育てと仕事ができる環境づくり	21	保育課	保育所耐震化診断	保護者が安心して子どもを預けられるよう、施設の耐震化診断を行う。	耐震診断の結果によっては、全面改修か補強かの事業選択が必要である。	市民	保育所建物の耐震診断を行い安全度を把握する。	安全な施設で安心して保育を提供することにより、保護者の子育てと仕事ができる環境づくりを目的とする。	1	1 診断施設 ヶ所		2		H19 #VALUE!	4	安全な施設の割合 %	68				耐震施設数(15)/全施設数(22)	4	4	3	5	5	5	4	26	B	未実施	未実施	拡大	拡大	9	事業の迅速化	無し	有り	9	事業の迅速化	
27	子育て	1 子育て	(5) 子どもを見守る地域づくり	16	地域振興課	青少年育成事業	青少年の健全育成を図るため、市主催による子育て(教育)のためのカウンセリング講座や、地域や学校で子どもたちの体験活動を推進支援する。また、青少年の健全育成に寄与する団体への補助(三次市子ども育成委員会)については、その団体が主体的に自立した運営ができるよう支援を進めており、引き続き協働の視点を保ちながら、育成指導を図る。市が主催する事業については、市民ニーズ、今日的課題を踏まえながら、参加促進に努める。	補助金を交付している青少年育成団体(青少年育成三次市市民会議、三次市子ども育成委員会)については、その団体が主体的に自立した運営ができるよう支援を進めており、引き続き協働の視点を保ちながら、育成指導を図る。市が主催する事業については、市民ニーズ、今日的課題を踏まえながら、参加促進に努める。	青少年健全育成のためのカウンセリング講座や体験活動の指導者養成講座、健全育成に寄与する団体を支援する。	青少年の健全育成、及び市民が積極的に参加参画していく機運の醸成	7.026	1 補助金交付団体の件数 件	6	6	7	青少年の体験活動に任意団体から出される補助金の希望により変動する。	H19 1,154,833	4	市主催事業者の参加者数 人	169	581	500	子育てのためのカウンセリング講座について、平成20年度は市内高等学校で開催したため	4	3	3	3	3	4	22	B	継続	継続	継続	10	内容の改善	有り	有り	4	市民の多様な力の活用				
28	子育て	1 子育て	(4) 自主自立したおとなへの成長	18	育児支援課	結婚コーディネーター事業	少子化の原因のひとつに未婚化・晩婚化が考えられることから、三次市内に限らず、未婚の男女に出会いの場を提供する。また、出会いから結婚につながるまでを、バックアップすることにより、三次市の結婚率を高める。やがては出生率の増加につなげる。三次結婚支援グループの支援(事務局・補助金)	次年度に向けては、行政の役割について検討、民間活力の活用を行う方向で事業全体を見直し、より効果的な方法を考える。市全体の気運を高めると共に、各企画への参加数を増やせる。二次のよさをアピールできる企画を実施し、市外からの参加者の増加のために、効果的な企画・広報が必要。	未婚の男女	出会いの場の提供、イベント実施情報提供 結婚への気運を高める取り組みの実施	結婚率、さらには出生率を上げる。 結婚相手めぐり合える。結婚したい気持ちが一歩踏み出せる。市民全体の気運を高める。	854	1 事業件数(市主催) 件	4	4	事業1回あたりのコスト、平成20年度まで予算化。	H19 231,250	4	(1)の利用人数 人	244	250	60	市主催事業の利用人数	3	3	4	2	4	4	20	C	継続	継続	継続	3	民間委託等の推進	有り	有り	3	民間委託等の推進				



平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

Main table with columns for strategy number, category, division, project, sub-project, fiscal year, business name, business overview, future goals, business objectives, methods, goals, quantitative analysis (activities, results), qualitative analysis (appropriateness, roles), necessity, total evaluation, and improvement status.





Table with columns for project details, quantitative analysis, appropriateness of methods, city role, necessity, and evaluation results. Includes rows for 'School Support Staff Deployment', 'Middle School English Activity Promotion', 'Festa', and 'Career Education Promotion'.

Table with columns for project details, quantitative analysis (H19-H21), qualitative analysis, and evaluation results. It lists various initiatives like '食育推進事業', '国民健康保険人間ドック事業', '在宅健康管理システム事業', and '食生活改善推進員事業' with their respective goals, methods, and outcomes.

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価		2次 総合評価		改善の必要性																		
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標 単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	総合 評価	判断理由	内容	改善 区分	総合 評価	判断理由	内容	改善 区分										
49	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	総合集団健康診査事業	高齢者医療確保法、健康増進法、がん対策基本法により、他の健康診査機会がない方のため実施する。疾病の早期発見と早期治療ができていくことで重症化を防ぎ、住民の健康維持を図るとともに、健康意識の高揚を図る。実施場所及び日数については、11会場延べ27日間実施する。20年度から医療制度改革により40歳～74歳の方に特定健康診査を実施することに特化した健康診査の被扶養者以外の健康診査を受けられない等、制度の複雑化が受診者の減少を招く一つの要因となっている。なお、総合集団健康診査の実施については、20年度より健康診査実施機関へ委託している。	課題としては、まず二つあげられる。ひとつは、高齢者における「重複受診」防止の啓発。通院し、検査も受けている方が健康診査を受けるケースがある。二つ目は、特定健康診査の受診率向上。特定健康診査の受診率向上は、社会保険被保険者が受診できないなど、申込や制度の複雑化で受診が敬遠され、受診者が減少傾向にあることも大きな課題である。また、これに合わせたがん検診の受診者も減少していることも大きな課題である。広報紙やホームページなどあらゆるメディアを活用して啓発していく必要がある。	他の社会保険被保険者を受診する機会がない。特定健康診査の制度で40歳～74歳	市内11会場で集団健康診査方式による基本健康診査及び各種がん検診を実施する。	健康診査により、疾病の早期発見と早期治療による重症化を防ぐ。また、健康意識の高揚を図る。	1 総合集団健康診査実施会場数	会場	28	28	27	総合集団健康診査一日あたりの事業費	H19 1,987,714	4	受診者数	人	3,526	3,051	3,020	集団健康診査受診者数	3	健康診査受診者のうち、所見のある方及び精密検査の必要な方に対して通知をし、受診勧奨を実施している。	若年層の受診率向上を図ることにより、早期治療を行える。各年齢層に合わせた受診方法を実施する。	3	全面委託したことでコストは上昇した。しかし、委託実施したことで有効性や効率は向上し、職員人件費は削減でき費用対効果も大きい。	3	法により、事業実施主体は市であり市民の健康管理は市が担うべきもの。ただし、実施方法については、計画及び啓発などは市が行い、健康診査の実施にあたっては、専門の健康診査機関への委託が可能である。	4	健康意識の高揚と、疾病の重症化を防ぐことにより、市民の健康増進を図る。また、医療及び介護保険事業の適正化に努め、高齢者社会に対応する必要がある。	3	国保世帯員の健康診査は市が実施するのみである。また、市民全体も健康診査を受ける機会が少ない人も多数あることから、総合健康診査に対する期待は高い。しかし、毎年受診者は減少傾向にあり、総合健康診査の適正化を図るためには、市民の健康意識の高揚と、疾病の重症化を防ぐことにより、市民の健康増進を図る。また、医療及び介護保険事業の適正化に努め、高齢者社会に対応する必要がある。	19	C	継続	医療保険財政の適正化と、市民の健康増進を図るために、受診率を向上させる必要がある。日数や開催場所の検討と、特定健康診査の受診率向上に重点をおいた健康診査の企画が必要である。また、健康診査の事後フォローも重点をおき、受診者の充実感も高める必要がある。	無し	無し	継続	市内の医療機関の活用も含め、受診機会を増やす対策も必要。また、健康診査の事後フォローや予防事業への関係強化を図る必要がある。	有し	1 3	サービスの向上
50	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	介護予防普及啓発事業	いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護予防の重要性を認識する機会とする。普段の生活の中で個人や地域ぐるみで取り組めるよう普及啓発を行う。具体的な事業としては次の三点。①介護予防啓発のための介護予防ラジオ体操のCATV放映。②地域づくりを含め、介護予防特に関心のある「認知症サポーター養成講座」③「出前講座」を中心とした、介護予防と健康づくりについての実技と講義を実施する。	講座等に参加されない人への普及啓発。	市民（高齢者）	老人クラブを対象に介護予防に関する講座を開催。	介護予防の必要性を認識し、何らかの介護予防を自ら取り組むこと。	1 介護予防普及啓発	回	26	43	51	平成20年度は、認知症サポーター養成講座と老人クラブが行う、体力測定会にあわせて講座を行ったものを	H19 20,500	4	参加者	人	600	1,142	1,275	事業への延べ参加者数	4	普及啓発すること、住民やその家族に介護予防の必要性を認識付けてきている。	出前講座の中で介護予防の内容も実施している。この事業とのすり合わせを行う必要がある。	4	職員が講座を実施するため、人件費部分の負担がある。	4	介護予防の必要性や目的、方法を周知徹底することができる。	4	介護予防の必要性を認識し、取り組みを行うことで、元気な高齢者を増やし、介護保険の財政の安定化を図る。	23	B	継続	介護予防の普及は、短期間では修了するものではなく、またすぐに関心を持ってもらえない。継続して行うことで、少しずつ意識が変化し、行動変容につながることを目的としている。	無し	無し	継続	介護予防の必要性については理解されていると思われるが、参加しやすい環境を整備し、普段の生活の中での実践につながる必要がある。	有し	1 0	内容の改善		
51	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	地域トレーニング拠点整備事業	市民が身近に運動できる環境づくりを、保健・福祉センターなど地域の公共施設へ整備し、その運動スペースを地域のトレーニング拠点と位置づけるもの。平成20年度については、「地域活性化・生活対策事業」を活用し、吉倉地区と布野地区に介護予防に有効なトレーニングマシンを設置した。	今後の拠点整備の計画(拠点の検討、更新施設の検討など)運動インストラクターがいなくても安心してトレーニングできる環境づくり。	市民	高齢者の介護予防や健康増進のための利用、防犯向上など個人に合った運動を行えるトレーニングマシンを整備し、運動の拠点と位置づける。	・介護予防(医療費や介護給付費の抑制) ・生活習慣病予防(医療費の抑制)	1 トレーニング拠点整備数	箇所	8	8	9	整備(拠点として位置づけた)した施設数	H19 2,125,875	4	参加者	人	4,329	6,025	6,500	利用者数	5	介護予防、生活習慣病予防のため、拠点整備し、トレーニングマシンを設置したことは目的に適合している。	マシンや巡回指導などの啓発を積極的に行うことで、利用者が増えると思われる。	3	拠点整備におけるトレーニングマシンの整備が、おおむね完了し、今後はマシンの保守点検、更新の事業へ以降するため、事業費の減が見込まれる。	2	マシン導入後は、各指定管理員にマシンの保守点検や利用促進のための運用の活用を促すように支援する。	4	特定健康診査が開始されたことにより、メタボリックに関する意識が世間で高まっている中で、生活習慣病予防への意識も高まっている。特に身近に運動できる環境へのニーズは高い。	5	特定健康診査が開始されたことにより、メタボリックに関する意識が世間で高まっている中で、生活習慣病予防への意識も高まっている。特に身近に運動できる環境へのニーズは高い。	22	B	継続	市民に身近な拠点整備事業は、社会的なニーズ、市民のニーズも高い効果が期待されている。継続して取り組む必要がある。	無し	無し	縮小	身近に運動できる環境を整備は必要であり、継続して取り組むことにより、利用実態の検証も必要である。	有し	1 5	効果の検証
52	保健・福祉	2 福祉	(1)認めあひ、支えあふ福祉の推進	16	社会福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障害者と手話を通してコミュニケーションができる人材を育成し、市の手話通訳者派遣事業の推進を図る。社会福祉協議会へ事業委託して実施する。	受講終了者からの奉仕員への登録数が少なく、奉仕員の養成に結びついていない現状がある。CATV等により受講者を広く求める。適任者の人材発掘が求められる。	市民（手話奉仕員になることを希望する者）	定期的な養成講座を開催する。入門講座 10日間(15時間)×2回 初級講座 5日間(7.5時間)×2回	手話の技術を習得、向上させ手話によるコミュニケーションを可能にする。	1 受講実人数	人	41	19	30	当該年度に手話養成講座を受講した人数 平成20年度においては、継続的な受講者数が増えている。	H19 9,048	4	修了者率	%	83	42	60	入門講座受講 15人中 5人修了(H20) 初級講座受講 4人中 3人修了(H20)	4	手話技能取得には、日常的な訓練が必要であり、奉仕員としての登録者数に達する受講者の養成には、適年継続的な養成講座の実施が必要である。	新規登録人数が少ないため、向上の余地はあると思われる。	3	講師への謝礼及びテキスト代が主たる経費であり、コスト削減の余地は小さいと思われる。	4	平成18年から、障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業として位置づけられた。	4	情報バリアフリーの観点から、ニーズは高いと考える。熱心な手話通訳者やボランティアの養成が求められる。	3	手話でなければコミュニケーションがとれない障害者にとっても、手話取得者が少ない。手話取得者の養成や、手話技術の取得支援を図る必要がある。中途失聴者においては、習得が容易	1 0	内容の改善	継続	必要な事業ではあるが、事業により奉仕員の実数は増えておらず、更なる事業内容等の工夫が必要であると考えられる。	有し	1 0	内容の改善				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分					
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標 単位 あたり コスト	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	目的適合性									実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
53	保健・福祉	2福祉	16	(1)認めあい・支えあう福祉の推進	高齢者福祉課	高齢者 共同生活 施設 支援事業	在宅生活の維持が不安なひとり暮らし高齢者を対象として、生活援助員(支援員)の協力を得て、共同生活を営む。相談や食事、レクリエーションを通じて生きがいのある生活が送れるように支援する。 委託先:君田(松柏園) 施設数:1箇所(君田生活支援ハウス松柏園) 利用定員:11名	対象高齢者の増加が見込まれるため、サービス内容を検討する必要がある。	在宅生活の維持が不安なひとり暮らし高齢者(60歳以上の者で高齢者)の生活支援を行う。	住居機能と交流機能を総合的に提供する。施設内での生活援助員による利用者への日常や相談や、規則正しい生活への助言などを行う。	独立して生活すること不安がある高齢者(60歳以上の高齢者)の安心した生活を送ることができるよう施設入居により支援する。	1 入居者数 人 11 11 11 2 13,932 3	1 1,265,818 2 1,266,545 3 1,271,818	4 入居割合 % 5 6	100 100 100	常時待機者は4~5人くらい常にいるが緊急時には待機者は住宅生活をされているので100%入居となる。	ひとり暮らし等の生活に不安を感じる高齢者にとって住居の提供と相談対応や利用者間での交流が安心して暮らせる場所を提供している。	利用者は日々生きがいを持って生活ができる。	類似施設と比較しながらコストの見直しを検討するが、委託料のほとんどが人件費と施設維持費であるため、職員数も少ないため削減の余地は少ない。	入居者の決定や負担金の決定について公平公正に行うための市との関与が必要である。現時点では、利用料の収入による独立採算は困難である。	高齢者の一人暮らしが増える中、他の入居施設も含めた生活困窮者への支援施設としての社会的ニーズは高い。	高齢者一人暮らしが増える中、利用希望者の声は増加傾向にある。	23 B	継続	継続	今後、不安をかけた一人暮らし高齢者が増加する予測から、自立を支援する施設としての運営は必要である。	在宅生活困難者への支援施設としての社会的ニーズは高い。運営費については類似施設の経費と勘案しながら見直しを図る。	有り	10 内容の改善								
54	保健・福祉	2福祉	16	(1)認めあい・支えあう福祉の推進	社会福祉課	健康福祉まつり	毎年、行政や福祉・保健・医療関係法人、事業所、団体等による「みよこ健康福祉まつり実行委員会」を結成し、三次市福祉保健センターを会場に、市民参加の健康・福祉をテーマとしたイベントを開催している。	毎年、恒例行事として実施しているが、幅広い世代や、より多くの市民に参加してもらうためには、多彩なプログラムとアピール度の高い催しが必要となるが、予算的にも規模が少なく参加団体の経費持ち出しとなるため、バザー出展が大半を占め、目的達成のための貢献度の拡大につながりにくい。	内科・歯科医師による無料相談、体力チェック、福祉用具・介護用品の展示、フリーマーケット、バザーなど実行委員会参加団体による啓発イベント	市民への福祉・保健・医療への関心が高まり、健康で心豊かに暮らすことのできるまちづくりが進む。	1 催事来場者数 人 1,100 1,000 1,000 2 443 3	1 402 2 443 3 445	4 参加団体数 5 来場者数 人 6	40 45 45	関係団体への積極的な呼びかけにより、参加団体が増加している。	気軽に参加できる雰囲気である。	参加出展者(実行委員会)の創意工夫により、目的に対する成果向上は見込める。	補助金の使途は、イベント周知用チラシ作成と新折込料、看板制作費、テント・机等機材運搬費で、以上の削減することは困難と思える。	事務局体制は、市社会福祉課と社会福祉協議会が構成し、駐車場整理等市職員の出動で対応している状況である。事務局を社会福祉協議会への一任が望ましい。	市民参加型の健康づくり、地域福祉づくりのための啓発事業としての社会的ニーズが高い。	高齢者や障害者であっても、だれもが住み慣れた地域で、自立して生活するための知識やサービスの情報を探求している。	市民の多様な活力とアイデアを取り入れ、幅広い世代の「健康と福祉」に関心が高まるよう、プログラムや運営方法についての創意工夫が求められている。	4 市民の多様な力の活用 21 C	継続	継続	より多くの市民に参加してもらい、「健康と福祉」について考えてもらうきっかけとなるよう、内容等について考えていく必要がある。	有り	10 内容の改善									
55	保健・福祉	2福祉	19	(2)住み慣れた地域で快適生活	環境政策課	ふれあい 収集 事業	家庭ごみを集積所まで持ち込むことが困難な高齢者や障害のある方を対象とし、戸別収集を申請された世帯のごみを自宅又は所定の場所まで直接収集に伺うサービスである。(粗大ごみは申し込み制により別途収集する。)	申請には様々なケースがあり、引き続き認定に際しては公平かつ公正及び慎重な判断が必要である。今後も、高齢者世帯の増加に伴い、申請件数の増加が見込まれることから収集体制の強化充実を図る必要がある。また、住民の防犯、見守り等を兼ね備えた体制も必要と考える。	合は、同居者が虚弱、年少等ごみを集積所まで持ち込めない場合とする。	日常生活の中から排出されるごみを戸別訪問で収集することにより、高齢者や障害をお持ちの方の日常生活の負担の軽減および在宅生活を安心して暮らすことを目指す。	1 収集申請件数 件 60 30 40 2 2,455 3	1 34,183 2 81,833 3 72,050	4 収集認定件数 件 5 43 29 36 6	平成19年度～平成20年度実績の平均で想定	高齢者・障害者福祉の向上のため、快適な生活環境に対する要望が大きい。在宅支援の効果が高まっている。	申請には様々なケースや事情が絡み公平性の確保を最優先とする必要がある。一人一人が公平性を保つて調査する必要がある。	収集業務は、人件費が削減の余地は小さいため、収集及び事務の効率化に努める。	個人情報保護の観点から、市が関与するべき事業である。収集については、委託収集も検討するべきである。	核家族化、高齢化社会から、市による社会的ニーズは極めて高い。	高齢者や障害者の方からニーズは高い。	核家族化に伴う高齢化社会と一人暮らし世帯の増加に伴い、今後も申請件数の増加が見込まれるため、収集体制等の強化充実を図り、高齢者や障害をお持ちの方を対象に安心して日常生活ができる社会の実現を目指す。	高齢者、障害者の方からニーズに応える。 13 サービスの向上 26 B	継続	拡大	関係機関との連携し、高齢者や障害のある方が安心して日常生活を送れる社会の実現をめざす。	有り	13 サービスの向上										
56	保健・福祉	2福祉	18	(2)住み慣れた地域で快適生活	社会福祉課	障害者 生活 支援 事業	障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神の3障害の相関に総合的に対応した拠点として三次市障害者支援センターを三次市保健福祉センター内に設置し、24時間体制による障害者の地域生活支援を開始するとともに、併せて日中活動の場を提供する地域サロンを開始している。	○社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の継続的な確保と専門職としてのモチベーションを高めるための処遇改善が必要である。(H18年10月～H21年3月までに、3名中2名退職) ○障害者支援センターを中核として、サービス事業所、ハローワーク・特別支援学校の関係機関や団体などの相談支援ネットワークを構築し、相談機能の充実強化を図る。 ○自立支援ネットワーク部会を立ち上げ、障害者自立支援協議会の機能強化を図り、地域における障害福祉支援体制の推進や困難事例などへの対応のための協議・調整機能を充実する。 ○精神障害者の地域生活移行支援体制の充実(退院移行促進、ボランティアの育成等)	福祉サービスの利用援助(情報提供・相談・助言・手続代行)・巡回相談・専門機関の紹介・就業支援、地域移行支援、地域サロン事業	・在宅の障害者が地域において情報や相談等さまざまな支援を行い、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。 ・一人ひとりのニーズに対応した個別援助を通して、障害のある人がその能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと安心して暮らせる。	1 相談件数(年間) 件 6,298 7,165 8,000 2 相談支援相談員数 人 1 2 3 3 生活訓練サロン利用者数 人 1,772 1,166 1,000	1 2,792 2 2,874 3 3,179	4 相談を受けた在宅サービス等の利用につながった人数 5 就労支援 人 6 地域生活移行支援 人	959 1,160	障害者の自立と社会参加が図られた人数 2人、授産施設6人 障害者の地域移行が図られた人数1人 住宅、住まいへの支援が図られた人数4人	情報の提供や相談等への支援を行うことが、障害者等が地域において自立した日常生活を営む上において、在宅福祉の充実につながるものと考えられる。 ・地域サロンの目的及び運営状況において適切な見直しが必要である。	一人ひとりの生活実態やニーズ把握のための調査手法の改善や事業の周知方法等の工夫により、潜在的な要援者への支援拡大の余地がある。	一人ひとりの生活実態やニーズ把握のための調査手法の改善や事業の周知方法等の工夫により、潜在的な要援者への支援拡大の余地がある。	障害者支援センター運営については、三次市開発公社委託により、低コストによる人材確保が図られている。	障害者自立支援法に基づき市町村の必須事業として位置づけられており、運営事業の公平性を確保する観点から市の関与は必要である。	障害者にとって身近な地域において生活相談を行うことは、虐待防止や権利擁護のための支援を行うことには、必要性は非常に大きい。	障害者の自立や処遇困難ケース等への対応については、専門職による相談支援が必要である。	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、一人ひとりのニーズに沿った支援の充実を図るためには、地域において障害者支援センターが不可欠であることから、障害者支援センターが中核となつて、中立的・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発、改善等の積極的な取り組みが必要と考える。	24 B	継続	継続	障害のある人の地域生活を実現するため、地域機関とのネットワークを構築し、必要な社会資源の開発、改善が必要である。	有り	10 内容の改善								

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務	改善の必要性															
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度			説明	目的適合性		実施改善等による 余剰	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	H19年度 評価	H20年度 評価	判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 有無	改善の 区分	判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 有無	改善の 区分	
																																													活動指標
57	第2	保健・福祉	2福祉	20	社会福祉課	CATV利用料の軽減助成事業	●助成対象者 ・身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者で世帯主である契約者の方 ・三次市に住所があること ・申請時において利用料が未納でないこと ●利用料助成額 ・ライトプラン 787円/月額 ・基本プラン 787円/月額	障害者向け情報伝達の手段として、CATVを活用した積極的な情報発信に努める。 極めて少数ではあるが事業助成対象者の拡大(世帯主以外)への強い要望がある。	市民(視覚障害者・聴覚障害者)でCATVに加入している世帯主	月額利用料の一部を助成する	利用料負担を軽減することによりCATV加入が増え、行政情報や地域コミュニティ情報が届くことにより障害者の社会参加と地域生活の便宜が図られる。	1,172	1	認定世帯数	世帯	123	200	視覚障害64世帯 聴覚障害59世帯 平成20年7月実施(9ヶ月)	H19 9	4	#VALUE!	4	延べ助成 月数	月	1,033	1,800	787円/月額	4	2	4	3	4	4	21	C	未実施	継続	継続	無し	有	1	3	サービスの向上		
58	第2	保健・福祉	2福祉	16	社会福祉課	腎臓障害者通院助成金支給事業	身体障害者手帳所持者で手帳に腎臓機能障害の記載を含めることとし、1回の利用で2枚以上の助成券を使用する方式に改正したため、タクシー券と本通院助成と併用することにより、交通手段(自家用車等)を持たない又は普通交通機関(バス・電車)がない周辺地域の透析患者の通院に伴う交通費の負担軽減が図られている。	平成21年4月からタクシー券の助成対象を基本料から運賃を含めることとし、1回の利用で2枚以上の助成券を使用する方式に改正したため、タクシー券と本通院助成と併用することにより、交通手段(自家用車等)を持たない又は普通交通機関(バス・電車)がない周辺地域の透析患者の通院に伴う交通費の負担軽減が図られている。	市民(身体障害者手帳に腎臓機能障害の記載のある)で人工透析のための通院している者	透析のための通院1回につきバス代又は電車の1/4を給付する	人工透析のための通院費の負担を軽減する	1,609	1	通院日数	日	15,884	16,700	17,100	対象者通院1人/1回当たりの事業費	H19 9	4	294	4	利用率	%	100	100	100	3	4	4	5	4	4	24	B	継続	継続	継続	無し	有	1	5	効果の検証	
59	第2	保健・福祉	2福祉	16	社会福祉課	障害児生活訓練事業	夏休み・冬休み・春休み期間中の障害児(小学生・中学生・養護学校生徒)に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、障害児の長期休暇中の生活安定を図ることを目的に、社会福祉協議会へ委託して実施する。 実施場所 三次市福祉保健センターほか ※19年度利用者負担の見直し1日1,000円を560円に軽減 20年度月額利用上限負担額制度導入し、夏休中の負担金の軽減	・自閉症等障害児にとっては、環境等の変化になじめない児童もあり、安全確保と指導員の負担を考慮し、H20年度は、実施会場を「福祉保健センター4階ふれあいホール」で全日を確保することとした。⇒来年度以降も確保する必要がある。 ・対象障害児の年齢が、小学1年生から特別支援学校高等部3年生まで幅広く、小学生と中学生以上とに会場を分けた事業実施について保護者からの要望がある。⇒現在のところ、安全確保と施設の両面から、分割実施は困難な状況で実施している。	市民(市内に住所のある障害児)	障害児に対する日常生活に必要な訓練や指導を行う。	長期休暇中の障害児の生活の安定を図るとともに、保護者の就労が継続できるよう支援する。	2,449	1	延べ利用児童数	人	440	443	450	児童1人当たり1日の事業費 平成20年度は、介助員が確保が不足気味で、その対応に社会福祉協議会職員をボランティア等で確保を行っているため、資金支出実績が少なかった。	H19 9	4	6,700	4	長期休暇中の障害児の日常生活が安定した人数	人	24	22	23	登録障害児数	23	5	5	5	5	5	27	A	継続	継続	継続	有	有	4	4	市民の多様な力の活用
60	第2	保健・福祉	2福祉	16	社会福祉課	障害者福祉タクシー利用助成事業	移動の困難な身体障害者・知的障害者や社会参加の促進を図るために、タクシー料金の一部を助成する。 旧三次市では昭和58年度から実施され、平成16年度市町村合併後も旧三次市制度を継続実施している。	(1)通院時等の移動手段にタクシーを利用されることが多いため、経済的負担の軽減のための貢献度は大きい。ただし、助成額が初乗り料金(小型車560円)であるため、距離加算分の負担が多くなる周辺地域の方には、1回利用あたり複数枚の助成券利用ができるよう見直しの要望が強い。 ⇒ H21年4月改正により、1回の乗車で2枚以上の使用が可能になった。 (2)障害児の保護者からは、タクシー利用する機会がなく専ら自家用車を利用して施設、病院等への通園、通院することが普通で、通院費負担の軽減にはならないので、ガソリン代助成制度(ガソリン券)の要望が強い。 ⇒ タクシー券改正内容を周知し、今後の障害者への利用状況を検証する。	市民(身体障害者・知的障害者・精神障害者)でタクシーを利用している者	対象者の利用申請に基づき、市があらかじめタクシー券を交付し、タクシー利用時に、助成券(1枚420円)を交換し、タクシー利用料金の一部を助成している。1人1月4枚(年間48枚)交付。ただし、透析患者は、月8枚(96枚)まで。 ただし、自動車税等減免を受けられている車を自ら運転する者は、1/2(24枚)交付。	歩行困難な障害者の日常生活での移動の利便と生活圏の拡大を図る。	12,363	1	タクシー券使用枚数	枚	19,004	20,708	43,116	・平成21年4月からタクシー助成券1枚当たりの車種を改正(560円→420円)交付枚数を増加(36枚→48枚)しているが年間助成する総額は同額に据え置き。 ・平成21年度は、対象者の拡大と利用し易い制度見直しによる使用枚数の増加を見込む	H19 9	4	578	4	申請率	%	32	37	42	対象となる障害者に対するタクシーを利用した際のタクシー料金の削減の少なさ、距離加算分の負担軽減に改善されている。併せて、腎臓障害者3級所持者で人工透析治療による通院回数が多い方を対象者に拡大し、一層の成果の向上につな	5	4	4	4	4	5	26	B	継続	拡大	継続	無し	有	1	4	成果の向上





施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																				
													活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明							目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ランク	H19 年度 評価	H20 年度 評価	判断理由	内容	その他の 内容	改善 の有無	改善 区分	判断理由	内容	その他の 内容	改善 の有無	改善 区分
65	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	17	高齢者福祉課	敬老金支給事業	88歳及び100歳の方に対して敬老金を支給する。(88歳1万円・100歳3万円) また、同時に祝賀状をあわせて渡す。20年度の対象者数:88歳431人、100歳 35人	今後、ますます対象者の増加が見込まれるため、事業が市民に広く周知されていることから事業縮小などは困難である。しかし、支給方法については簡素化などについて検討する必要がある。	市民(市内在住で支給年度内に88歳及び100歳に到達される方)	88歳の方へは口座振込みにより支給し、100歳の方へは市長が訪問し手渡しにより支給する。	長寿を祝福し敬老の意を表す。	6,437	1	対勝者数	人	384	466	470	敬老金の支給対象者数	H19 15,007	4	支給割合	%	100	100	100	対象者には100%支給	4	4	3	5	3	4	23	B	継続	引き続き対象高齢者が増加する見込みであり、対象高齢者の年齢が上がるにつれて、対象となる高齢者の期待は大きい。	8	継続	長寿を祝福する事業でもあるので、継続して実施する必要があるが、対象者の年齢、支給方法については検討する必要がある。	有り	10	内容の改善								
66	保健・福祉	2 福祉	(2) だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進	16	高齢者福祉課	高齢者介護慰労金支給事業	市内に住所を有し、申請前1年間在宅生活をしていない重度の介護(要介護4又は5若しくは同程度)を要する高齢者を自宅で介護し、市町村住民税非課税世帯に属し、申請前1年間介護保険サービスを利用しなかった(7日以内のショートステイ利用者を除く。)介護者へ高齢者等1人につき慰労金として年額10万円を支給する。	介護サービスを利用していない重度の介護を要する者を介護している世帯の実情や課題を確認したところ、重度の要介護者介護の意向を受けて積極的に介護者(家族)が介護をし、介護費用の負担軽減を図ることが確認できた。本事業の対象者は限定されており、今後、対象者が増加する見込みは少ないが、現在の対象者はケアマネージャー等のかかわりもないため、要介護者やその介護者が孤立する恐れもあり、継続的な支援が必要と思われる。この事業を縮小していくためには、対象者の介護保険サービス利用について理解を得る必要がある。	市民(二次市内に住所を有し、重度の介護を要する高齢者)市町村住民税非課税世帯に属し申請前1年間介護保険サービスを利用しなかった介護者)	介護者への介護慰労金を支給する。	介護者への精神的経済的援助を図る。	1	新規申請件数	件	3	1	2	申請段階で該当か否かを判定し、受付を行っている。	H19 135,500	4	支給件数	件	2	3	3	受給者の介護費用の充足や精神的な援助等の効果は不明だが、介護保険財政にまたらず削減効果は大きい。	4	4	3	5	3	22	B	縮小	現在の対象者にとっては経済的役割は大きい。新たな対象者が増えないのであれば、重度者にとって介護保険サービスの利用が何よりの在宅介護の方法であり、制度の普及により介護者の精神的負担の軽減が図られることが重要と考える。	12	継続	他の行政サービスを検討するとともに、介護者の負担軽減等のサポートを検討する必要がある。	有り	10	内容の改善										
67	保健・福祉	2 福祉	(2) だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進	16	高齢者福祉課	高齢者外出支援サービス事業	寝たきり等のため一般の交通機関では移送が困難な高齢者で家族の支援が困難な高齢者を移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン等)により対象者の自宅と医療機関等との間を運送する。対象者:1. 対象に記載のとおり 利用回数:月2回、運行範囲:原則市内(例外:自宅から40キロ未満まで)	対象者の範囲の拡大について検討することも必要である。	市民(二次市内に住所を有し、高齢者のみの世帯もしくは家族の支援が困難な高齢者)また、市町村住民税非課税世帯に属する高齢者)	移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン等)により対象者の自宅と医療機関等との間を運送する。	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることが可能とするため、外出についての支援を行う。	1	利用回数	回	105	42	94	延べ利用回数(サービスを利用し医療機関へ通院した回数)	H19 5,280	4	実利用者数	回	7	3	10	実利用者数	4	5	3	5	5	27	A	継続	高齢者世帯の介護にかかる経済的負担は今後も継続して増加している。対象者の拡大のため利用者負担金の徴収を検討し、より必要な高齢者へサービスが提供できるよう検討が必要。	13	継続	より必要な高齢者へサービスが提供できるよう検討が必要。	有り	13	サービスの向上										
68	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	「食」の自立支援事業	三次市内に住所を有し、身体的・精神的な障害のため調理が困難な在宅高齢者等が、自立した生活が送れるよう「食」の自立の観点からアセスメントを行い、計画的な「食」に関するサービスの調整を行ったうえで食事の提供を行う。対象者については低栄養のリスクが高い特定高齢者へは介護予防計画を作成しそれに基づいてサービス利用をする。	自立支援事業としての効果を発揮する方法として、治療食・特別食を行なうことも必要となっている。	三次市内に住所を有し、おむつを履く必要がある高齢者(5歳以上のひとり暮らし高齢者)また、身体障害者等の高齢者)	1日1食夕食(主食及び副食)を提供し、週5日以内の利用とする。	調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れる。	1	利用回数	食	31,169	32,869	34,860	業者委託料310円個人負担740円低所得者対策のための減免分の公費負担あり	H19 604	4	実利用者数	人	180	201	179	利用者数	4	3	3	4	5	24	B	継続	介護保険制度の改正により栄養改善の必要性が重視されてきているので食の自立支援と栄養改善を総合的なサービスへと繋げる必要がある。利用者のニーズに合ったサービス提供ができるよう内容の見直しを行い、効果的なサービスとする必要がある。	13	継続	利用者のニーズにあったサービス提供ができるよう内容の見直しを行い、効果的なサービスとする必要がある。	有り	15	効果の検証										

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ラン ク	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性												
												定量分析			活動指標			成果指標			目的適合性		コスト削減余地		社会的 ニーズ						市民 ニーズ		改善区分		その他の 内容		その他の 内容		改善区分										
												H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コスト削減 余地	市間与の 妥当性						社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分	その他の 内容	改善区分	その他の 内容	改善区分										
69	保健・福祉	2福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	元氣ハツラツ教室事業	市内に居住するおむね65歳以上の高齢者が、元氣ハツラツ教室に参加し、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上を目的とした取り組みを指導を受けながら、介護予防に努める。あわせて、地域での介護予防の意識高揚を図る。	現在、市内19箇所のコミュニティセンター単位で実施しているが、高齢者の介護予防事業への参加を促進するため、それぞれの地域の状況を踏まえ、さらなる小地域での実施を検討する必要がある。	市内に居住するおむね65歳以上の高齢者	市内19箇所のコミュニティセンターや保健センターを会場として、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上を主とした内容とし、介護予防を目的とした元氣ハツラツ教室を開催する。	65歳以上の高齢者が、現在の状態を保ち、要支援・要介護にならないよう介護予防事業を行う。	15,109	1	参加人数	人	3,788	5,757	5,700	介護予防事業(元氣ハツラツ教室)延べ参加者数	H19 1 9	2,736	4	介護認定率	%	10	元氣ハツラツ教室への参加者数の増加が、元氣ハツラツ教室の介護認定率を低下させ、健康で生き生きとした生活を継続できるような介護予防事業として実施されている。	事業の実施についてはその多くを委託で行っているが、委託事業所ごとに取り組みの程度にバラツキがある。教室の実施状況は年度末の報告書のみでの確認となっており、実際に行われている教室へ出向き実施状況を確認することにより、元氣ハツラツ教室の課題も明らかになる。	元氣ハツラツ教室の実施状況等を教室へ出向き確認をすることで効果的な事業推進ができる。	4	4	高齢者が住み慣れた地域でいっまでも生き生きと生活し続けることができる。介護予防事業の推進は市の責務と考える。	元氣ハツラツ教室等介護予防事業を推進することで、要支援・要介護状態になることを防ぎ、誰もが住み慣れた地域でいっまでも生き生きと生活することができる。	4	4	介護予防事業の閉じこもりをなくしたり、運動器の機能低下、口腔機能の低下等を防ぐための介護予防事業の重要性への理解が深まってきており、介護予防事業が定着してきた。	23	B	未実施	継続	介護予防事業の推進で、要支援・要介護状態にならないようにすることで、誰もが住み慣れた地域で生活し続けることができる。また、介護保険サービスの給付費用を抑制でき、介護保険料の上昇等を抑えることができる。	1	5	効果の検証	継続	介護予防につながる事業であり、参加しやすい環境を整備する必要がある。	有り	有り	10	内容の改善
70	保健・福祉	2福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	20	高齢者福祉課	高齢者見守り隊事業	市内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、日常生活において見守りが必要な高齢者世帯を、高齢者見守り隊(民生委員・児童委員・協力員・活動員)訪問活動を行い、安否確認や相談活動を行いながら、安心して暮らしていけるような見守り活動を継続している。	・民生委員、児童委員、自治組織、老人クラブ、消防団等と連携し、地域支援ネットワークの強化・構築を進める必要がある。 ・見守り対象者を民生委員・児童委員の判断により行っているが、高齢者の状況は日々変化しているため対象者となるまでにタイムラグが生じる。 ・地域活動との連携も検討する必要がある。	市(おおむね65歳以上の高齢者等)・日常生活にお	市が、民生委員・児童委員を巡回相談員として委嘱し見守り隊を実施する。ただし、見守り対象者の人数により、相談員の補佐として、協力員・活動員を配置し、対象世帯を訪問することにより安否の確認や相談活動を行う。	平成19年度から高齢者実態調査を継続実施している。普段声かけや見守りがないという高齢者世帯を民生委員・児童委員が訪問し安否確認・相談活動を展開している。	14,293	1	見守り対象者	人	2,603	2,640	高齢者見守り対象者数	H19 1 9	#VALUE!	4	対勝者数に対する巡回相談の実施割合	%	100	100	民生委員・児童委員協議会に業務委託して、高齢者の見守り活動を実施した。	高齢者実態調査の結果、見守り声かけがないと回答した高齢者世帯の作成を、民生委員・児童委員が巡回相談員として見守り活動することにより、安否確認各種相談業務の充実を図る。	安否確認や巡回相談を行うことにより、高齢者の要支援者リストの作成を、民生委員・児童委員が巡回相談員として見守り活動することにより、安否確認各種相談業務の充実を図る。	住民自治組織・自主防災組織が結成された地域においては、コスト軽減につながる。	高齢者実態調査の結果分析によると、普段の見守りがない等の回答が1/4にも及ぶ結果が出ており、高齢者の安否確認も含めて、要支援者の支援策等についても、市民ニーズは高い。	要支援者リストの作成が可能となり、災害時に備えることが可能になる。	民生委員・児童委員協議会の活動に災害時の見守り活動の取り組みを継続することにより、高齢者が安心して暮らすことができる。	民生委員・児童委員が引き続き、高齢者の実態調査を継続することによって、災害時の要支援者リストの作成と災害時の支援策に結びつけることが可能となる。	4	4	市民の多様な力の活用	継続	4	市民の多様な力の活用	有り	有り	4	市民の多様な力の活用						
71	保健・福祉	2福祉	(2) だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進	19	高齢者福祉課	高齢者実態調査システム事業	平成19年度から実施している高齢者実態調査に基づく情報を管理するシステムを構築し、新たに65歳になった高齢者の情報を管理することにより、高齢者が安心・安全な生活を営むため、情報を更新し、常に最新情報を管理できるようにする。また、要支援者リストの作成や活用に役立てる。	高齢者の状況、状態は常に変わっており、より最新の高齢者の実態情報を収集し、更新することができる体制をつくる必要がある。	市民(65歳以上高齢者など)	要支援者を地域で支えあうネットワークづくりに必要な情報として、日々の生活実態を把握している情報のうち提供可能な情報については、市の関係部署等へ提供していく。	要支援者を地域で支えあうネットワークづくりを推進するうえで、緊急避難時においてこのシステムが管理している情報のうち提供可能な情報については、市の関係部署等へ提供していく。	3,460	1	システム対象者数	人	17,165	市内全高齢者数(住民票記載在宅高齢者数)	H19 1 9	668	4	利用者	人	157	高齢者等見守り隊員総数	4	住み慣れた地域でいっまでも生活し続けるためには、地域での支えあう体制づくりが必要であり、そのために必要な高齢者の実態情報をシステムにより管理・更新しながら、緊急避難時において担当部署からの要請によって、提供可能な情報へ関係部署へ提供する。	約18,000人の情報を管理・更新するためにはシステムが必要である。また、今後他部署が管理しているシステムと連携することが生じた場合は連携が可能である。	新たに65歳になった人の調査にかかる経費や調査結果の登録作業にシステム開発会社への委託費がかかるが、専門的な知識を要するもので市が実施するには困難な面もある。	高齢化率の上昇傾向にあり、更に高齢者、夫婦などの高齢者世帯も増加傾向にあり、要支援者などを地域で支えあう仕組みづくりが求められており、地域によっては自主防災活動を進めるところもある。	高齢化率の上昇、一人暮らしの高齢者、夫婦などの高齢者世帯が増加傾向にあり、要支援者などを地域で支えあう仕組みづくりが求められている。	本市の高齢化率は、30%を超えており、今後の予測でも高齢化率は益々拍車をかける状態となっている。地域支援ネットワークの強化・構築は急務となっている。高齢者の状況の把握は、要支援者把握へとつながり、あらゆる災害時に活用できるような情報管理が必要となる。	1	3	サービスの向上	縮小	その他	有り	有り	有り										
72	保健・福祉	2福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	20	高齢者福祉課	認知症高齢者生活支援事業	認知症高齢者を介護している世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣することにより、認知症高齢者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする。	新たな制度であり、広く周知する必要がある。また、需要と供給がアンバランスとなった場合は想定した対応策を考えておく必要がある。	65歳以上の認知症高齢者又は要介護認定を受けた高齢者(1)が日常生活の	三次市社会福祉協議会及び特別養護老人ホームを運営する事業所に業務委託することにより、事業所のホームヘルパーを派遣することにより、介護者の負担の軽減を図る。	認知症高齢者の介護をしている家族の精神的・身体的な負担軽減。	1,661	1	利用者数	人	24	100	介護予防事業(認知症高齢者生活支援事業)利用者延べ人数	H19 1 9	#VALUE!	4	希望者に利用する利用率	%	100	100	希望者は利用できている	認知症高齢者が増加の傾向にあり、在宅生活を希望している高齢者の負担が多くなることから、負担軽減策を希望される世帯への支援策を進める必要がある。	認知症高齢者の増加傾向にあり、在宅生活を希望している高齢者の負担が多くなることから、負担軽減策を進める必要がある。また、民間事業所への委託によりサービスを提供することにより、介護サービスの提供が広がる。この場合は費用負担は介護者の負担となる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制定し、対象者に対してサービスを提供することも必要である。	民間事業所への委託によりサービスを提供することにより、介護サービスの提供が広がる。この場合は費用負担は介護者の負担となる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制定し、対象者に対してサービスを提供することも必要である。	民間事業所への委託によりサービスを提供することにより、介護サービスの提供が広がる。この場合は費用負担は介護者の負担となる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制定し、対象者に対してサービスを提供することも必要である。	認知症高齢者が増加傾向にあり、在宅生活を希望している高齢者の負担が多くなることから、負担軽減策を進める必要がある。また、民間事業所への委託によりサービスを提供することにより、介護サービスの提供が広がる。この場合は費用負担は介護者の負担となる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制定し、対象者に対してサービスを提供することも必要である。	認知症高齢者を介護している家族の一時的に開放することが可能となり、介護者の負担の軽減につながる。	介護者の負担軽減につながる事業であるが、効果の検証が必要である。	無し	継続	継続	介護者の負担軽減につながる事業であるが、効果の検証が必要である。	有り	有り	15	効果の検証								



施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ラング	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		改善の必要性									
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)			H19年度			H20年度			H21年度			目的適合性						実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	
												活動指標	単位	数値	活動指標	単位	数値	活動指標	単位	数値	活動指標	単位	数値																				説明
77	保健・福祉	3 医療	「1」でも安心・充実「地域医療」	18	医事課	地域連携業務	当院は地域医療圏の中核病院として急性期医療を担う医療機関である。地域においてその機能を発揮するために、他の医療機関とそれぞれの機能を分担し、連携、協力する必要がある。このため、四病院連絡協議会の連携強化や、医師会との合同カンファレンスを実施し、地域医療の提供を可能にすべく活動している。	在宅ケアを推進するためにも、医療福祉資源を最大限活用する意味でも、各機関施設との連携強化が必要となっている。情報の収集やアンケートを実施する等、問題点や改善点を検証し地域医療を担う診療所との連携を充実する。	良質な地域医療を必要とする患者さま及び関係医療機関を	地域の医療機関等から、高度医療を必要とする患者様の紹介を行う。また、患者様及び家族の方からの転退院等総合的に相談業務を行う。	地域の中核病院として、対象に対し必要な医療を実現する。	1 連携室経由紹介患者数	人	3,076	3,409	4,000	地域医療の機能分担の到達度を測る指標である。	H19	4,714	4	紹介患者数	人	5,461	6,305	6,700	初診患者に対する紹介患者数と救急車での搬送患者数の割合であり、病院機能を表徴する。	5	4	4	5	3	5	5	27	A	継続	地域医療の完遂のため、地域の医療、福祉資源の効率的な連携が必要である。このため、継続的に、連携業務を推進する必要がある。	有り	有り	14	成果の向上	14	成果の向上
78	保健・福祉	3 医療	「1」でも安心・充実「地域医療」	21	保険年金課	レセプト点検業務	国保のレセプト(診療報酬請求明細書)の点検を行うことにより医療費の適正化を図る。平成20年度までは雇用職員により業務を行っていたが平成21年度から三次市開発公社への委託により業務を行っている。	医療費の増加に伴い医療費の適正化は強く求められる。また、DPCレセプトの増加やレセプトのオンライン化など業務状況の変動が見られる。より効率的な事業となるよう対応の見直しが必要となる。	国保被保険者	国保連合会において審査の済んだレセプトを点検し医療費支払額の確認をする。	医療費の適正による国保財政の健全化	1 点検枚数	枚	435,891	211,457	220,000	レセプト枚数	H19	32,4	4	点検金額	千円	92,617	80,186	90,000	過誤及び内容点検を行ったレセプトの金額	5	4	4	2	22	B	継続	医療費の適正化は強く求められる。現在の業務では判断できない専門的な部分の医療費を精査し抑えることが必要である。レセプト点検業務は国保財政にとって必須である。現在の業務を保持しつつレセプト点検員のスキルアップと状況把握を常に行っていく。	有り	有り	8	事務事業の効率化	10	内容の改善			
79	保健・福祉	3 医療	「1」でも安心・充実「地域医療」		保険年金課	重度心身障害者医療費支給事業	身体障害者手帳1～3級所持者・療育手帳(A・B)所持者で、本人・配偶者・扶養義務者が一定以内の所得である方を対象に支給。総医療費と保険給付額との差額から一部負担金(入院1日200円(14日を限度)入院外1日200円(4日を限度))を除いて支給。医療機関においては、受給者証を提示することで、一部負担金の支払いで受診可能。県外受診・補装具については、償還払い。事務事業としては、受給者証申請の受理(社会福祉課、支所で審査)・審査(保険年金課、支所では即時審査)、受給者証の発行・送付、償還申請の受理・審査・給付、医療費・手数料の支払がある。	制度周知の更なる徹底と、事務の改善が必要。	身体障害者手帳1～3級所持者・療育手帳(A・B)所持者	現物給付・医療費を医療機関等の窓口で支払う時に、三次市が発行する受給者証を提示すれば、一部負担金を除く自己負担分について支払う必要がない。現金給付・県外等を受診した場合、受給者証が使えないため、一旦支払った自己負担分について償還払い申請により、一部負担金を除く額について返還する。	重度心身障害者が適切な医療を受けられるようにする。	1 受給者証の発行数	件	1,811	1,788	1,818	8月1日更新時現在	H19	161,992	4	医療費の公費負担	円	281,806,989	254,776,844	282,710,000	重度心身障害者医療費負担額	4	3	5	26	B	継続	事務事業実施の過程で改善の余地はあるものの、事業そのものは、社会的弱者である重度心身障害者への周知を徹底し、継続して事業を実施する。	無し	無し	無し	無し	無し	無し				
80	保健・福祉	1 保健	「1」いきいきと暮らせる健康づくり	20	保険年金課	特定健診業務	保険者が40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させるための特定保健指導の対象者を、的確に抽出するために実施する検査である。このような特定健診・特定保健指導により、生活習慣病の予防や早期発見の大切さを啓発し、三次市国保被保険者のみならず、広く三次市民全体が健康になることを目指す。また、平成24年度において、特定健診・特定保健指導の受診率が実施計画で掲げた目標値を上回った時は、交付金の積みがあがる。逆に下回った場合は、後期高齢者医療保険への拠出金が課される。	平成20年度受診者数が少ない実施計画で目標に掲げている受診率に届いていないため、受診率を上げる必要がある。	三次市国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの方	総合健診(市内各会場)検査車による巡回健診)個別健診(県内各直接健診)人間ドック・脳ドック(3つのドック)医療機関で健診)	対象者全員の受診	1 総合健診検査回数	回	28	27	総合健診の回数である。受診者が極端に少ない検査は日取り等を見直している。受診者数の増加を見込んでいるため、事業費が増加している。	H19	#VALUE!	4	総合健診受診者数	人	1,213	1,900	受診率向上の取組により、増加する見込み。	5	5	1	4	5	5	25	B	拡大	受診率を向上させ、国からの交付金を今以上に受け取ることができれば、さらに啓発予防事業に力を入れたい。三次市国民健康保険に加入している市民が健康に暮らしていくことができ、結果的に国保の負担を減らすことができる。そのための予算額の増額は必要だが、それ以上に二階にまたがる当該事業を円滑に、そして積極的に進めるために検査事業の全体的なマネジメントを	無し	無し	無し	人員	有り	8	事務事業の効率化		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																		
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度							説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	判断理由	内容	有無	改善 区分	判断理由	内容	有無	改善 区分
81	保健・福祉	1 保健	(1) いいきいきと暮らせる健康づくり	20	保険年金課	特定保健指導業務	メタボリックシンドローム予防に着眼した特定健診の結果、要指導となった者をリスクに応じて「積極的支援」「動機付け支援」に階層化のうえ「個別支援プログラム」を作成し、保健師・管理栄養士等専門職種が生活改善に向けて6ヵ月間の支援・評価を行う。 *実施率の向上と年度内実施完了 *メタボリックシンドローム該当者及び予備群減少に向けて、市が実施するその他の生活習慣病予防事業と連動を図り、より事業効果を上げる必要がある。 *生活改善に向けて6ヵ月間の支援・評価を行う。	特定健診により抽出された生活習慣を改善させる必要がある	個別保健指導 集団保健指導	対象者の生活習慣を改善する。	1 保健指導 延べ回数	回	95	208	集団指導も取り入れ、より受診しやすい環境を作る見込みのため、1回当たりのコストが減少している。	H19 9	H20 4	H21 5	80	125	受診率向上の取組により、増加する見込み	5	1	4	5	4	5	4	24	B	未実施	未実施	拡大	無し	拡大	有無	8											
82	保健・福祉	3 医療	(1) いいきいきと暮らせる健康づくり	21	保険年金課	適正受診の訪問指導業務	啓発指導員を設置し、国保被保険者に対し医療の適正受診の訪問指導等を行う。 医療の訂正受診を指導する上で健康づくり等、日々の生活習慣に係るアドバイス等も必要となるため保健師と連携することにより該当者の安心理解と適正化の改善を効果的にする必要が。	国保健康保険被保険者のうち適正受診の指導が必要と認められる方	啓発指導員が対象者を各戸訪問し多受診、重複受診等の適切なアドバイス、指導を行う	被保険者の適正受診と健康づくり、医療費の適正化を図る	1 訪問啓発 件数	件	51	100	レセプトから多受診、重複受診の該当者をリストアップする。	H19 9	H20 4	H21 5	58	200	対象者の絞込みの幅を広くすることにより対象者を広げる	4	3	4	4	3	22	B	未実施	未実施	拡大	有り	拡大	有り	8													
83	保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	健康推進課	休日夜間救急センター運営補助事業	三次地区医師会が医療センターで実施する、休日夜間の急患センターの運営費について補助する。 【平成20年度実績】利用者数：3,178人(うち市外409人) 運営日数：休日71日、夜間365日 休日・夜間急患センターは、休日・夜間における診療機能として、地域住民の安心の拠り所となっており、今後とも市として補助金による初期救急医療体制に対する支援を継続させることが必要である。	市民(三次市民以外も含む。20年度実績で12.8%)	補助金を支出し、休日夜間の急患センター事業の安定した運営を行う	市民の休日・夜間の急病・救急時に安心して適切な医療を確保する。	1 休日診療 日数	日	70	71	70	H19 9	H20 4	H21 5	392,900	4	受診者数	人	3,063	3,178	3,300	3	3	4	4	5	24	B	継続	継続	継続	無し	継続	有り	10									
84	保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	救急医療拠点病院事業	地域の中核病院として救急医療体制(医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、コメディカルスタッフを充実し、体制整備をおこなっていく必要が。	住民	救急診療	休日夜間の救急医療の確保、充実	1 診療日	日	366	365	365	H19 9	H20 4	H21 5	908,538	4	救急患者数(小児科を除く)	人	10,108	8,809	8,800	5	3	5	3	5	26	B	継続	継続	継続	有り	継続	有り	10									

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象者 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 事務局 減	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分								
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
																																								1
85	保健・福祉	3 医療	「2」いつでも安心・充実（休日・夜間・救急医療）」	16	病院企画課	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定をうけ、24時間救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備をおこなっていく必要がある。	小児患者	救急診療を行なう。	24時間小児救急医療の確保、充実	1 診療日	日	366	365	365	小児救急で診療した日数	H19 312,721	4	救急患者数	人	7,877	6,593	6,500	小児救急で受診した患者数	5	5	3	5	3	5	5	26	B	継続	継続	継続	小児救急医療拠点病院として、更に医療スタッフの充実を図り、医療体制を整備する必要がある。	10 内容の改善	10 内容の改善
86	保健・福祉	3 医療	「3」市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療施設整備事業	急性期病院として、必要な医療施設を充実し、病院を利用される方々に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。	より病院を利用しやすい施設の充実を行う。	病院を利用されるすべての方	「エアコン改修・自動制御装置更新・医療ガス設備更新・分電盤更新・手術室電気設備工事	病院の診療しやすい施設環境の充実及び、患者様を利用しやすい環境を整える	1 施設整備等工事	箇所	3	5	5	施設改善要望を整備し、工事を施行する	H19 179,458,000	4	施設整備等工事	箇所	3	5	5	施設を新たに整備した工事の実施箇所	4	5	5	4	5	3	3	24	B	継続	継続	継続	質の高い医療を提供する上で、施設の充実には、患者サービスの向上につながる。	7 施設の見直し	7 施設の見直し
87	保健・福祉	3 医療	「3」市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療機器等整備事業	最新医療への対応のため医療機器の整備及び移転新築時より15年を経過して老朽化した医療機器を計画的に更新することにより医療レベルの向上や効率化を行う。 18年度は放射線治療装置、X線テレビ装置、自動洗浄装置などの更新を行った。 19年度・20年度は電子カルテシステムを中心に機器更新を行った。 21年度も引き続き、シネアンギオDSA等を中心に機器更新を計画している。	医療機器は平成6年度新築移転時に整備したものが15年を経過し、老朽化により機器の故障が多発しているため、機器更新は急務となっている。	市民（患者様）	最新の医療に対応した機器への更新、新規機器の導入を行う。	急性期医療、高度医療を中心に最新の医療提供を行う。	1 購入機器数	台・式	77	83	79	医療機器の購入台数 18年度放射線治療装置更新(156,240千円) 19年度電子カルテ(199,500千円)	H19 10,004,805	4	機器更新	台・式	36	61	37	現行医療機器の更新台数	5	4	4	5	5	5	5	28	A	継続	継続	継続	中山間地域における中核病院として高度医療・救急医療を担うための医療機器の整備は必要である。	13 サービスの向上	13 サービスの向上
88	保健・福祉	3 医療	「3」市立三次中央病院の充実	17	病院企画課	認定看護師育成研修事業	認定看護師とは、特定の看護分野(救急看護、がん疼痛看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。 全国の認定看護師数は、5,794人、県内の認定看護師数は、148人(平成21年7月現在)である。 認定看護師の資格要件は、(1)保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有し、(2)認定看護師として必要な実務経験があり、(3)日本看護協会が認定した『認定看護師教育課程』を修了した者である。 認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。平成20年度は、4名の看護師が研修に参加し、平成21年度に認定看護師に合格した。	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病院の支援体制の確立 看護確保のため、有資格者の数を増やしていく。	勤務年数3年以上の看護師	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	認定看護師資格の取得	1 研修受講者数	人	1	4	1	認定看護師教育課程の受講者数	H19 2,021,000	4	認定看護師合格者数	人	4	1	4	認定看護師に合格した人数(平成21年6月現在)	5	5	5	4	3	5	26	B	継続	継続	継続	研修計画に基づき教育課程を修了し、認定看護師に合格した。	13 サービスの向上	13 サービスの向上	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価 ランク	H20 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分																																																																							
												活動指標		H19 年度		H20 年度		H21 年度		説明		活動指標(1) 単位あたり コスト		成果指標									説明		目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ																																																															
												活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明									目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ																																																																	
89	保健・福祉	3 医療	(1)どこでも安心・充実(地域医療)	18	医事課	がん診療連携拠点病院事業	質の高いがん医療体制を確保するとともに、その均てん化のため地域の医療機関との診療連携を推進し、患者・家族等に対する相談支援機能について強化を図り、もって地域全体のがん医療水準を向上させる。 このため、次のとおり推進する。 (1)高度がん治療体制の確立 (2)がん医療従事者の研修事業 (3)がん診療連携拠点病院ネットワークの確立 (4)標準登録様式に基づく院内がん登録の実施と地域がん登録事業への積極的な参加 (5)がん相談支援事業と普及啓発・情報提供	治療率向上のためには、専門医の確保(病理医、心療内科医、麻酔科医)、認定看護師の育成等が必要であり、地域医療機関との診療連携を向上させる。このため、在宅緩和ケアコーディネーターを配置し地域緩和ケアネットワークの構築を図る。また、デイホスピスルームの設置を行っている患者、家族の支援を行う。	(1)医療機器整備 (2)専門的診療従事者の配置 (3)オープンカンファレンスの実施 (4)在宅ケアのための連携 (5)市民への情報提供と相談支援	(1)がん治療実績の向上 (2)かかりつけ医と連携し、ターミナルケア、緩和医療連携体制を充実させる。 (3)相談支援活動の中でがん患者・家族の不安や悩みを緩和する。	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	1 稼働日数 日 366 365 365	2 16,136	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
90	保健・福祉	3 医療	(3)市立三次中央病院の充実	21	病院企画課	手術室・サプライ業務委託事業	手術室や病院内使用器具の洗浄・滅菌業務を行う。	病院の手術室や病院内使用器具の洗浄・滅菌業務の業者による実施を迅速確実なものにし、医師・看護師の要求事項に応えられるようにする。そのことが、患者サービスの向上につながる。	市民	病院の手術室や病院内使用器具の洗浄・滅菌業務の業者委託をする。	効率的な財政運営と経費の節減・専門者の育成	1 手術・サプライ委託費(年間)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
91	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	地域集会所整備事業	地域におけるコミュニティ活動を推進するため、地域住民が自ら所管・管理運営に要する経費に對して、予算の範囲内において補助金を交付する。 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、10万円を上限としている。また、補助対象経費が20万円に満たない場合は補助しない。但し、平成21年度においては、地域活性化・緊急経済対策として予算56,000円を計上している。また、補助率も7/10(平成21年度限定)とし、新築及び買収については、300万円を上限としている。 ※地域集会所整備とは、「建物の新築・増改築」、「建物の買収に要する経費」、「上下水道の接続に要する経費」等である。 ※平成21年度から家賃補助を新設(補助対象経費の1/10)で示された基本施策・主要事業の計画に基づいた次の主要な事業を進め、自治活動拠点となる施設を整備する。 ・地域間や世代間の交流を生活化するための地域イベント、スポーツ活動、文化活動を実施する。 ・美術館や文化施設など地域資源の活用促進を図り、生涯学習を推進する。 ・町内の観光資源を生かした取り組み、情報発信を実施する。 ・地域防災安全体制を充実させる住民組織を構築する。 ・地域コミュニティの醸成に努める。	地域住民が自立し主体性をもち取り組んでいくまちづくり活動は今後、益々増えていくものと思われる。最も身近な活動拠点である、地域集会所の役割は大きく、そのため、老朽化した施設の整備は非常に重要である。多くの地域集会所は、高度経済成長期に建設されたものであり、建築後30年以上経過し老朽化が低下している。機能回復を図るための要望が非常に多い。また、上下水道の整備が完了した地域では、利便性や衛生面から接続の要望も多い。 しかしながら、地域の実情(人口減少率・高齢化・立地条件等)に違いがあり、改修や新築を希望されても、地元負担金が捻出できないため断念されるケースも多く見受けられる。	集会所の機能回復及び機能の充実向上を図るため、整備費を補助	地域活動、地域づくりを行う場としての機能を向上させ、安心・安全で快適な活動等を実現	1 補助件数 件 14 28 70	2 15,992	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	
92	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	19	君田支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	平成18年3月に策定された「君田地域まちづくりビジョン」で示された基本施策・主要事業の計画に基づいた次の主要な事業を進め、自治活動拠点となる施設を整備する。 ・地域間や世代間の交流を生活化するための地域イベント、スポーツ活動、文化活動を実施する。 ・美術館や文化施設など地域資源の活用促進を図り、生涯学習を推進する。 ・町内の観光資源を生かした取り組み、情報発信を実施する。 ・地域防災安全体制を充実させる住民組織を構築する。 ・地域コミュニティの醸成に努める。	これまで、自主防災組織の立上げを各自治区で取り組んできたことにより、自主防災組織が立ち上がった自治区もあるが、立ち上がっていない自治区もあり町内全体のものとなっていない。また、自主防災組織が立ち上がった自治区については、避難マップの作成、要支援者への対応策などをまとめる必要がある。 今後は今まで以上に、地域の連携づくりや自立をめざした人・地域づくりを進める必要がある。そのためには次世代を担うリーダーの育成を図るとともに、君田の特色を生かした取り組みを進めなくてはならない。	・君田自治区連合会主催事業への支援 ・君田地域まちづくりビジョン及び行動計画書実行のサポート ・まちづくりに関する情報の提供(各種情報誌・研修情報等)	自治組織を核とした住民による住民のための自治活動の活性化を図る。	1 自治組織主催事業	2 2,332,500	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	





Table with columns for project details (category, sub-project, main project, start year, fiscal year, project name, summary, future goals, objectives, methods, quantitative analysis, qualitative analysis, cost-effectiveness, city role, necessity, evaluation, and improvement status). It lists various initiatives like 'Resident Self-Governance Promotion' and 'Library Collection Improvement'.

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性												
												活動指標		H19 年度		H20 年度		H21 年度		説明		成果指標											目的適合性		実施改善等 による成果向上 の余地		コストの 削減余地		市民との 関係性		社会的 ニーズ		市民 ニーズ	
												活動指標(1) 単位あたり コスト	単位	年度	年度	年度	年度	説明	説明	単位	年度	年度	年度										説明	説明	単位	年度	年度	年度	説明	説明	単位	年度	年度	年度
101	文化・学習	3	2	19	社会教育課	魅力あるスポーツ文化振興事業	スポーツ・文化みよし夢基金の運用金を財源として、市民のスポーツ・文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図るため、対象事業に補助金を交付し、支援する。 事業の選定については、市民(関係団体代表及び公募委員)と行政で構成する三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会を設置して選考する。検討委員会は候補事業の検討を行い、選考結果について市へ提言する。市はこの提言に基づき、事業を決定する。 平成20年度は、スポーツ関係2事業、文化関係7事業に1つの市民提案事業で合計15,207,655円の補助金を交付した。 平成21年度は、スポーツ関係4事業、文化関係6事業で合計15,680,000円の補助金を交付する計画である。なお、10月以降において追加事業の提案	文化関係の事業と比較して、スポーツ関係の事業の実施が少い状況である。体育協会やスポーツ少年団等の既存の振興団体のみならず、この事業の趣旨をさらに広く市民にPRし、事業を展開していく必要がある。また、うるおいのある暮らし実現に向け、事業の規模の如何を問わず補助対象としていくことを検討する。	市民	魅力的で夢がふられる事業を実現するため、市民と行政の協働により事業を創造し、対象事業に補助金を交付して目的を達成できるように支援する。	良質のスポーツ・文化に触れる機会を増大させるとともに、スポーツ・文化団体の活動や交流を一層促進し、豊かな感性を育て、特に青少年による新たな事業提案をめざす。	17,363	1	2	3	1	13,712,000	4	件	7	10	10	補助金交付事業数	補助金交付事業数	4	3	3	4	3	4	4	4	22	B	現状維持	継続	この事業の趣旨をさらに広く市民にPRし、事業を展開していく必要がある。	1	4	成果の向上				
102	文化・学習	3	2	16	秘書広報課	国際交流推進業務(財団法人三次国際交流協会)	国際交流事業の推進及び国際交流の推進に向けた取り組み。 三次市における国際化の進展に適切に対処するとともに、在住外国人と地域住民との親善交流及び市民レベルでの国際交流・国際協力を積極的に推進する。 (1)在住外国人のための生活相談・日本語教室(2)賛助会員の募集(3)国際交流・協力ボランティアの募集(4)スピーチ交流会(5)国際交流・協力事業報告会(6)友好・姉妹都市からの海外訪問団受入事業協力(7)外国人訪問者の受入れ(8)各交流団体への助成交付事業	①現在の交流都市及び友好・姉妹都市との相互交流の継続的な推進を図り、国際感覚豊かな人材育成を行う。 ②東北地域に在住する外国人が、より安心して暮らすことができる支援を行う。積極的な支援ができるよう、日本語ボランティアを育成する研修会を開催する。 ③財団法人三次国際交流協会では、主要事業として市内在住外国人と市内の中学・高校生を対象としたスピーチ交流会の継続とさらなる参加者拡大を目指す。 ④三次市在住外国人が暮らしやすい生活相談、日本語教室の支援を継続して行う。 ⑤地域住民との相互理解を図り、住みやすい環境を提供する。	(1)外国人との交流及び国際理解を目的とした事業実施(2)外国人が住みやすい訪問しやすいまちづくりの活動(3)協会の活動拡大と強化の事業実施(4)国際交流団体支援の事業実施(5)友好・姉妹都市交流推進の事業実施	三次市在住外国人を含む民間国際交流団体	①三次市民の国際意欲の高揚・国際交流の推進 ②在住外国人が住みやすいまちづくりの形成 ③民間国際交流団体の活動支援と団体強化 ④国際理解、協力に向けた人材育成	13,610	1	17	14	17	1	915,705	4	人	27	17	20	国際交流協力事業報告会/日本語スピーチコンテスト参加者数	協会主催の事業実施における参加者数	4	3	3	5	3	4	23	B	継続	未実施	国際交流に関心をもつてもらうような講座やイベントを開催し、相互理解につなげるよう継続して事業を実施する。	1	0	内容の改善					
103	文化・学習	3	1	16	地域振興課	平和推進事業	被災者や戦争体験者の高齢化に伴い、原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れられようとしているため、恒久平和の承継と創造をすることが重要な課題となっています。このため、『三次市平和非核都市宣言』の浸透と平和折念事業による国内・国外への平和の発信を行います。 ○平和のつどい MIYOSHI 2009 ○平和映画上映会 ○平和絵紙展＆折鶴リレー ○8・6、8・9折りの呼びかけ(サイン、平和の鐘の一斉放送)など	市民の関心を高めるため、より多くの市民が参加できる事業を創出する。	市民	平和を考える機会を提供として、平和のつどいや平和映画等の開催、慰霊としてサイン吹鳴・平和の鐘一斉放送の実施。	平和の暮らしに思いをよせ、恒久平和の実現に強い関心を抱く。	4,823	1	11	12	12	1	441,272	4	人	1,000	880	1,000	「平和のつどい」MIYOSHI2009」及び「平和映画展」の来場者数	「平和のつどい」MIYOSHI2009」及び「平和映画展」の来場者数	4	3	3	4	5	26	B	継続	継続	引き続き有効性、効率性を考慮しながら、平和を基調とするまちづくりのため本事業を推進する必要がある。	4	市民の多様な力の活用							
104	文化・学習	3	2	16	地域振興課	人権啓発事業	人として人権感覚を身につけるための取組を行うこと、自らが問題に気づくこと、そして、他人を思いやる意識に目覚めることができる具体的な施策を行う。 ●ひと・かがやきフェスタ2008(映画上映会、講演会、人権書道作品展、啓発パネル展、別務所作業所製品展示即売、ユニバーサル) ●ひと・かがやきセミナー(絵本の読み語り、市内3会場) ●ひと・かがやき映画会 ●PTA人権教育講演会支援(小学校16校、中学校4校) ●日本語教室 ●人権の花運動	ひと・かがやき・みよしプラン(三次市人権教育・啓発推進プラン)にも基づき、時代の要請にそって啓発の取組について、広く市民に伝え、理解をしていただく。	市民	「ひと・かがやきフェスタ」や「ひと・かがやきセミナー」、また課題別の啓発事業を開催し、市民の人権感覚の高揚を図る。	市民の誰もが、人権尊重の理解を深め、互いに認め合い、ともに支えあって生きるひとづくり・まちづくりをめざす。	7,730	1	7	5	4	1	879,000	4	人	876	1,536	3,500	講演会の開催箇所数	講演会の参加者数	4	3	3	4	5	23	B	継続	継続	より多くの市民の参加を促すように、引き続き開催場所、開催方法を検討し、事業目的の実現に向け継続して取り組む必要がある。	1	0	内容の改善						

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局 削減	拡大・縮小 改善の必要性	改善区分														
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明									目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ								
																																							1	2	3	4	5	6		
105	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	15	市民生活課	市民無料法律相談	多重債務、相続、離婚、土地境界問題等について、弁護士による無料の法律相談を毎月第1・第3木曜日の13時から16時まで、相談時間30分単位で実施する。法的に専門知識を要する相談事例が多く、市職員、消費生活相談員では、問題解決が困難な問題について、弁護士の相談、アドバイスを受けてもらう。特に近年は、多重債務問題が顕著化し、国においても、多重債務相談マニュアルを作成し、対応しているところであるが、最後は、法律の専門家である弁護士に依頼して、問題解決を図る必要があるため、ぜひとも必要な事業である。	毎月第1・3木曜日に実施しているが、相談件数も多く、事業の拡大を検討する必要がある。限られた時間(30分)なので、相談者には質問内容を整理して相談するよう勧めている。また多くの市民に利用してもらうため相談者の同一相談は受けないようにしている。備北地域事務所の県民相談室も第3木曜日に無料弁護士相談を行っている。紹介している。	原則として三次市民一住所・勤務先・学校等が三次市内であること。電話予約受付を行っている相談を受けてもらう。	市と広島弁護士会が業務委託契約締結し、広島弁護士会から派遣される弁護士が、刑事・民事・その他の法律相談全般に応じる。	相談者が法的に問題解決の道筋を付けられるよう、助言と指導を行う。	1,043	1	想定される相談回数	回	144	144	144	毎月第1と第3木曜日に30分づつ6枠 6枠×2回×12月=144回	7,236	4	相談者	人	129	125	130	相談者数は微増であるが、多重債務問題が顕著化しており、相談件数は増えると思われる。	相談者のニーズにしている。	解決に向けて方向性が明確である。	コストは弁護士への業務委託料であり、弁護士費用が高額であることから、削減の余地は小さい。	市民の立場に立った行政を目指すならば、市で行わなければならない。(有料の法律相談は毎週木曜日に広島弁護士会が行っている)	多重債務等を解消して安定した生活を取り戻すためには、必要性は高い。	予約制で受け付けているが、他機関へ紹介するほど、市民ニーズは高い。ひまわり基金事務所が開設されたが、相談者は、低所得者等が多く、民間への相談は困難である。	21	C	継続	拡大	1	市民と行政の協働	有	予算額	相談件数は微増していることから、受益者負担も考慮し、開催回数について検討する。	継続	有	8	事務事業の効率化
							2	消費生活相談PR件数	回	2	3	消費生活相談の巡回会場数	1	177,500	4	相談者	人	26	21	参加者総数	巡回会場では相談がしにくい、また学習会も出前講座などにより目的がなげに行きにくい	参加者総数が少ない	経費自体がなく、経費削減の余地はない。	県の消費センターの活用もあるが、市が主体的にやったりはよい	相談状況は、減少傾向であるが、内容は複雑にわたり社会的ニーズはある。	巡回相談としては低い	20	C	未実施	未実施	廃止	無	無	21年度より総合窓口センター総合相談係が設置され他部署(支所も含む)との連携を強化しており、巡回相談の必要性がない。また啓発の学習会についても出前講座を開催して21年度は啓発事業として大規模な消費生活相談も計画しているため。	出前講座などの開催に合わせて実施するなど、実施方法を検討し、巡回啓発相談は廃止を検討する。	廃止	有	8	事務事業の効率化							
							3	開催箇所数	箇所	4	4	4	男女共同参画週間講演会(6月) 男女共同参画画セミナー(3回) 平成21年度は、基本計画変更のため、	1,794,250	4	来場者数	人	227	181	240	講演会セミナー等来場者数	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。広報周知はしているが、より多くの市民参加が得られる工夫が引き続き必要。	団体補助金が事業費の2分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみならず、市民の創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条の市に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築に、緊急性の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善が進みつつある。	啓発事業のみでは男女共同参画の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための社会参加の就労・起業支援などを併せて実施する必要がある。	24	B	継続	拡大	1	内容の改善	有	継続	有	10	内容の改善								
106	5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	19	市民生活課	巡回啓発相談に関すること	消費生活相談に関しては、最近ではインターネット、携帯電話、振り込み詐欺など、相談内容も多様化している。またインターネット、携帯電話のトラブルなど相談者の低年齢化も進んでいます。こうした中で、消費トラブルを未然に防ぐため、巡回消費生活相談を開催して学習会、消費生活相談を行う。	啓発という面での巡回消費生活相談であるが、実際に相談があれば支所や総合相談係(消費生活センター)へ来られるので相談事業の巡回は効果がない。また啓発に関する出前講座や、21年度から啓発に大規模な講演会も計画しており巡回消費生活相談は事業廃止を検討する。	悪徳商法から身を守るための学習会と消費生活に関する相談業務	消費者のトラブルを未然に防ぐ。また消費生活相談者の苦情解決を図っていく。	357	1	消費生活相談PR件数	回	2	3	消費生活相談の巡回会場数	1	119,000	5	相談者	人	26	21	参加者総数	巡回会場では相談がしにくい、また学習会も出前講座などにより目的がなげに行きにくい	参加者総数が少ない	経費自体がなく、経費削減の余地はない。	県の消費センターの活用もあるが、市が主体的にやったりはよい	相談状況は、減少傾向であるが、内容は複雑にわたり社会的ニーズはある。	巡回相談としては低い	20	C	未実施	未実施	廃止	無	無	21年度より総合窓口センター総合相談係が設置され他部署(支所も含む)との連携を強化しており、巡回相談の必要性がない。また啓発の学習会についても出前講座を開催して21年度は啓発事業として大規模な消費生活相談も計画しているため。	出前講座などの開催に合わせて実施するなど、実施方法を検討し、巡回啓発相談は廃止を検討する。	廃止	有	8	事務事業の効率化		
2							消費生活相談PR件数	回	2	3	消費生活相談の巡回会場数	1	119,000	5	相談者	人	26	21	参加者総数	巡回会場では相談がしにくい、また学習会も出前講座などにより目的がなげに行きにくい	参加者総数が少ない	経費自体がなく、経費削減の余地はない。	県の消費センターの活用もあるが、市が主体的にやったりはよい	相談状況は、減少傾向であるが、内容は複雑にわたり社会的ニーズはある。	巡回相談としては低い	20	C	未実施	未実施	廃止	無	無	21年度より総合窓口センター総合相談係が設置され他部署(支所も含む)との連携を強化しており、巡回相談の必要性がない。また啓発の学習会についても出前講座を開催して21年度は啓発事業として大規模な消費生活相談も計画しているため。	出前講座などの開催に合わせて実施するなど、実施方法を検討し、巡回啓発相談は廃止を検討する。	廃止	有	8	事務事業の効率化								
3							開催箇所数	箇所	4	4	4	男女共同参画週間講演会(6月) 男女共同参画画セミナー(3回) 平成21年度は、基本計画変更のため、	1,794,250	4	来場者数	人	227	181	240	講演会セミナー等来場者数	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。広報周知はしているが、より多くの市民参加が得られる工夫が引き続き必要。	団体補助金が事業費の2分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみならず、市民の創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条の市に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築に、緊急性の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善が進みつつある。	啓発事業のみでは男女共同参画の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための社会参加の就労・起業支援などを併せて実施する必要がある。	24	B	継続	拡大	1	内容の改善	有	継続	有	10	内容の改善									
107	3 文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(3) 男女共同参画社会づくり	16	地域振興課	男女共同参画推進事業	一般市民への啓発のみならず、各種団体を対象とした啓発や、事業所等へ女性支援策など実行性のあるものが必要である。	講演会(男女共同参画週間中)、セミナー(全3回、10月～11月)、広報誌「パートナーみよし」の発行(年3回)	男女共同参画週間講演会(6月) 男女共同参画セミナー(全3回、10月～11月) 男女共同参画情報誌「パートナーみよし」発行(年3回)	講演会(男女共同参画週間中)、セミナー(全3回、10月～11月)、広報誌「パートナーみよし」の発行(年3回)	男女共同参画社会への理解促進	7,445	1	開催箇所数	箇所	4	4	4	1,794,250	4	来場者数	人	227	181	240	講演会セミナー等来場者数	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。広報周知はしているが、より多くの市民参加が得られる工夫が引き続き必要。	団体補助金が事業費の2分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみならず、市民の創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条の市に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築に、緊急性の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善が進みつつある。	啓発事業のみでは男女共同参画の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための社会参加の就労・起業支援などを併せて実施する必要がある。	24	B	継続	拡大	1	内容の改善	有	継続	有	10	内容の改善			
2							開催箇所数	箇所	4	4	4	1,794,250	4	来場者数	人	227	181	240	講演会セミナー等来場者数	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。広報周知はしているが、より多くの市民参加が得られる工夫が引き続き必要。	団体補助金が事業費の2分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみならず、市民の創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条の市に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築に、緊急性の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善が進みつつある。	啓発事業のみでは男女共同参画の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための社会参加の就労・起業支援などを併せて実施する必要がある。	24	B	継続	拡大	1	内容の改善	有	継続	有	10	内容の改善										
3							開催箇所数	箇所	4	4	4	1,794,250	4	来場者数	人	227	181	240	講演会セミナー等来場者数	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。広報周知はしているが、より多くの市民参加が得られる工夫が引き続き必要。	団体補助金が事業費の2分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみならず、市民の創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条の市に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築に、緊急性の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善が進みつつある。	啓発事業のみでは男女共同参画の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための社会参加の就労・起業支援などを併せて実施する必要がある。	24	B	継続	拡大	1	内容の改善	有	継続	有	10	内容の改善										
108	3 文化・学習	4 スポーツ	(2) 子どもがスポーツに夢をもてる環境づくり	17	社会教育課	小学生スポーツ振興事業(小学生陸上記録会)	三次市内全校の6年生が「みよし運動公園陸上競技場」において競技を行うことにより、学校間の交流をはじめ、児童の体力・運動能力・競技力の向上を図る。また、自己の目標達成を果したため、練習に取組むことで、徳・体のバランスのとれた人間形成を図る。	三次市内小学校6年生が「みよし運動公園陸上競技場」において、100m走・走り幅跳び・ソフトボール投げ・800m走・4×100mリレーの5種目により陸上記録会を行う。	陸上記録会をとおして体力・運動能力・競技力が向上し、記録会に向けて練習することで努力することの大切さを学び、知・徳・体のバランスのとれた人間形成を目指す。	陸上記録会をとおして体力・運動能力・競技力が向上し、記録会に向けて練習することで努力することの大切さを学び、知・徳・体のバランスのとれた人間形成を目指す。	1,550	1	実施回数	回	1	1	1	10月に開催	1,715,000	4	児童の体力・運動能力が全学年平均を上回っている種目の割合	%	38	50	63	広島県児童の体力・運動能力調査(テスト種目:8)	目標を全て達成しているとはいえないが、陸上競技をとおして運動を始める契機づくりやバランスのとれた人間形成を図ることに効果を与えていると思われる。	競技力向上に向けては、引き続き手段・方法の検討が必要である。	児童の輸送に係るバス借上げが経費の大部分を占めているため、コスト削減の余地は少ない。	学校行事であるため、市の関与が必要である。	児童の体力・運動能力は低下しており、陸上記録会をとおして体力・運動能力・競技力の向上に社会的ニーズがある。	当該事業は市内小学校を対象であるため、市民の認知は少ない。近年は健康づくりなどを目的に運動を生活のなかで取り入れる傾向があり、児童がスポーツ活動をとおして体力・運動能力の向上を図ることに市民のニーズはあられる。	19	C	継続	継続	継続	無	無	陸上記録会を開催することにより、スポーツに取組む契機づくりや目標に向かって努力することの大切さを学ぶことができる。学校間の交流については、引き続き方法を検討する必要がある。	競技会の開催を通して児童の体力・運動能力・競技力の向上を図るだけでなく、運動を通じた人間形成の場となるよう今後も事業を展開する。	継続	有	10	内容の改善	
2							参加児童数	人	533	489	518	市内小学校6年生の参加者数	1,550,000	5	児童の体力・運動能力が全学年平均を上回っている種目の割合	%	38	50	63	広島県児童の体力・運動能力調査(テスト種目:8)	目標を全て達成しているとはいえないが、陸上競技をとおして運動を始める契機づくりやバランスのとれた人間形成を図ることに効果を与えていると思われる。	競技力向上に向けては、引き続き手段・方法の検討が必要である。	児童の輸送に係るバス借上げが経費の大部分を占めているため、コスト削減の余地は少ない。	学校行事であるため、市の関与が必要である。	児童の体力・運動能力は低下しており、陸上記録会をとおして体力・運動能力・競技力の向上に社会的ニーズがある。	当該事業は市内小学校を対象であるため、市民の認知は少ない。近年は健康づくりなどを目的に運動を生活のなかで取り入れる傾向があり、児童がスポーツ活動をとおして体力・運動能力の向上を図ることに市民のニーズはあられる。	19	C	継続	継続	継続	無	無	陸上記録会を開催することにより、スポーツに取組む契機づくりや目標に向かって努力することの大切さを学ぶことができる。学校間の交流については、引き続き方法を検討する必要がある。	競技会の開催を通して児童の体力・運動能力・競技力の向上を図るだけでなく、運動を通じた人間形成の場となるよう今後も事業を展開する。	継続	有	10	内容の改善							
3							参加児童数	人	533	489	518	市内小学校6年生の参加者数	1,550,000	5	児童の体力・運動能力が全学年平均を上回っている種目の割合	%	38	50	63	広島県児童の体力・運動能力調査(テスト種目:8)	目標を全て達成しているとはいえないが、陸上競技をとおして運動を始める契機づくりやバランスのとれた人間形成を図ることに効果を与えていると思われる。	競技力向上に向けては、引き続き手段・方法の検討が必要である。	児童の輸送に係るバス借上げが経費の大部分を占めているため、コスト削減の余地は少ない。	学校行事であるため、市の関与が必要である。	児童の体力・運動能力は低下しており、陸上記録会をとおして体力・運動能力・競技力の向上に社会的ニーズがある。	当該事業は市内小学校を対象であるため、市民の認知は少ない。近年は健康づくりなどを目的に運動を生活のなかで取り入れる傾向があり、児童がスポーツ活動をとおして体力・運動能力の向上を図ることに市民のニーズはあられる。	19	C	継続	継続	継続	無	無	陸上記録会を開催することにより、スポーツに取組む契機づくりや目標に向かって努力することの大切さを学ぶことができる。学校間の交流については、引き続き方法を検討する必要がある。	競技会の開催を通して児童の体力・運動能力・競技力の向上を図るだけでなく、運動を通じた人間形成の場となるよう今後も事業を展開する。	継続	有	10	内容の改善							

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務の対象者等, 手段, 目的, H20年度事業費, 活動指標, H19年度, H20年度, H21年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, H19年度, H20年度, H21年度, 説明, 手段の適切さ, 市の役割, 必要性, 合計点, ランク, H19年度評価, H20年度評価, 1次総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次評価事務局業務, 拡大・縮小, 改善の必要性. Rows include 109, 110, 111, 112.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務 拡大・縮小 内容	改善の必要性	改善区分												
													活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明							目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ラング	H19年度 評価	H20年度 評価	判断理由	判断理由
113	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	農政課	「地産地消の店」認定業務	三次産農産物を食材として積極的に使用した料理を提供する飲食店を「地産地消の店」として認定することにより、三次産農産物の宣伝と消費拡大を図り、地産地消を推進する。	認定店の数を増やすとともに、三次産農産物を積極的に販売している小売店や加工品なども認定対象とするよう考える。認定されたことによるメリットが見える事業を考える。	三次産農産物を食材として積極的に使用している飲食店を「地産地消の店」として認定し、市広報や市のホームページおよびCATVなどで紹介する。地産地消の店を紹介したパンフレットの作成なども行い、積極的にPRする。	認定店は地産地消に対する姿勢や意識の高い店で、安心して新鮮であること意識付け、利用者や三次産農産物の購買意欲の増加、消費拡大へと繋げる。	1,938	1	4	4	各種広報紙の活用件数	H19年度 1,431,000	4	店舗数	店	10	12	8	「地産地消の店」として認定した店舗数	5	2	5	3	5	5	25	B	継続	継続	継続	認定店舗数の増加に向けた取り組み、および認定店の積極的なPRなど今後継続して行う必要があると考えられる。	三次産農産物を食材として積極的に使用する認定店の拡大と、三次産農産物の消費拡大を図り、地産地消を推進する。	有り	1	4	成果の向上			
114	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	農政課	戦略的農業経営シンクタンク設置事業	農業生産法人や農産物加工グループ等が有する農業経営に関する様々な課題の解決や、効率的な経営の実現を図るため、各分野の専門的知識を有する有識者を派遣し、指導する。	市内の生産者が共有する課題を把握し、市として有効な手段が提案できるよう、その課題の解決に適した人材(有識者)の情報把握したうえで、引き続き制度の周知を図っていく。	専門家の派遣	農業経営に関する各種課題に対し、有識者からのアドバイスにより解決を図り、効率的な農業経営の確立を推進する。	1,020	1	4	2	派遣した講師の人数	H19年度 497,750	4	制度利用団体		2	2	2	自立した農業経営を実現するためには、有識者の専門的知識とアドバイスが有効である。	4	4	5	4	4	25	B	継続	終了	終了	施行3年目を迎え、各種研修会等へ講師を派遣し、市が普及を進める安全・安心な農産物の生産や地産地消の推進に一定の成果はあったと考える。今後は、市が主催する市民への普及啓発を行う方法により、引き続き市農政の推進に努めるべき。	効果を検証し、制度の内容を検討する。	有り	1	5	効果の検証				
115	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	18	農政課	圃場産地構造改革推進事業	広島県新農林水産業・農山村活性化行動計画(以下「行動計画」という。)の実現を目指す。担い手を中心とした圃場産地の構造改革や畜産の生産構造改革を加速化することにより、産業として自立できる農業の確立を図る。特に、集落型農業生産法人の経営安定と高度化により、水稲依存から脱却し、持続的・安定的な経営を行うため、法人がアスパラガス栽培に取り組み、栽培設備の整備に係る経費について、補助金を交付する。	圃場地域事務所や北部農業技術指導所等の関係機関との連携をより強化し、他の法人支援策も含めた支援を行う必要がある。	アスパラガス圃場整備(排水溝・耕起・堆肥投入・整地等の一貫作業)に係る費用を補助する。生産に係る条件整備では、パイプハウス・果樹棚等生産施設、移植機及び収穫機等農業用機械、暗渠排水の設置等(補給条件整備含む)等、収穫までに必要な機械施設に要する費用について補助する。	永続的な農業生産活動が可能となる集落法人等を経営の基本とし、稲作中心の農業経営から収益性の高い園芸経営の柱とした強い農業構造への転換を進める。	21,962	1	220	1,890	1,000	H19年度(農)ファーム紙屋 0.22ha、H20年度 大地区 0.44ha、本谷地区 0.92ha、室谷地区 0.53ha	11,268	4	圃場法人	地区	1	3	2	本事業を活用することで、基盤整備に係る経費負担削減ができ、新規アスパラガスの栽培を導入する際のきっかけになっている。	4	4	5	4	4	25	B	継続	継続	継続	今後も継続して必要がある。圃場に依存している法人の経営について、米価の低迷が続き、今後継続してある程度の収入の確保が見込めるアスパラガスの栽培に取り組むことは、経営の安定には有効な手段であり、それを市が支援することで、多くの法人が取り組むことが可能となる。	法人の経営基盤を強化する上でも、稲作依存からの脱却は必要な事業である。	有り	1	5	効果の検証			
116	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	20	農政課	酪農・和牛支援対策事業	(肉用牛ブランド化)畜産農家が肉用牛の改良事業に補助金を交付することで、肉用牛の改良増殖を推進し、肉質・増体等の産肉能力の向上を図り、優秀な三次肉用牛のブランドを構築することで収益性の高い畜産経営の確立に資する。  (酪農ヘルパー)肉用牛ヘルパー)市内の酪農家・畜産農家が定期的または臨時的に利用するヘルパーの利用料の一部を市が助成することで、休日の取得を促進し、安定的でゆとりある畜産経営の発展に資する。	三次市内の畜産農家・酪農家においては、小規模の飼養農家では高齢化が進み、体系的にも一般管理作業が困難になり、また経営的にも飼料価格や原油価格の高騰、子牛価格の下落などにより大変厳しい状況である。 一方、三次市内の繁殖牛レバは一定以上に達しており、当事業が効果的に機能しているといえる。今後は、JAと協議を進めながら、産子の保留や繁殖農家の確保に重点を置くことで、市内に安定して優良種を維持できるように、農家へ促していく。また、広島県・三次市・JA等が参加するプロジェクトチームでは、集落法人に繁殖雌牛を導入し、法人として牛の飼養管理を進める形態を促進しており、新たな和牛飼養者の増加を目指す。	市内に居住し、市内で肉用牛または乳用牛を飼育している者	収益性の高い牛を飼育することで、農家の所得を向上する。 ヘルパー事業により、休みのない牛の飼育管理を解消することで、農家の生活にゆとりをもたらす。	7,411	1	50	56	56	優良血統牛の保留や、規模拡大により申請件数が増加傾向にある。	H19年度 157,394	4	肉用牛ブランド化助成	頭	80	74	80	農家の高齢化は深刻であり、今後もヘルパー利用への助成の必要性は高い。血統のよい牛が期待できない状況であり、個々の農家単位での優良種への更新に係る負担を軽減することが重要である。	4	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	継続	古くからの肉用牛産地である三次市において重要な位置を占めており、その振興を図る必要性は高い。牛の飼育は、飼料作物の作付け等転作田の有効利用や、牛の堆肥を使用することによる化学肥料使用料の低減等、農家の所得向上に資する。	これまでの取り組みにより、市内の繁殖雌牛は一定以上のレベルに達している。酪農・畜産農家にとって後継者の育成、経営の安定につながる支援策を考案する必要がある。	有り	1	0	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局 業務	拡大・縮小 内容	改善の必要性																			
													活動指標		成果指標		説明		説明		目的適合性	実施改善等による余剰	コスト削減余地	民間との協働										社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由															
													H19年度	H20年度	H21年度	H19年度	H20年度	H21年度	H19年度	H20年度	H21年度	説明	説明	説明										説明	説明			説明														
117	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	21	農政課	和牛の里創設事業	<p>(目的) 肉用牛繁殖農家の減少への対応、繁殖母牛頭数の確保及び肉用牛の振興。 ・和牛飼養環境整備事業 牛舎の増設にかかわる経費が50万円以上のものを対象に、3分の1以内(上限50万円)の補助。 ・水田放牧促進事業 水田放牧を実施する際の電気柵等購入経費を対象に、3分の1以内(上限5万円)の補助。</p>	<p>農業従事者の高齢化や後継者不足、飼料価格の高騰により繁殖農家戸数は減少傾向にあるが、三次の肉用牛の振興を促進するためにも県やJAと連携して、農家の現状を把握し、本事業を新規就農や規模拡大の意思がある方に対して効率的に推進していく。 広島県、三次市、JA等が連携して組織するプロジェクト「チーム広島」において、水田放牧の推進、放牧技術の啓発、農家を対象とした放牧研修会等を行っており、今後も継続的に水田放牧を推進していく。 また、広報誌等を活用することにより、本事業の周知を幅広く行っていく。</p>	市内居住の当事業を実施しようとする者。	牛舎の新増設改築および電気柵等購入にかかる費用の一部助成。	<p>・牛舎の新増設改築に伴う農家の負担を軽減するため補助金を交付することで、新規飼育農家の確保、中核経営農家の確保、中核経営農家の経営規模拡大を目指す。 ・水田放牧を実施する際の、初期投資にかかる負担を軽減するために補助金を交付することで、和牛飼育管理の省力化及びそれに伴う規模拡大を目指す。</p>	1,218	1	和牛の里創設事業	件	2	1	7	農家の現状把握や事業の周知不足により、昨年度の申請は1件にとどまった。今年度は、JAと連携して	H19年度 711,500	4	肉用牛頭数	頭	700	715	800	牛舎の新増設改築により、飼養規模が拡大し、作業効率も向上し、和牛飼養環境も改善された。	4	3	4	4	5	3	23	B	継続	継続	飼養頭数の拡大や新規で飼育を始める場合は、牛舎の整備が必要であり、農家の投資を軽減するための支援を行うことで、それらを可能とする。また、堆肥の利用による循環型農業の実践により、環境への配慮と安全な農産物の生産が可能となる。水田放牧は、和牛飼養管理の省力化や低コスト化のみならず、耕作放棄地の解消等にもつながり、地域環境	無し	継続	効果を検証し、制度の内容を検討する。	有り	10	内容の改善								
118	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	農政課	新規就農者受入拡大事業	<p>(趣旨) 新に農業を営み、農村社会の安定的な発展及び活力ある農村社会の形成に参画しようとする者に対し、新規就農者の経営等に要する経費に対して支援する。(補助事業) ・新規就農者・新規就農予定者へ200千円/月(上限)の生活支援、及びその扶養家族へ14千円/月(上限)の支援。 ・機械又は農地の購入経費として3,000千円を上限に1/2以内で補助 ・基幹作業用機械の借上として、20千円/回を実費額で補助 ほか ・営農指導助成として、新規就農受入者へ50千円/月で補助</p>	新規就農者の確保	新規就農者への生活支援、機械導入又は基幹作業用機械等の借り上げ料支援並びに新規就農受入者への営農指導助成等	新規就農者の支援、確保等による農村社会の安定、人口の増加につなげる。	9,022	1	新規就農者数	人	5	5	事業採択者数(新規就農者数)	H19年度 #VALUE!	4	新規就農者数	人	5	5	新規就農の希望はあるが、すぐに収入につながらないため、市による生活支援は必要である。現在、市は生活支援が必要ない人への生活支援が行われる可能性もある。	3	2	3	5	4	4	21	C	継続	終了	今年度までに計8名の方を採択し、生活支援を行ってきたが、自立した農業経営のむしる阻害につながらない。「補助金目当て」の新規就農も全国的にはあり、就農するだけで生活支援金を得られるかどうか。	無し	終了	効果を検証し、制度の内容を検討する。	有り	15	効果の検証											
119	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	16	農業委員会事務局	農地保有合理化促進事業	<p>農地保有合理化法が中間保有している農地を、農業委員が仲介役となり所有権移転や賃貸借の手法で、担い手農家等に対して斡旋を行う制度</p>	財)広島県農林振興センターは平成18年度で新規に中間保有していることは中止しているが、保有農地については引き続き事業実施している。この農地についてあっせんしていく。また、平成21年の農地法改正により農地利用集積円滑化事業等の新制度が創設されることに伴い、その推進体制作りと制度周知を行う。	規模拡大を目指す農家や、集落法人へ利用権設定などの方法で農地を集約していく。	担い手などに農地を集積し、その経営安定に資する。また、耕作放棄地の発生も合わせて防止する。	143	1	農地利用合理化事業実施件数	件	2	2	2	事業実施件数	H19年度 107,000	4	農地利用合理化事業実施件数	件	2	2	2	事業実施件数	5	5	5	3	3	26	B	継続	終了	事業実施要綱の目的と合致している	5	5	5	事業目的に沿った効果が十分発揮されている	5	5	5	事業手続に要する人件費のみならずコスト削減の余地はない	3	3	地域農業振興に資するため、地域農業の担い手などの経営安定のため規模拡大を希望している農業者には必要である	有り	終了	新制度の創設に伴い、その制度の推進と周知を行う。	無し	
120	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	16	農政課	認定農業者育成事業	<p>農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、農地と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図るため、農地の利用権設定による認定農業者への農地集積を支援する。利用権設定の面積及び期間に応じて、補助金を交付する。</p>	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、農地と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図るため、農地の利用権設定による認定農業者への農地集積を支援する。利用権設定の面積及び期間に応じて、補助金を交付する。	3年以上の賃借権の設定を受けた認定農業者	認定農業者の農業経営の安定を図る。	20,709	1	賃借権を得ている認定農業者数	件	24	17	20	賃借権の設定により経営規模の拡大に取組む、経営の安定を図っている認定農業者数	H19年度 1,385,833	4	賃借権設定面積	ha	1,006	1,078	1,000	耕作放棄地の減少につながる。農業の担い手不足が中核と意欲と能力のある認定農業者の増加につながる。認定農業者が中山間直接支払制度等各種補助事業の交付要件となったため今後更に増加傾向にあり本制度の利用も増え、耕作放棄地の減少につながる。	4	4	3	4	4	21	C	継続	縮小	この制度は、認定農業者の経営安定を目的としており、地域農業の担い手としての認定農業者の増加につながる。認定農業者が中山間直接支払制度等各種補助事業の交付要件となったため今後更に増加傾向にあり本制度の利用も増え、耕作放棄地の減少につながる。	有り	縮小	認定農業者による経営規模拡大・経営の安定と農地保全の観点から、事業の継続は必要である。一律の補助金交付内容について検討が必要がある。	有り	15	効果の検証										

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性											
												H20年度		H19年度		H20年度		H21年度		説明		活動指標(1)		成果指標		説明		目的適合性		実施改善等による効果向上の余地		コスト削減余地		市間与の妥当性			社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点		改善の必要性		改善の必要性		
												活動指標	単位	年度	年度	年度	年度	説明	説明	単位	年度	年度	年度	説明	説明	説明	説明	説明		説明	説明	説明	説明	説明	説明		説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明
121	産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安全・安心・そしておいしいも」	18	教育企画課	地産地消(ふるさとランチ米飯給食拡大に関すること)	三次産の新鮮で安全な食料を学校給食に活用し、食育に教材として用いることにより地域の自然、産業、文化等に関心をもち、理解を深めるなど様々な効果が期待される。各地域の実情に合った地産産物の活用を推進している。学校給食にも地域の産物を活用するよう明記された。三次市食育推進計画(平成20年3月策定)でも地産産物活用推進のため「ふるさとランチの日」を設置することとしている。米飯給食も拡大すべく、炊飯設備も設置し(平成20年度は十日市共同調理場に米飯設備を併設)、併せて三次産こだわり米を利用し食農教育の推進等もしている。	地産産物の活用率を上げるには、調理場、学校と生産者の間を調整する機能が必要であり、調理場、学校、家庭、地域の連携協力関係の構築が必須である。 また「ふるさとランチの日」を実施して地産産物の活用など気運を盛り上げていく必要がある。生産者や生産者団体等との交流の推進やJA三次等関係団体との連携推進も必要と思われる。	在学する全ての児童、生徒	地産産物を使用することを通して、食に対する正しい理解と適切な判断力を養うとともに、地域の自然、食文化等について理解を深め、自然の恵みや食に関わる様々な活動への感謝の気持ちを醸成する。	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	1	地産産物活用率	%	26	31	35	野菜、果物の食料数の内三次産の食料数の割合	H19年度 #VALUE!	4	供給体制の組織数	7	11	11	食育基本法、学校給食法に規定されていることであり食育推進に活用し効果向上が求められている。	4	4	3	3	5	4	23	B	未実施	継続	拡大	継続	4	市民の多様な力の活用	4	市民の多様な力の活用						
122	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	18	農政課	果実・野菜支援対策(販売野菜等ハウス導入支援事業)	ハウス導入による出荷野菜及び花きの生産促進を図り、農家所得の向上と農業経営の安定に資するため、三次市出荷野菜等ハウス導入事業に要する経費に対し支援を行う。	同事業の事業年度について要綱改正し、今後とも出荷野菜や菊のハウス栽培を行う生産者を支援していく必要がある。農業者の高齢化が進んでいる状況で、水稲以上に手が推し進めるには、ハウスを導入し、できるだけ高価格で販売できる農産物、特別栽培や低農薬栽培など、消費者のニーズに対応できる農産物を栽培する必要がある。	出荷野菜及び花きの栽培を、ハウスの導入により行う	出荷野菜及び花きの栽培のためハウスの導入に要した経費の1/2以内を補助金として交付。	農産物の販売による所得の向上	H20年度 事業費 (千円)	1	ハウス導入棟	26	18	20	ハウス整備棟当たりの投資額	H19年度 219,038	4	ハウス導入棟	26	18	20	ハウス導入をすることで、生産者の野菜栽培に対する意欲の向上など、生産活動を有利に行うことが可能で、本事業を活用すればハウス導入に係る経費負担も削減でき、農家所得向上につながる。	4	4	4	5	4	25	B	継続	継続	継続	無し	1	効果の検証									
123	産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安全・安心・そしておいしいも」	19	農政課	特殊農法チャレンジ支援事業	他産地との農業経営における差別化を図り、自然と調和した環境保全型農業を推進するため、特殊農法による農産物の生産出荷に要する経費に対して補助金を交付する。	市内一円で特殊農法が広がるよう、PRする。(一部の地域に集中しないように)	市内に居住し、市内の農地において出荷販売するための農産物を生産する個人、団体(集落及び農業生産法人等)	有機農法(JAS規格)により栽培された農産物及び特別栽培農産物の生産出荷に要する経費に対して(10a当り1万~2万円)補助する。	市内の農家、団体が特殊農法により、環境にやさしい農業の実践を行うことで環境保全に寄与するとともに、より付加価値のある農産物を出荷することにより、農家所得の向上につながる。	H20年度 事業費 (千円)	1	出荷販売数量	kg	185,000	250,000	#DIV/0!	H19年度 4	4	申請件数	100	180	補助金を交付することにより、環境保全型農業の推進と農産物の生産の向上につながる。	2	5	5	4	4	24	B	継続	継続	継続	無し	1	成果の向上										
124	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	17	農政課	農産物加工チャレンジ事業補助金	地域農産物を有効活用した特産品の新規開発、改良に要する経費の1/2(上限100万円)を補助する。	市内で生産される農産加工品が漬物やもちなどに偏る傾向があり、より独自性のある商品の開発により、三次の誇る特産品のラインナップの充実を図ることが必要。	市内で農産加工品の生産を行う生産者団体等	特産品開発の初期投資にかかる経費の1/2に相当する額を補助(上限100万円)する。	地域農産物を有効活用した農産加工品を開発し、地域農業の振興を図るとともに、生産者(加工グループ)の所得向上、特産品の販路拡大を図る。	H20年度 事業費 (千円)	1	グループ数	組	3	5	3	当該事業を採択した農産物加工グループ	H19年度 1,189,333	4	グループ数	3	5	3	特産品や加工品の開発により、地域農産物の販路が拡大し、農業振興を図ることができ、特に、高齢化が進んだ地域において、高齢者に適した農産物の栽培と加工を行うことにより、地域の特色を活かした農産物の開発と販路拡大を図ることができる。	4	4	5	5	27	A	継続	継続	継続	無し	1	内容の改善									







施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価		改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性							
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由		内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
133	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	20	農政課	耕作放棄地復旧チャレンジモデル事業(一般復興)	耕作放棄地を解消するため、集落や地域等で耕作放棄地を指定し、その復興を行う自治組織・生産者団体等の団体・認定農業者等に対して耕作放棄地の面積に応じて補助金を交付する。	本事業により耕作放棄地の復興が行われ、農地の有効活用が図られた。ただし、事業要望件数が少ないため、市民への周知を図る必要がある。また、今年度より耕作放棄地対策の国事業が始まっているため、事業を区別して実施していく必要がある。	市民または団体(自治組織等)・生産者団体等の団体・認定農業者等	耕作放棄地の復興を行う者に対して、再生作業については耕作放棄地の面積に応じた交付金を交付する。農地の圃場整備等については経費の1/2の交付金を交付する。	交付金による活動支援により、耕作放棄地復興に向けた各種事業を行いやすく、耕作放棄地の解消を図っていく。	1 耕作放棄地復興面積 ha 247 100 耕作放棄地の復興を取り組む面積	H19 12,647 5	H20 27,750 6	H21	4	3	5	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	縮小	耕作放棄地の解消には行政による資金援助が必要であるため、引き続き本事業を実施する。	国事業と併用することにより、当該件数が少なくなると考えられる。	予算額	縮小	有り	10	内容の改善									
134	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	農政課	小規模農業基盤整備事業	施設老朽化・未改良のため、用水安定確保が困難な地域の水路改良・道路幅員狭小による大型農業機械搬入の不便さ、砂利道維持管理労力の軽減及び農産物荷傷み防止のための農道改良・舗装・老朽化のため用水確保が困難な地域への対策が必要となる。今後の事業要望箇所の増加が予想されるが、老朽化が高く、事業効果が早期に発揮できる地域を優先的に事業実施していくことが求められる。	農業生産に必要な施設(水路・農道・ため池等)の受益者	農業施設を使用する受益者の事業要望に基づき、省力軽減・地域防災効果が発揮できる農業用施設改良工事の実施。	農業基盤を整備することにより、農業近代化・施設管理省力化を図る。また、農業生産・品質向上と農業収益の増加を図る。	1 工事件数 件 29 7 7 指標数値は工事件数	H19 2,941,172 4	H20 5,330,142 5	H21 7,489,571 6	5	5	3	4	4	4	4	25	B	継続	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業確立を図るうえで、ハード面整備は不可欠である。	一定の基準を設けて整備をする必要がある。	有り	17	コストの削減	継続	有り	10	内容の改善								
135	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	17	農政課	新農業水利システム保全対策事業	既存農業用施設の機能診断(どこが、どのように壊れているか、どのように改善すればよいか)を行い、今後の水利利用と管理のあり方(適時・適量を流すためには、どういった制御を行い、どのような制御で流せばよいか)について、管理計画を策定し、水利関係の農業用施設(水路・頭首工・ため池等)の新設・改修を行う。	受益者	水利管理保全計画を基に農家への意向調査等を実施し、ハード事業として水利関係の農業用施設の新設及び改修を行う。	水利施設等の状況把握(農家への意向調査等)や技術的分析、管理の省力化等計画の策定を行い、施設の新設・改修を行う。	1 事業調整 回 32 30 28 計画策定に係る地元協議や事業実施における設計協議、工事発注後の工事監理等	H19 94,250 4	H20 81,966 5	H21 79,357 6	5	5	4	3	4	4	24	B	継続	継続	終了	本事業は、平成21年度で終了する。	効果を検証し、継続する場合は制度の内容を検討する。	無し	無し	終了	有り	15	効果の検証										
136	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	農地・水・環境保全向上対策	農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る目的で、将来にわたって農業・農村の基盤を支え環境の向上を図る活動に対して交付金が支給される。①これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせながらきめ細かな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の実施。②地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割削減等の環境にやさしい農業に向けた取組みを実施。	農業者 参加する自治会 関係団体など幅広く	農地や農業施設を保全する活動と市と協定書を締結。地域に対して草刈や農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対する支援をする。	国土保全の観点から農地や農業用水等の資源を高める地域共同の取組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する。	1 組織数 地区 11 14 17 協定締結経済活動組織	H19 897,272 4	H20 791,785 5	H21 869,411 6	4	3	5	5	5	5	4	26	B	継続	継続	継続	農村の集落機能低下を受けて平成19年度から新たに事業が始まったもので、農村資源の保全活動に対する支援のほか、環境に配慮した農業に取組むことにより市民ニーズはあるが、補助対象年度が平成23年度までであるため、現段階以上の事業規模増加はかえって農家の負担になる。	取り組み地区が増加したことにより、保全される農地も増加している。今後は取り組み効果の検証が必要。	無し	無し	継続	有り	15	効果の検証									

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務 内容	拡大・縮小 内容	改善の必要性						
													活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
137	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	三次市農村環境保全事業	農地・水路・農道・ため池などの農業施設や農村部の住環境を守る地域づくりの共同活動団体や個別の小規模農家を直接支援することにより、農村地域の「農地・水・環境」の良好な保全と質的向上並びに地域間格差の是正を図ることを目的としています。	高齢化、非農家混住化の進展の中で、農地・農業施設を守る取組みは地域コミュニティの向上と地域環境並びに国土保全を図る上で重要な役割を担っています。よって、本制度のさらなる周知徹底と活動の輪を広げる必要があります。	中山間直轄支援制度及び農地・水・環境保全向上対策による交付金・水・環境保全向上対策による交付金を対象とします。	①水路・農道・ため池の維持管理 ②畦畔管理の省力化 ③荒廃農地の復元 ④花木植栽等の景観向上	「農村環境」をみんなで支えていくことを目的としています。	5,579	1 支援面積 ha 30 244 7,200	2 22,864	3 2,880	4 42,442	5 22,864	6 2,880	4	2	4	2	5	5	22	B	継続	継続	継続	これまで受け継がれてきた美しい農村の景観を保全するためにも、地域ぐるみでの活動を根付かせることが必要です。農村資源の保全に対する支援のほか、環境に配慮した農業に取組んだ場合の市民のニーズがあります。また、各地域にある水生昆虫、植物保護の推進に資するため「環境保全」項目を設けており、特色ある地域の創造が可能と	中山間直轄支払制度及び農地・水・環境保全向上対策地域以外の農家等が対象となる必要事業である。今後は取り組み効果の検証が必要。	15	効果の検証							
138	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	7	農政課	県営広域農団地農道整備事業(備北西部地区)	小規模な営農集団を連結させ、広域営農団地を形成し、生産から集出荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図ること。また地域の道路網整備を目的とし、県道木呂田本郷線(三次市君田町)を起点とし、主要地方道庄原作木線(庄原市口和町)を結ぶ総延長5,962mの整備を県が事業実施主体となり行うことに対して負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを行い、平成21年の全線開通に向け活用方法を再検討する必要があります。	市民	広域営農団地整備を目的とした道路網整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。	32,383	1 負担金 千円 21,770 30,946 11,383	2 1,046	3 1,129	4 1,065	5 1,046	6 1,129	5	4	4	4	4	25	B	継続	終了	事業規模	無し	無し	今年度の全線開通に向け活用方法を再検討する。	無し	無し							
139	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	15	農政課	県営広域農団地農道整備事業(備北南部地区)	小規模な営農集団を連結させ、広域営農団地を形成し、生産から集出荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図ること。また地域の道路網整備を目的とし、東酒屋町を起点とし、下志和地町春木を結ぶ総延長6,646mの第1期整備を県が事業実施主体となり行うことに対して負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを行い、平成23年の1期採択区間供用に向け活用方法を再検討する必要があります。	市民	広域営農団地整備を目的とした道路網整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。	38,937	1 負担金 千円 25,000 37,500 43,000	2 1,038	3 1,034	4 1,057	5 1,038	6 1,034	5	4	3	4	5	26	B	継続	継続	無し	無し	無し	計画的に事業を進める。	無し	有り	8 事務事業の効率化						
140	都市	3 都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	20	農政課	農道橋改修事業	本事業は、一級河川江の川を介して三次市作木町(旧作木村)と島根県邑南町(旧羽須美村)が接している。邑南町側にはJR三江線の駅があり、その作木駅と江平駅を三田橋と丹波橋が景観を結び両地域を一体化している。古くから旧作木村と旧羽須美村は経済圏を一つに生活基盤や農業生産基盤を共有してきた。三田橋は昭和47年の集中豪雨災害復旧事業により昭和49年度に架け替えが行われ、丹波橋は団体営事業により昭和51年度に新設架設された。この間、両橋は平成3年度と平成6年度に鋼橋であるため塗装塗替えを行い、旧岡村が共同して維持管理を行ってきた。現在、先の再塗装から15年以上が経過し塗装劣化が顕著となっている。このため、再塗装を行い両橋が担う良好な生活環境・農業生産機能・都市との交流を維持発展させるものである。	橋梁のライフサイクルを意図した塗装工法の検討並びに公共交通機関を利用した観光な都市住民との交流拡大や観光ルートを作成する必要がある。	三田橋や丹波橋が利用する農産物生産者及び市民並びに道路利用者との安全安心な道路環境の確保	本道路橋の再塗装による橋梁劣化防止を行う。また、大規模地震時における落橋防止を図り、洪水時の河川氾濫防止を図る。	本橋利用者の安全安心な道路網の整備を図り、定住並びに観光を通じた都市交流を促進し、活力ある地域の創出を行う。	2,688	1 延長 m 244 244	2 11,016	3 376,602	4 #VALUE!	5 11,016	6 376,602	4	4	4	5	4	4	25	B	未実施	縮小	有り	有り	17 コストの削減	無し	有り	鋼橋の塗装替え及び落橋防止のノウハウは十分に確立されており、整備水準決定においてコスト削減の余地が大きく左右される。一方、耐震対策による改修は、大規模地震と洪水同	整備水準について、検証が必要がある。	8 事務事業の効率化				

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価		2次評価事務局業務		拡大・縮小	改善の必要性													
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性			社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分
141	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	有害鳥獣駆除対策事業(駆除班の活動支援)	有害鳥獣の駆除活動については、猟期でない時期に狩猟が可能なという観点でみると、個人の趣味の部分もあるように見えるが、実際には農家(市民)の要望により実施するものであり、駆除班員には肉体的にも金銭的にもかなりの負担が発生している。また、駆除班員の高齢化の進行と後継者不足の状況が深刻化しており、これへの対応が必要である。被害届の増加に伴う出動回数の増加、駆除活動中の猟犬の事故、燃料費の上昇等駆除活動に要する経費は増加しており、駆除班からは補助金増額の要望が強い。個人で、狩猟免許を取得した農家から、個人で駆除をしたいとの申し出があり、今年度から条件を付して許可することになった。	三次市内の農家(ただし、補助金交付対象者は、駆除班)	有害鳥獣からの農作物の被害を防ぐため、市から駆除班に駆除活動を依頼する。その駆除活動に要する経費を交付する。	農作物の被害を軽減することで、農家の収入の確保と農業生産活動の継続、農地の保全、耕作放棄地の発生の予防ができる。	市内の各駆除班への補助金交付額 有害鳥獣による農作物被害の増加に伴い、駆除活動経費と駆除班員数	H19年度 1,404.4	H20年度 1,276.5	H21年度 1,245.6	駆除活動により捕獲された有害鳥獣の頭数	379	711	800	有害鳥獣による被害を減少するには、防護柵の設置だけでは鳥獣の頭数が減らないことから、駆除活動を行うには、狩猟免許等の資格が必要であり、市の職員では対応できないため、有資格者に駆除経費を補助している。	被害届により駆除活動を実施するが、必ず捕獲できないため、捕獲できなかった場合、農家から不満が出る。また、捕獲できても被害が続く場合もあり、継続した駆除活動が必要となるケースもある。	市が依頼する駆除活動については、駆除班のボランティア的な面もあり、活動に要する経費について、どこまで市が負担するかは検討を要する。	猟期以外の鳥獣捕獲については、法律に基づいて許可されるものであり、本来農家からの被害届を受けた市が駆除活動を実施するものである。	有害鳥獣による被害が増加しており、農地以外にも公園、道路、公園等でも発生している状況であるため、社会的ニーズも極めて高い。	被害が増加していることから、農業者のニーズはきわめて高い状況にある。	28	A	未実施	未実施	拡大	有害鳥獣の被害は、時期や場所を問わず発生する傾向にあり、農地以外にも水路、道路、公園等でも発生していることから、今後も駆除の要望は増加すると思われる。駆除活動に伴い要する経費も増加すると思われる。	予算額	無し	拡大	有害鳥獣による農作物被害は増加しており、駆除活動は今後も増加が予想され、担当課の記入にもあるように活動費も増加すると思われる。駆除班員の高齢化、後継者不足への対応も今後検討が必要がある。	その他	有り	10	内容の改善								
142	産業・経済	3 商工業	(1) 元気なお店づくりとにぎわいの創出	16	商工観光課	空店舗対策事業	商店街の中の空店舗(過去に事業を営んでいた店舗)における入居者に対し、店舗改装費の補助を行う。審査会により、交付決定及び補助金額を決定する。補助限度額:300万円 補助率:1/2 20年度実績:4件 8,178円	三次市内の中小企業者、又は市内で新たに事業を開始しようとするもの	改装費の一部を助成する	商店街の空店舗を解消し、賑わいの回復と市民の買物等、日常生活利便性の向上をはかる。	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどでの周知回数	H19年度 4,938,000.4	H20年度 2,313,750.5	H21年度 3,621,200.6	交付決定件数	8	4	6	新規出店者を支援し、空店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	上限額及び補助率の見直し、実施場所を限定するなど効果を集中できる。	補助金の上限額を引き下げ、補助率を低下させる。半年程度の家賃補助をするなど補助対象を拡大すれば、申請件数に変化はないと考える。	行政としての課題であるが、商工会、商工会議所などに事務委託が可能である。	市内商店街の空店舗の増加は着実に進行しており、対策を行わなければ三次市の商圏は崩壊する。	市民の関心も増加しており、交付決定件数も伸びている。	24	B	継続	継続	継続	開店起業者の要望が増加しており、制度が認知されてきたと考える。今後は、その要望にこたえるために、予算を拡大するだけでなく、補助金上限額、補助率、初期運営費を補助する等の見直しが必要である。	18	受給と負担の適正化	継続	利用しやすい制度としての見直しと、ある程度地域限定とした制度とすることも検討する必要がある。	有り	10	内容の改善									
143	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	16	企業誘致課	工場立地推進事業	平成20年度後半から顕在化した世界同時(金融)不況の影響を受け、全国的に雇用状況は一気に悪化した。この流れは三次市も例外ではなく、市民生活の安定を図るため、経済対策と合わせて、雇用の場を確保する必要がある。特に、平成21年度完成した三次工業団地Ⅲ期(平地分譲面積:8.0ha)についての誘致活動を強力に推進する。	市民、企業	三次工業団地Ⅲ期を中心とする市内への企業誘致を進めるため、工業団地内見学会、企業誘致セミナーの開催や企業訪問などによる誘致活動、県人会等も活用した人脈ネットワークづくり、企業情報や企業ニーズに係る情報収集、情報の発信及び奨励金の交付等による企業支援を行う。	市民の雇用の場が拡大する。とりわけ、若年層の安定就労が促進される。	H19年度 626,923.4	H20年度 180,489.5	H21年度 188,733.6	三次工業団地企業立地件数	2	1	1	安定雇用の増大のためには就労先となる企業立地が重要である。製造拠点を海外移転を目指す中で、企業誘致における地域間競争は激化しており、本市のセールスポイントを積極的にアピールし、企業誘致に取り組む必要がある。	企業立地の新たな受皿となる三次工業団地Ⅲ期が完成した。	積極的な企業訪問、三次工業団地内見学会や三次セミナーの開催等により積極的なアピールをする必要がある。	地元自治体の産業活性化に市が取り組むべきである。	企業誘致による雇用の拡大は、事業所に伴う経済効果とともに、人口の増加・定住化に直結し、これによる経済波及効果も大きい。	企業誘致は、就労の場の確保、人口増加などの施策において重要な事業であるため、積極的な企業誘致活動、三次のアピールを実施していく必要がある。	事業規模	無し	拡大	企業立地の受皿となる三次工業団地Ⅲ期が6月に完成した。雇用創出や地域経済を高めるため、早期の企業立地を推進する必要がある。市税収入へも影響するため、数年間は集中して取り組む必要がある。	事業規模	無し	拡大	企業誘致は、就労の場の確保、人口増加などの施策において重要な事業であるため、積極的な企業誘致活動、三次のアピールを実施していく必要がある。	有り	15	効果の検証												
144	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	18	企業誘致課	構造改革IT調査事業	IT産業を中心とした情報通信関連や電子関連産業の集積を促進するため、先進地の事例や動向を調査し、三次市の実態に合わせたビジョンを明らかにする。現在立地しているIT関連企業や関係機関、大学と連携し三次市の産業活性化を図る。また、IT産業を支えるソフトウェア技術者や世界で活躍できるエンジニアなどの人材育成を図るための施策や、研修機関の設置についての研究、外国人IT技術者の受け入れなど推進する。	企業、大学、自治体	企業動向の調査、IT分野の動向調査、人材育成を進めてきた中で、一つの形として、インドとの交流を基にIT分野の新しい会社が立ち上がった。今後は、この会社が発展を遂げるための連携を持ち、三次市の産業の活性化と新たな雇用や産業の集積を図っていくことが重要となっている。	三次市の産業に、IT産業を基軸とした成長可能なグローバル産業の推進を図る。	情報収集活動・協議	H19年度 542,222.4	H20年度 562,250.5	H21年度 403,923.6	ITビジョンの策定・報告	4	4	4	将来的に三次市の発展に寄与する重要な施策。	市の組織的なインセンティブが必要であり、動きの早い取り組みが求められる。	具体的な動きが進んでいるため、今後の発展については、予算が確保できる可能性がある。	一企業の問題ではなく、産業界や商工会議所などとの連携が必要であり、行政の支援も必要である。	産業の活性化は重要な施策であり、期待もある。	雇用に直結する課題なので市民生活に大きく関係する。	23	B	継続	継続	拡大	この事業の成果として、新しい会社が立ち上がった。雇用も生まれ今後の発展によれば大きな雇用と産業の活性化が図られる。これはインドとの交流と三次市のIT事業に対する姿勢が生んだ成果と言える。これを基盤に、今後は人材育成などの取り組みが期待されており、産業集積につながっていく。	事業規模	無し	継続	本市の産業の活性化と新たな雇用を実現する事業であり、今後も人材育成、企業の設立につながる事業を実施していく。	有り	14	成果の向上									

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性								
													活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
																																									改善区分	改善区分
145	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	17	商工観光課	空店舗 チャレンジ ショップ 運営 補助事業	商店街の中の空店舗をチャレンジショップとして運営する商店街振興組合などに対し、運営費を補助する。補助金上限:1店舗100万円 補助対象:店舗借上げ費、店舗改修費、光熱水費、運営管理に要する経費など 20年度実績:3商店街5店舗	利用要望、問い合わせが年々増加している。大型店の進出により、地元小売業は厳しい経営環境にあるが、個性や特色があり誘客力のある店舗を商店街組合等と協議・検討し、計画的に募集等を行う必要がある。	商店街振興組合	商店街内で新たに事業を開始しようとするものに対し、チャレンジショップを貸し出す	商店街の空店舗を解消し、賑わいの回復と市民の利便性の向上をはかる。	3,810	1 広報回数	件	4	3	4	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどで周知回数	H19 1 9	905,250	4	交付決定件数	件	6	3	6	補助件数	5	3	4	4	5	4	25	B	継続	継続	継続	有り	有り	10	内容の改善
146	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	企業誘致課	産学官 連携 事業	産学の振興や地域の活性化のため、産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能等を活用し、活力ある地域の再生に貢献する。技術ニーズ(企業)と技術シーズ(大学等)のマッチングにより、新商品、新技術を開発し、地域経済の活性化に貢献する。市、県立広島大学、三次商工会議所、三次広域商工会の連携による、「三次イノベーション会議」を中心に事業実施。	事業者等のシーズと県立広島大学内のシーズの結びつきを支援し、新技術・新事業の創出を図ることを目的に、県立広島大学との協働による調査・研究等の活動によるため、「産学官連携支援事業」を創設したが、事業費が小額であり、十分な支援にはなっていない。	市民	産学官連携セミナー、何でもサロン、産学官連携事業報告会の開催。会報の発行による産学官連携機運の向上。人材育成に絞った第2回目の企業アンケートを実施。ビジネスフェアへの参加。	産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能等を活用した産学振興と、地域活性化を進める。	2,396	1 セミナー、研修会等の開催数	回	15	17	17	セミナー、ワーキンググループ会議、サロンの開催数、会報の発行回数、産学官連携支援事業支援	H19 1 9	159,266	4	マッチングによる新製品、新技術の開発事例	件	2	4	4	新製品の開発につながる	4	2	4	4	3	20	C	継続	拡大	継続	有り	有り	15	効果の検証	
147	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	20	商工観光課	経営革新 ベンチャー 企業 支援 事業	補助対象者:①経営革新に取り組む企業、経営革新計画をもった元気で頑張る中小企業 ②意欲的なビジネスプランをもった起業家 支援内容:信用保証料の一部助成 補助率:経営革新 1/2 新規創業 1/1 上限額:50万円 H20年度実績:4件 933,755円	制度周知の強化し、経営革新・新創業に取り組む件数を増やすことが重要であり、そのためには、商工会議所・広域商工会との連携を図っていく。	市内企業で、経営革新に取り組む企業及び新たに事業を起	中小企業の育成、新規起業家を創出することで、商工業の活性化を図り、市民の所得の向上や新たな雇用の創出につなげる	1,292	1 広報活動	件	1	2	2	制度の啓発、周知、広報活動	H19 1 9	4	4	4	4	6	4	4	4	4	4	4	4	4	22	B	継続	継続	無し	無し	継続	有り	10	内容の改善	
148	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	20	商工観光課	住宅・店舗 リフォーム 資金 補助 事業	住宅・店舗のリフォーム資金の補助を実施することにより、既存の住宅・店舗の機能維持、向上のため実施する。併せて市内の建築業者及び関連産業の景気対策を図る。 補助金額:工事費の10%(最高限度額10万円) ※21年度は緊急経済対策として補助金の限度額を20万円として実施 20年度:99件 10,369,000円	改正建築基準法による住宅着工戸数の減少や景気の後退により、市内の建築業は厳しい環境にある。新たなリフォーム工場の掘り起こしにより、本市経済への波及効果が生まれるよう、継続して実施することが必要である。	市内に住所を有する個人または市内に登記されている本店	住宅・店舗のリフォーム工事を実施した場合、その経費の一部を補助する	住宅・店舗リフォームの発注促進。	10,728	1 広報活動	件	2	4	4	制度の啓発、周知、広報活動	H19 1 9	4	4	4	4	99	100	4	4	4	4	4	4	4	22	B	継続	継続	無し	無し	継続	有り	15	効果の検証

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象者 等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性						
													活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
149	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	20	商工観光課	商工業 販路拡大 支援事業	市内企業の企業活動を支援するため、新商品、新技術等の販路拡大を目的とした県内外で開催される見本市・展示会への出展経費の一部を補助する。  補助率：1/2 上限額：25万円 20年度実績：1件 21,000円	三次商工会議所、三次広域商工会と連携し、新商品等を見本市、展示会へ出展する企業への周知を図る必要がある。	市内企業	販路拡大を目的に、見本市・展示会へ、自社製品を出展する企業の出展経費の一部を補助する	販路拡大により、市内企業の発展を支援し、所得の向上や雇用等の創出につなげる	308	1 広報活動 件	1	3	制度の啓発、周知、広報活動	H19 9	4 利用件数 件	1	10	補助事業利用企業数	4	4	4	4	2	5	3	22	B	未実施	継続	企業が県内外の見本市・展示会へ出展することにより、販路拡大による企業収益の伸張が期待できると同時に、異業種交流による新たな経済効果が期待できる。	無し	継続	制度の周知を図り、利用を促進する。	有り	14	成果の向上	
150	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	商工観光課	中小企業 融資支援 制度設置 事業	市内に主たる事業所を有する小規模事業者、中小企業への運転、設備資金を固定の低金利で貸し出す融資制度を実施することにより、地元企業の活性化を図る。この制度の活用促進を図る。この制度の活用促進により中小企業の活性化を目指す。 貸出利率は、各金融機関のローバー商品より低く借りやすい条件となっている。 市内5つの金融機関で取り扱っている。  20年度実績：小規模事業資金融資 新規15件 新規融資金額 50,000千円 中小企業経営安定資金融資 新規29件 新規融資金額 210,500千円	三次市融資制度について、取扱金融機関と連携をとりながら、使いやすい効果の上がる制度として、小規模事業者・中小企業者の積極的な活用促進を図る。この制度の活用促進により中小企業の活性化を目指す。 県融資、国民金融公庫等の各種の融資制度があり、利用は横ばいである。	市内の中小企業	金融機関は、預託金の3倍以上の額を資金として融資を行う。  経営基盤の確立に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定及び向上、就労の確保等を図る。	1 1,800 1,000 1,800	PR活動 (チラシ配布) 枚数	83,651	4 補助金交付決定件数 件	25	44	30	低金利で借りやすい制度であることを企業の方に認識いただいた。	4	4	5	4	4	5	4	26	B	継続	継続	昨年度、景気が急激に悪化したため融資件数、額とも大幅に増加した。今後の景気状況によっては更に拡大することも予想され、事業規模の拡大など検討が必要である。	無し	継続	景気の状況、ニーズに応じて制度の見直しが必要である。	有り	10	内容の改善				
151	都市	3 都市の魅力づくり	(1) 都市のにぎわい・魅力づくり	19	地域振興課	ヤングライフ快 適事業	U・I・ターン等で転入した若者に対して、「新たに三次に来た若者を応援しよう」という趣旨に賛同する小売店や飲食店、スポーツ文化施設等に協力により、割引特典のついたヤングライフカードを作成、配布する。  また、一人暮らしを行う上で生活に役立つ情報(小売店、飲食店、医療機関、レジャー施設など)をまとめたマップを作成し、転入者が安心して暮らせ、地元の消費につながる便利なツールを作成する。  平成20年度実績：協賛店135店舗 配布部数8000部	若者の求める情報の提供と若者の生活を応援する協賛店の拡大	市内在住の18〜30歳の若者	若者へ情報誌を提供する	三次市へ就職、就学等で新たに生活をはじめた若者や市内在住の若者を応援することで、若者の定住を促すと同時に、市内中小企業の利用促進を行う。	1 2 4 4	広報活動 回	1,114	2 278,500	5 4,500 8,000 8,000	4	4	3	3	4	4	22	B	未実施	継続	若者向けの情報提供であり、今後も継続して実施する必要がある。	無し	継続	協賛店も増加しており、今後も継続して実施し、若者へ向けた情報提供を充実させる必要がある。	有り	15	効果の検証							
152	産業・経済	3 商工業	(4) さまざまな立場の人の就業の場の確保	19	商工観光課	就活サ ポート事 業	進学等で三次を離れた学生等に、就職までに定期的に企業情報を提供する。 三次市雇用労働対策協議会にホームページ「就活ネット」を構築し、平成20年度事業実績：登録者77人 発送回数2回 7・2月及び登録時	市内高校の卒業予定者、県内21大学の三次市出身の学生に、高校、大学を訪問し、参加申込書を配布した。参加学生の希望職種に適合する企業が少くないことが課題である。	進学等で三次を離れた学生等	市内企業のガイドブック、就職相談会、ジョブカフェMIYOSHI等の開催案内の送付	三次への就職を希望する学生に市内企業の雇用関連情報を提供することで、若者の流出を防ぎ、三次市への転入者を増やす。	1 3 2 3	広報活動 件	429	2 214,500	5 63 70 100	4	3	4	4	4	23	B	未実施	継続	三次を進学等で離れた学生に、定期的に企業情報を提供することは、就職時の選択肢となることから、事業は継続すべきである。	無し	継続	定住対策、備三意識の高揚につながる事業であり、継続して実施すべきである。	有り	13	サービスの向上								







施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性									
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標 単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	目的適合性										実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分	改善区分
161	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	環境ク リーン フェスタ	三次市かいてき環境保全条例に基づき、「三次市かいてき環境の日」による周知活動の一環として、三次市環境大賞、環境ポスターの優秀作品に対する表彰や、学校の環境活動の発表などを実施した。	三次市かいてき環境保全条例では「かいてき環境の日」を市民参加の環境活動を実施する日と定め、市民・地域・市が連携し具体的な取組を行うことを求めている。環境にやさしい生活についての学習の場となり得る企画を実施するとともに、高まりつつある市民の環境意識に、市民一人ひとりが環境を守るため行動する機会となるよう取り組む必要がある。	市民	作品募集、環境大賞の表彰、環境負荷を低減する機器等の展示などによる市民の環境意識の向上を図る。	環境に対する意識の向上による日常における環境負荷低減の取組の実施。	5,129	1 チラシ配布数 枚	43,000	46,000	46,000	環境フェスタ周知チラシ配布枚数	H19 114	4 来場者数	680	750	800	環境フェスタへの来場者数	3	3	4	5	4	23	B	継続	継続	地球温暖化対策など環境問題の解決のためには、一人ひとりが日常生活の中で環境負荷の低減に努める必要がある。環境意識の向上を目的とする本事業の必要性は高いと考える。	無し	無し	継続	継続	環境に対する意識は高まりつつある。さらなる環境意識の向上の場、行動するきっかけとなるイベントになるよう効果的な手法、企画をしていく必要がある。	有り	10	内容の改善	
162	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	環境審 議会に 関する 事務	環境の保全に関し学識経験のある者を含む13名の委員で構成する審議会を設置し、地域における環境の保全に関して、基本的事項を調査・審議を受けている。	地球環境問題の解決に向けては市民生活においても一定程度の負担が必要となる。市民の環境意識も高まっており、施策立案段階においては、市民代表者及び学識経験者による審議を受け、地域環境保全に向けた効果的な施策を実施していく必要がある。	市民（環境審議会委員）	環境調査結果、環境保全施策等に対する審議を受ける。	環境審議会での審議、意見具申を受け、市民の意見を反映した環境保全施策を実施する。	204	1 環境審議会開催回数	1	2	1	環境審議会開催回数	H19 692,000	4 審議事項の答申・承認割合	96	100	100	未定	諮問・変更承認事項承認割合	4	3	4	5	4	24	B	現状維持	未実施	地球温暖化対策など環境問題の解決のためには、一人ひとりが日常生活の中で環境負荷の低減に努める必要がある。環境保全に対する施策等の調査・審議をする本事業の必要性は高いと考える。	無し	無し	継続	継続	審議会において積極的な意見をいただき、常に見直しを進める。	無し	無し	
163	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	環境政策課	不法投 棄防止 対策パ トロール 事業	不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、市内全域を対象に不法投棄多発地域を重点的に巡回パトロールを行うとともに、市民、行政が一体となり不法投棄の監視、啓発活動を行うことにより、街の美観を保全し、安全で安心なまちづくりを行う。平成20年度については2月・3月のみ実施しています。	軽微なポイ捨てに付いては早急に回収し誘発を防止する。市管理地・市道以外の不法投棄及び多量の不法投棄については、地権者との協議調整等、また、人員・機材も必要である。	不法投棄者	車両への啓発看板表示及び赤色回転灯の設置による巡回パトロール。軽微なポイ捨てについては即時回収。	環境保全に意識を持ち、不法投棄を「しない・させない・許さない」の環境力を築く。	14,605	1 不法投棄防止パトロール走行距離	km	5,804	6,779	市内全域を巡回することにより不法投棄の抑止。	H19 #VALUE!	4 不法投棄物回収量	kg	580	352	軽微なポイ捨てを即時回収することによる誘発の防止。	5	3	3	3	5	24	B	未実施	未実施	市民の関心も高く、パトロールの要望も多数ある。	無し	無し	継続	継続	パトロールについては、市内の協力体制の構築も必要であるが、市内全域をパトロールする自治会との連携や、不法投棄を「しない・させない・許さない」といった意識の醸成への取り組みも必要。	有り	4	市民の多様な力の活用	
164	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすることをめざすまちづくり	18	環境政策課	三次市 学校版 ISO140 01推進 事業	児童・生徒の環境意識向上をめざして、市において独自の基準を設け、環境活動に取り組んでいる小・中学校を認定する。	小・中学校39校(平成21年度4月現在)のうち、10校が認定校となっている。今後全小・中学校で三次市学校版環境ISOが実践されるよう継続して取り組む必要がある。	市内小・中学校の児童・生徒及び教職員	小・中学校から提出された計画について、各年度の活動内容を審査し、基準を満たした小・中学校を「三次市学校版環境ISO認定校」として認定する。	学校の環境活動を促進し児童・生徒の環境意識の醸成を図るとともに、家庭・地域における環境意識の向上を図る。	755	1 学校版環境ISO実践校数	校	6	10	14	実践校が年々増加している。	H19 114,000	4 学校版環境ISOを 実践する 児童・生徒数	人	234	695	917	実践校の増加に伴い、児童・生徒数も増加している。	5	3	4	4	24	B	未実施	拡大	将来を担う子どもたちの環境保全意識を向上させることは、地球温暖化など環境問題解決に向け効果が高い。	無し	無し	継続	継続	教育委員会と連携し、小・中学校での三次市学校版環境ISOの実践を推進していくことが必要。	有り	14	成果の向上

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																	
													活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	有無	改善区分	判断理由	内容	その他の 内容	有無	改善区分
165	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	16	環境政策課	ISO14001推進事業	三次市環境基本計画に基づき、市の事務事業において生じる環境負荷を低減し、環境保全施策を継続的に行う。平成18年度から、市民病院部及び学校・保育所施設を除く全部署を登録範囲としている。また、日常生活における環境負荷低減の取組として、三次市家庭版環境ISO事業があり、市職員の同制度への登録を推進している。なお、家庭版環境ISO制度については、市HP「なるほど三次出前講座」等を通じて、市民への周知を図っている。	京都議定書の約束期間に入り、地方自治体においても地球温暖化対策の率先的な取組が求められており、ISO14001の規格に基づく組織的な環境負荷低減の取組を継続する必要がある。	市の組織の職員(市民病院部及び学校・保育所施設を除く)	①マニュアル・システム文書の構築 ②計画策定(環境側面調査、目的及び目標設定) ③実施及び運用(体制及び責任・職員研修・運用管理) ④点検及び是正(内部環境監査・外部審査) ⑤計画の見直し	オフィス活動や事業活動を環境保全対策の観点から継続的に見直し、改善することにより市の事務事業から生じる環境負荷を低減する。	3,326	1 登録範囲の職員数	人	599	599	599	ISO14001活動を通じて、職員の環境保全意識の浸透に寄与する。	8,222	4	家庭版環境ISO登録世帯数(市職員)	世帯	85	87	100	市の組織の事業活動による環境負荷が低減されるとともに、市民の環境意識向上に向けた啓発効果がある。	3	環境マネジメントシステムの取組方法の工夫によって、職員の環境意識を一層向上できる余地がある。	4	直接的な経費負担審査手数料のみであり、コスト削減の余地はない。	5	三次市役所という事業所が国際規格の認証を受けるものである。	4	地球温暖化防止など環境問題解決に向け地方自治体は率先して取り組むことが求められており、社会的ニーズは高い。	3	環境マネジメントシステムを民間事業所も少なくない。地方自治体の率先的な取組として参考となると考えられる。	23	B	継続	継続	京都議定書の約束期間に入り、地方自治体においても地球温暖化対策の先行的な取組が求められており、ISO14001の規格に基づく組織的な環境負荷低減の取組を継続する必要がある。	無し	無し	組織的な環境負荷低減の取組を継続する必要がある。これまでの取り組みを検証するとともに、研修等による職員の環境意識の更なる向上に取り組む。	有	14	成果の向上				
166	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	16	環境政策課	生ごみ処理機器購入補助金	市民による家庭ごみの自家処理を推進し、燃やせるごみ量(生ごみ)の軽減及びごみの資源化意識の高揚を図ることを目的とし、生ごみ処理機器を設置した者に対して、補助金を交付する。	①補助金交付の対象となった生ごみ処理機器の、実際の使用状況のフォロー(設置場所の確認等)が不十分。 ②補助金額および補助率の再検討(生ごみ処理機器は高性能になり高価なものも多く、実態としてほとんどが1/3程度の補助となっている現状がある)	市内の全世帯	生ごみ処理機器購入者の申請により購入価格の1/2相当額を助成する。(その額が2万円を超えるときは、2万円を上限とする。)	生ごみ自家処理を推進することによってごみの資源化意識の高揚を図るとともに、収集・焼却ごみの減量化により、ごみ処理施設・設備の減量化につなげていく。	3,030	1 補助金交付件数	件	92	107	120	生ごみ処理機器の購入費に対する補助金交付件数	34,239	4	本事業で補助金交付を受けた生ごみ処理機器によって減量された生ごみの量	t	23	27	31	生ごみの減量化及びごみ処理意識の高揚を図ることを目的とし、今年度も実施している。目的達成への真意度は大きいといえる。	5	補助対象となる生ごみ処理機器(電気式)の単価も高くなっており、実質1/2補助になっておらず、購入の動機付けとしては弱くなっている。その反面、農地をコンポスト容器が安値であることから、購入後、申請をされる方が多く見られる。	4	他の手段はない。むしろ、補助金の上限をあげる手法も考えられるが期待は少ない。	5	環境問題は地球規模での喫緊の課題であり、社会的関心度は極めて高い。	4	エコロジーに配慮した生活スタイルは徐々に市民の間に浸透しつつあり、ニーズは高い。	26	B	要改善	要改善	廃棄物の減量化及び資源の有効活用は、社会的にも重要な課題となっており、本事業は継続して必要があると考えられる。しかしながら、より実効性の高い制度になるよう利用者の実態調査の結果を活用し、妻帯の再見直しや補助率及び上限単価の見直しが必要である。	有	有	燃やせるごみ(生ごみ)の軽減及びごみの資源化意識の高揚を図ることは重要である。利用者の実態調査の結果を活用し、補助率等の見直しを検討する。	有	10	内容の改善						
167	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	18	環境政策課	買い物袋持参・ノー包装運動推進事業	買い物の際、レジ袋等の包装を辞退することで、ごみの減量化を図り、ポイント制の推進を図る。協力店の利用を広く推進し、ごみ排出抑制に対する事業者及び市民の意識高揚を図り、ごみ減量化を推進する。レジ袋等の削減及び簡易包装に協力的な事業者を「ノー包装運動協力店」として認定し、店舗名等を広報することにより、その活動を支援する。	協力店舗数やマイバッグ持参者も増加し、市民の関心も高くなっている。今後は、ポイント制による環境配慮商品の交換に頼らない「買い物袋持参・ノー包装運動」を定着させるため、県が提唱している「レジ袋無料配布中止」へスムーズに移行できるよう市民への周知啓発、事業者への説明を行うことが必要である。	市民	市民が買い物袋を持参し、レジ袋等の包装を辞退した場合は、1回につき1ポイント加算し、ポイント数(50, 100, 150)に応じて三次市指定ごみ袋等の環境配慮商品(22品目)と交換できる特典を設ける。	市民は、買い物袋を持参し、事業者は過剰な包装をしないことで、レジ袋等のごみ排出を抑制する。	5,561	1 実施店舗数	店舗	411	429	450	三次市認定「ノー包装運動協力店舗」	7,523	4	レジ袋削減枚数	枚	851,806	1,414,150	1,500,000	平成20年度レジ袋削減枚数	4	本事業はごみ減量化のため、ごみの排出抑制を目的とし、レジ袋等の包装物の削減を図るものであり、市民にわかりやすい事業である。	4	強化月間(11月・2月)を実施し、20年8月より全環境配慮交換品が各支所で交換できるような体制を築いた。そのためレジ袋削減枚数も約141万枚(前年度比66%)と大幅に増加するなど市民の関心が高まった。	3	ポイント制による特典効果により、環境に対する意識の高揚を推進するものであり、経費削減効果が強くなり、成果が縮小する可能性がある。交換品配布等の件数については、協力店に依頼する等の方法により削減する。	4	資源循環型社会を実現させるため、市民・事業者・行政が連携して取り組むことがより効果的である。	4	市民の生活環境を良くしたいというニーズは高く、今後とも環境に対する意識の向上を地球規模での推進が必要である。	23	B	継続	継続	市民の関心も高く、減量化に対する意識が浸透している。今後は、ポイント制による環境配慮商品の交換に頼らない運動を定着させるため、県が提唱している「レジ袋有料化」へスムーズに移行できるような市民への周知・啓発、事業者への説明をしていくことが必要。	有	有	マイバッグ持参者も増加し、市民の関心も高くなっている。今後は、県が提唱する「レジ袋有料化」への取り組みも必要である。	有	1	市民と行政の協働				
168	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	19	環境政策課	街角ECSテーション事業	地域との協働により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、地域に根ざした住民の自主的な環境活動を支援・育成していくため、地域の環境保全に取り組む住民自治組織に対し、助成金を交付する事業である。	事業の進展に伴い、住民自治組織の活動を定着させ、環境保全及び公衆衛生の向上に資する総合拠点として、地域住民と行政との細やかなネットワークを構築する。	市民(住民自治組織)	助成の対象となる事業 ○不法投棄のハロー ○環境アドバイザーの設置 ○ごみ分別学習会の開催 ○廃食油及び廃割りばしの回収	ごみ減量化及び資源循環型社会に向けた総合的な地域環境保全の意識の高揚を図り、住民自治組織の活動を定着させ、環境保全及び公衆衛生の向上に資する総合拠点とする。	3,202	1 参加住民自治組織	団体	12	18	19	住民自治組織19団体全員の参加	224,083	4	廃食油回収量	ℓ	1,290	5,913	6,000	一般家庭からの1年間の廃食油の回収量	3	環境保全及び公衆衛生の向上に資する総合拠点として、地域の核である住民自治組織を対象として支援することによる効果は大きい。	3	助成金の交付方法等、この方法が全てではないが、改善の余地が少なからずあると思われる。	4	事務用品等については最低限必要なものとする。また、助成金の額についても低く設定する。また、コストの削減余地は小さい。	4	資源の保護のみならず、地球温暖化防止や循環型社会の実現に役立つ。	4	各地域の環境保全や資源循環型社会形成の一環を担い、地域の環境に対する取り組みの推進を行うことにより、環境保全の意識の向上につながることで市民のニーズは高い。	22	B	事業拡大	拡大	将来的にはこの事業を発展させ、ごみ集積場の整備事業等も含め、環境保全及び公衆衛生の向上に関する総合拠点とするため、事業の拡大が必要である。	無し	無し	住民自治組織や公衆衛生推進協議会等と連携し、全地域で自主的な取組となるよう推進する。	有	1	市民と行政の協働				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の 対象 者 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性																
												活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
																																								改善区分	判断理由	改善区分	判断理由						
169	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	21	環境政策課	住宅用太陽光発電設備補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、その必要経費の一部を補助するもの。 【補助の内容】 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり3.5万円(上限4kW 14万円)	温室効果ガスを発生しない太陽光エネルギーの活用は地球温暖化防止の大きな効果がある。住宅用太陽光発電システムは高価であり、設置者のみの負担では普及が進みにくい状況にある。国においても補助金を交付し同システムの急速な普及を促進しているが、本市においても本補助金の交付を継続し、国の施策との相乗効果により同システムの普及を促進する必要がある。	市民	設置経費の一部補助することにより、温室効果ガスを発生せず、省エネルギー化に効果のある太陽光エネルギーを活用した住宅用太陽光発電システムの普及を促進する。	1 補助金交付件数 件 - - 100	H19 19 #VALUE!	H20 20 #VALUE!	H21 21 213,790	4	本補助金を活用し住宅用太陽光発電システムを導入した住宅での二酸化炭素削減	1000	-	-	222	5	住宅用太陽光発電システムの導入経費は高価であり、導入が進みにくい状況にある。導入経費の一部補助により住宅用太陽光発電システムの普及を図ることは、地球温暖化対策という目的に合致している。	4	国の補助制度も併用でき、住宅用太陽光発電システムの普及促進に効果と考えられる。	5	直接的な経費負担はほとんどなく、コスト削減の余地はない。	5	導入経費の一部を市費で補助する制度であり、市でなければできない。	4	地球温暖化防止のため、太陽光エネルギー等二酸化炭素を排出しない新エネルギーへの転換を図ることが必要であり、本制度の社会的ニーズは高いと考えられる。	4	住宅用太陽光発電システムの導入経費は高価なため、経費の一部を補助することにより、導入時の経費負担を軽減する本事業に対するニーズは高いと考えられる。	27	A	未実施	未実施	継続	二酸化炭素を排出しない太陽光エネルギーへの転換による地球温暖化防止を図るため、住宅用太陽光発電システムの普及による一定の環境改善が期待される。	無し	無し	継続	事業の周知を図り、住宅用太陽光発電システムの普及に取り組む。	有し	14	成果の向上				
170	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	21	環境政策課	ペレットストーブ等設置補助金	ペレットストーブ等を購入・設置する市民に対し、その必要経費の一部を補助するもの。 【補助の内容】 購入・設置費用の1/3(上限10万円)	温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーの活用は地球温暖化防止に大きな効果がある。ペレットストーブ等は灯油等を利用する装置に比べ高価であり、設置者のみの負担では普及が進みにくい状況にある。このため、本補助金を継続し、ペレットストーブ等の普及を促進する必要がある。	市民	設置経費の一部補助することにより、温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーの活用を促進し、地球温暖化防止と地域資源の循環を図るため、住宅・事務所等にペレットストーブ等木材を燃料とするストーブ・住宅用ボイラーを設置する市民に対し、その設置経費の一部を補助する。	1 補助金交付件数 件 - - 20	H19 19 #VALUE!	H20 20 #VALUE!	H21 21 136,850	4	本補助金を活用しペレットストーブ等を購入・設置した住宅での二酸化炭素削減	1000	-	-	8	5	森林バイオマスエネルギー等を利用するペレットストーブ等の導入経費は高価であり、普及が進みにくい状況にある。導入経費の一部補助することにより、ペレットストーブ等の普及を促進し、地域資源の循環を図ることは、地球温暖化対策、地域資源循環システムの構築という目的に合致している。	4	ペレットストーブ等の導入経費は高価であり、市でなければできない。	5	直接的な経費負担はほとんどなく、コスト削減の余地はない。	5	導入経費の一部を市費で補助する制度であり、市でなければできない。	4	地球温暖化防止のため、森林バイオマスエネルギー等二酸化炭素を排出しない新エネルギーへの転換を図ることが必要であり、本制度の社会的ニーズは高いと考えられる。	4	ペレットストーブ等の導入経費は高価な状況にあり、経費の一部を補助することにより導入時の経費負担を軽減する本事業に対するニーズは高いと考えられる。	27	A	未実施	未実施	継続	地域資源循環システムを構築し、二酸化炭素を排出しない太陽光エネルギーへの転換による地球温暖化防止を図るため、ペレットストーブ等が一定の環境改善が期待される。	無し	無し	継続	事業の周知を図り、ペレットストーブ等の普及に取り組む。	有し	14	成果の向上				
171	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 美しい景観の創出と保全	16	環境政策課	一般廃棄物集積場整備事業	市民生活の環境整備として、一般廃棄物集積場整備に係る費用の二分の一の補助金を交付。(限度額:10万円)条件:市内のおおむね10戸以上が共同で利用するごみ集積場であること。設置する土地所有者の承諾が必要。	年度によって、補助金申請の数が予想できないので、当初予算で執行できるかが課題。今後ごみ集積場の老朽化が進み、同時期に補助金申請が集中する年度があると予想される。	市内のおおむね10戸以上が共同設置で利用する環境衛生施設の利用者。	集積場を設置することで、一般廃棄物の飛散防止・周辺地域の環境美化を促進。また、収集業務の安全・迅速化にも繋がる。	1 補助金交付件数 件 21 14 14	H19 19 272,714	H20 20 387,785	H21 21 459,071	4	補助金交付件数による市内の環境衛生施設整備の推進度を示す。(7月31日現在の申請件数)	千円	293	1,433	1,118	923	4	市内の一般廃棄物集積場を整備することにより、環境衛生施設を改善する制度であり、目的達成への貢献度は大きいと言える。	4	本制度により集積場整備が促進され、廃棄物の飛散防止・集積場の周辺及び街の環境美化に有効である。	4	本制度の補助対象は、集積場本体とその基礎部分であり、それ以外の費用が補助申請に含まれていない場合は、除外した金額を対象としている。コスト削減の余地は小さい。また、集積場の老朽化の進行を考慮し、削減の余地はない。	4	一般廃棄物の分別・回収は市が行うべきである。	4	生活環境の整備は市民の環境意識の高まりに伴い、社会的ニーズが高まっている。	4	廃棄物集積場の老朽化が進み、新設・更新・修繕を申請される団体等が増加傾向にあり、市民ニーズが非常に高いこととわかる。	24	B	未実施	未実施	継続	今後、ごみ集積場の老朽化が進み、新設・更新・修繕を申請される団体等が増加傾向にあり、収集業務の安全・迅速化にも繋がり、市民ニーズが非常に高い。	無し	無し	継続	市民生活の環境整備として、廃棄物飛散防止・収集業務の安全・迅速化にも繋がり、市民ニーズが非常に高い。	無し	無し	継続	市民生活の環境整備として、廃棄物飛散防止・収集業務の安全・迅速化にも繋がり、市民ニーズが非常に高い。	無し	無し
172	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消防ポンプ積載車更新	消防団のポンプ積載車を配置する古いものから計画的に更新し、消防力の向上を図る。消防ポンプ車等105台更新車両3台	今後同一年度に更新時期がくる車両が多数あるため、より計画的な更新計画の樹立と配置車両の見直しが必要である。	市民(地域消防団 地域住民)	古いポンプ積載車等を計画的に更新し、消防力の強化を図る。	1 更新車両数 台 3 3 3	H19 19 4,919,666	H20 20 4,982,666	H21 21 5,049,000	4	積載車活動状況	回	200	200	200	3	消防ポンプ積載車がどの程度活動しているかの指数	3	活動拠点の整備は、消防団員の活動の励みとなる。	3	火災の際、地域住民に安心感をもたらす。	3	活動拠点の整備は、消防団員の活動の励みとなる。	3	特定地域の住民には、必要性は高い。	3	特定地域の住民には、ニーズは高い。	20	C	継続	継続	継続	計画的な更新計画の樹立と配置車両の見直しが必要である。	無し	無し	継続	配置計画を勘案しながら、計画的な整備を行う。	有し	8	事務事業の効率化				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性								
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明				目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市間与の 妥当性			社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
173	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	水防事務	気象情報(各注意報・各警報等)に基づいて、水防の注意体制・警戒体制として職員を配置させ、情報を早期収集することにより、早期対応し浸水被害の未然防止とともに軽減を図る。また、国・県から委託を受けた河川樋門や市管理の河川樋門について操作員への出動及び定期点検等の指示・管理等を行うとともに、委託料の請求及び操作員への賃金支給事務を行う。さらに、気象情報やダム放流情報など各関係機関からの水防情報の収集及び対応を行う。20年度において、大雨・洪水注意報等に基づく注意体制を27回配置し、大雨・洪水警報に基づく警戒体制を3回配置した。	水防体制の配置に当たっては、気象予報に基づき行っているが、とりわけ、注意報発令の回数が多く注意体制に伴う時間外手当の経費が多くなる。また、国及び県から委託を受けている樋門操作員について、高齢化が進み操作員の確保が困難な状況となっているため、国土交通省及び県において自動式樋門への移行や、業者への委託を検討する必要がある。また、河川改修等の事業を推進するため、水防業務は建設部局で取り組むことが望ましいと考える。	市民を対象。	集中豪雨や台風被害などの水害から市民の生命と財産を未然に守り、被害を最小限に抑える。	水防体制の設置、国・県・市管理の河川樋門の操作及び管理、水防情報の収集及び対応により、浸水被害を防止することによって市民が安心して生活できる状態にする。	1 出動回数 回 24 30 40 注意体制・警戒体制の出動回数	H19 683.555 4	H20 634.555 5	H21 536.777 6	5	3	4	5	5	5	5	27 A	継続	継続	継続	水防対策は市の責務で行うものであり、水害の未然防止と軽減を図り、市民の生命と財産を守るためには、引き続き維持を基本とするが、より迅速で確かな体制設置を行っていくため、水防業務は建設部局で取り組むことが望ましい。	市民の生命と財産を守るために、水防業務については引き続き実施する必要がある。また、樋門操作員の確保にあたって、民間委託が可能な場合は検討する必要がある。	5 組織・機構の見直し	有	有	8 事務事業の効率化											
174	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	排水機場の維持管理	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。	洪水時における浸水被害を軽減させるためには内水排除を行う排水機場の役割は重要であり、今後もその維持管理を確実に実施し、防災機能の充実を図る必要がある。そのためにも、日常の稼働点検は排水機場へ配置される市職員による縦・横の連携を図った体制で引き続き行うことが、洪水時における的確な対応へと繋がっていく。ただし、市設置の排水機場については老朽化しているため、今後、修繕等の維持管理料が増える見込であるとともに、専門業者による定期的な点検が必要である。また、水防事業と併せて建設部局にて一体的に事業を推進することが望ましい。	市民	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	1 操作員(市職員)の点検回数 回 18 18 18 継続のため、回数に変更なし	H19 683.555 4	H20 634.555 5	H21 536.777 6	5	3	5	3	5	5	5	26 B	継続	継続	拡大	防災機能の充実を図り、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるためには、洪水時における災害被害を軽減させる排水機場の役割は重要である。そのため市職員の定期的な点検も含めた排水機場の維持管理は引き続き行う必要がある。また、施設の老朽化に伴い、有事の際に確実に稼働させるためには、年間を通じて専門業者による点検を行う必要がある。	市民の生命と財産を守るために、排水機場の維持管理については引き続き実施する必要がある。また、老朽化した施設については、施設の変更、専門業者による点検の実施等を検討する必要がある。	7 施設の見直し	有	有	8 事務事業の効率化											
175	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	防火水槽整備事業	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において、計画的に整備する。新設9基。	地域の防火水槽の現有数と基準による充足率の向上	市民(水利の無い地域住民)	火災発生時の水利を確保し、地域住民の不安を取り除く	計画的な防火水槽の設置	1 設置基数 基 5 5 9 防火水槽の年間設置基数	H19 3,840.800 4	H20 3,618.200 5	H21 4,618.333 6	4	5	4	5	3	3	24 B	継続	拡大	拡大	他事業との調整を図り、効率的な整備を行う。	市民の生命と財産を守るために、計画的に整備を行う。	7 施設の見直し	有	有	9 事業の迅速化												
176	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	58	危機管理課	防災行政無線等	災害、公署及び気象に関する予報、警報や農産指導、流通市況等農家生活に関する情報等を提供する。	災害時において、あらゆる手段により市民へ各種の防災情報を提供していくことは重要であり、現在ある防災行政無線・オプテックの設備を有効活用していくことは防災機能の充実を図るうえで、当面は引き続き行っていく必要がある。ただし、設備の老朽化などを考慮し、将来的には防災行政無線等は、CATVの普及率を考慮しつつ、その機能をCATVの音声告知放送へシフトしていく計画であるが、円滑にシフトしていくために、移行方法等が課題である。	市民	災害時などの緊急を要する時は、随時放送により災害情報や避難情報等の伝達を行うとともに、通常時には、市政や農家生活に関する情報などを定時放送で伝える。緊急を要する災害時には、随時放送で災害情報や市民への避難指示等の周知を行う。	市民に災害等の情報伝達を迅速かつ的確に行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的と併せて通常時には市政等の情報を伝える。	1 旧三次市以外の設置世帯数、受信機設置数はほぼ変化なし(各年度3月31日現在の旧三次以外)	H19 3,098 4	H20 2,482 5	H21 2,704 6	4	4	3	5	4	5	25 B	事業縮小	継続	継続	いずれ全市における統一システムに切り替える必要があると思われるが、現在のところ継続にて対応。システム変更には現在の戸別受信を前ささないことが望ましい。今後の研究・検討を要す。	CATVは全市で周知となっており、音響告知を含め、現在のシステムを検証し、新たなシステム構築の際に生かしていく。	無し	有	10 内容の改善													

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性							
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性					社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の内容		有無	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分
177	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消防格納庫整備事業	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。改築4棟。	合併により、地域格差が大きいため、施設の点検調査を行う。	市民(消防団 地域住民)	消防格納庫の新築	消防積載車の格納庫を新設することにより、地域消防活動の拠点施設の充実を図り、地域住民に安心感をもたらす。	1 格納庫の利用状況 回 40 40 40 格納庫の利用回数	H19 204.875 4	H20 255.225 5	H21 448.550 6	3	3	3	5	3	3	20	C	継続	継続	継続	7 施設の見直し	継続	継続	9 事業の迅速化																
178	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	19	建築住宅課	耐震改修助成事業	地震による建物倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市民が自ら行う、住宅の耐震診断・耐震改修工事の実施に要する費用の一部を補助するもの。三次市耐震促進計画に定める、住宅の耐震化目標値である、平成27年度耐震化率80%(H18年度50%)の達成に資する制度である。	耐震改修を促進し、地震時に建物倒壊等の被害を減少させ、市民の生命の保護と避難経路の確保を図り、地震災害に強いまちづくりを促進する。市民に対して、耐震診断及び耐震改修の更なる普及を図る必要がある。国においても補助率の引き上げ等、制度の拡充が行われており、市としても制度の拡充を検討する余地がある。	長屋又は併用住宅(住宅部分にのみ)に居住する方。	耐震診断及び耐震改修工事の費用の一部を補助するもの。耐震診断に要する費用の1/3かつ2万円を上限。耐震改修工事については、工事に要する費用の1/3かつ40万円を上限。	1 申請関数 件 1 1 12 耐震診断・耐震改修補助申請件数	H19 735.000 4	H20 985.000 5	H21 144.750 6	4	3	4	4	4	4	23	B	継続	継続	継続	14 成果の向上	継続	継続	10 内容の改善																	
179	環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	18	危機管理課	子どもの安全支援事業	学校・地域・行政が一体となって犯罪の起こりにくい環境を整備し、児童・生徒の防犯意識を高めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う。防犯パトロールなど地域で行われる防犯活動に対して、消耗品の購入配布を行い活動を支援する。	18年度は補助事業での取組であったが、地域と協力し、子どもへの安全支援は、継続して実施していく。	市内の児童・生徒	関係部局との連携を図り、防犯に係る消耗品の購入・配布を行う。	1 貸し出し用消耗品購入数 件 300 - - 貸出用消耗品購入する。最大の品目で初年度は300個購入した。	H19 8.706 4	H20 5	H21 50	4	3	3	5	5	23	B	継続	継続	継続	無し	継続	4 市民の多様な力の活用																			
180	環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	16	危機管理課	交通安全の推進	交通安全協会や広島県が推進する各々の交通安全運動にあわせ、各関係機関と連携を図りながら、街頭キャンペーンやテント村を設置し、交通安全の啓発を行う。また、オフロードや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。平成20年度は作木町において無事故10000日が達成され、その為のイベント等大々的に実施した。	交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。真に効果のある啓発活動を推進するため、活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく、市民(住民自治組織等)を中心とした取り組みへ転換していく必要がある。	市民	警察・交通安全協会と連携し、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて、市民の交通安全意識向上を図り、交通事故防止に取り組む。	1 テント村、街頭キャンペーン実施回数 回 14 14 14 街頭での呼びかけやイベントを設置して啓発した回数	H19 464.857 4	H20 513.142 5	H21 621.285 6	4	4	5	3	4	24	B	継続	継続	継続	1 市民と行政の協働	拡大	継続	1 市民と行政の協働																		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性											
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度							説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ				
																																						改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
181	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	13	市民生活課	消費生活情報整備事業・消費生活相談事業	PIO-NET(パイオネット、消費生活情報整備体制事業)独立行政法人国民生活センターのシステムを平成13年に導入したことにより、消費生活相談員が全国の相談内容を的確に入手し、相談者への消費生活相談や消費者の自立を目的とした啓発活動に活用することができる。	市として相談体制の更なる充実を図るため、相談員研修等のスキルアップや相談員の処遇改善が必要である。 また、将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能が望まれる。	市民	「消費者生活相談」本人面談 代理人相談 電話による相談	消費生活相談の苦情処理・相談等が解決を図っていく。消費者自身の課題は、「消費者の権利」「自立支援」を基本理念として、主体的な消費者を目指していく。	1 消費生活相談PR件数	回	46	47	50	広報、CATV等による消費生活相談、消費者の意等の掲載回数	H19 160,413	4	相談者数	人	284	305	300	相談者総数	4	3	3	4	3	3	20	C	継続	拡大	社会的ニーズや市民ニーズが高いと思われることから、より一層の充実強化を図る必要がある。また21年度から消費者庁も設置され地方消費者行政活性化基金により消費者行政の機能強化が図られる。今後は、市民への啓発、相談員の研修等でのスキルアップをしていく必要がある。	事業規模 有り	10 内容の改善	継続	有り	13 サービスの向上
182	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	16	危機管理課	防犯事業	平成19年度は、市内の各防犯団体を支援しながら事業を推進した。本年度も同様に「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会の開催、また、市が設置した防犯灯の維持管理を行うとともに、新設に係る補助金の交付事務を行う。 また、単年度事業である	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを目指して推進体制を確立する	市民が安心して暮らせる。犯罪の起こりにくいまちづくりを進める	1 防犯灯設置補助金交付件数	件	46	37	50	防犯灯設置補助金交付申請件数	H19 217,021	4	市内刑法犯認知件数	件	424	399	400	市内の刑法犯認知件数が減少傾向にあることから、一定の成果がみられる。	4	3	4	3	5	24	B	継続	継続	防犯灯の設置されていない区域からの申請等、今後も安心して暮らせる三次市とするには必要な事業であると思われるため。	無し	無し	継続	有り	1 市民と行政の協働	
183	第6 都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	13	市民生活課	生活相談に関すること	市民からの人権、生活、教育、労務、行政苦情等総合的な相談を来所面談、電話で受け、各部署や他機関と連携して相談の解決を図っていく。	将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能が望まれる。	市民	「消費者生活相談」本人面談 代理人相談 電話による相談	相談者の問題解決を図っていく。相談内容により適切な相談機関を斡旋する。	1 相談業務月数	月	12	12	12	相談窓口設置月数	H19 1,193,000	4	相談者数	人	81	73	150	相談者総数	4	2	3	5	4	22	B	未実施	未実施	社会的ニーズや市民ニーズが高いと思われることから、より一層の充実強化を図る必要がある。婦人相談員や児童相談員等が合同での総合相談体制をとればよりきめ細かい相談体制が図れると思う。	有り	13 サービスの向上	継続	有り	13 サービスの向上	
184	第5 環境	2 防災・安全	(1) 誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消火栓新設	上水道管の新設時や現在設置されていない上水道計画ルートにおいて消火栓を設置する。 新設30基。	消火栓、水道管の口径が75mm以上で設置が可能であり、現在、給水区域内において口径が75mmに満たない地域については、設置ができないため、配水管の布設替え等が必要と考える。	市民(給水区域内住民)	水道管布設時に消火栓を設置する。	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の軽減を図るため。	1 設置箇所数	基	11	41	51	上水道事業に伴う消火栓設置箇所数未整備分を整備	H19 345,727	4	整備率	%	100	100	100	水道管布設ルートにおいて、設置箇所を消防署と協議しすべて設置した。	5	5	5	4	5	29	A	継続	継続	水道事業の整備に合わせて、消火栓設置を行っているが、市民からの要望もあり、消火栓の設置し、管理を行う必要がある。	有り	7 施設の見直し	継続	無し	無し	





施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象者 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19 年度 評価	H20 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性						
												活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
189	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	土木課	アダプト(道路・川の維持ボランティア)制度	広島県が管理する道路・河川が対象。アダプト活動を実施しているマイロード認定またはラブリバー認定団体に対して、活動経費の一部を奨励金として交付し、道路・河川への愛着心の醸成等を図ることを目的としている。アダプト活動とは「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となっており、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を指す。	広島県アダプト制度実施要領に市町との協力が謳われているが、市の具体的な役割は清掃、緑化等による発生したゴミの回収となる。広島県の管理道路と河川の美化活動であるのに、広島県はゴミの回収に行かず、三次市が回収に行きクリーンセンターまで運ぶこともある。ゴミの受け入れについては当然協力を行うべきであるが、クリーンセンターまでのゴミの運搬はアダプト活動団体若しくは広島県が行う方向で調整を図りたい。	市民	広島県が管理する道路と河川において清掃、緑化等を行う。三次市はゴミの受け入れ及び申請書の受付、広島県への進達、認定後は契約書を締結する。事業完了後は、活動実施報告書を受け付け広島県に進達する。	広島県が管理する道路及び河川におけるボランティア活動を支援し、アダプト活動の活性化及び道路・河川に関する環境及びその機能の維持向上を図ることを目的とする。	1 活動路線及び河川 箇所 20 32 36	H19 35,750	H20 22,437	H21 20,472	4 認定団体 団体 20 29 33	5 対象路線及び河川の距離 km 32 54 56	6 20,472	2 市は広島県制度の中継ぎ調整を行う程度。	2 現在は広島県管理の道路及び河川が対象であるが、市道・市管理河川についても同様な制度を三次市独自で運営できれば住民自治の育成に効果が大きい。	4 現在、市の費用負担は事務に係る人件費のみだが、市道での運用を行えば、奨励金・傷害保険等の費用負担は増える。	2 各コミュニティセンターで運用し市の関与を少なくすべき。	4 道路や河川のよな住環境の整備を求め、社会的ニーズは高い。	2 広島県のアダプト制度と同様の制度を市道・市管理河川にも導入でき、市民にも十分周知があれば市民のニーズは高まる。	16 D	未実施	継続	継続	広島県アダプト制度の周知を図り、市道・市管理河川にもアダプト制度を導入すれば住民自治の拡大が図れる。	無し	無し	継続	市道や市管理河川への制度の導入を検討する。	有り	10 内容の改善				
190	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	生活道路整備事業	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったことにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。	現行制度が今年度限りとなっているため、事業評価を踏まえて継続・廃止の議論が必要	市民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。	居住への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	1 交付決定件数 件 21 25 25	H19 385,904	H20 355,280	H21 414,720	4 申込件数のうち、補助金交付決定となったものの割合 % 100 100 100	5 整備された道路延長 m 916 1,002 1,000	6 新規整備延長	4 数戸の住宅が日常的に利用し、通行の利便性が高まる	4 在宅看護支援訪問サービスの充実、介護タクシーの玄関先までの乗り入れ、緊急車両の進入などへの対応が高くなる	4 他に手段はない	3 他の類似サービスが存在しない	4 訪問サービス、介護タクシー、緊急車両の進入などの必要性は高い	4 市民が求めているサービスである	23 B	継続	継続	継続	かなりの整備が進んでいると思うが、独居老人や高齢者の介護タクシーや緊急車両の乗り入れなど福祉の増進への期待が高まっていると予想されるので、多様なニーズに即応すべく検討を進めていく	無し	無し	継続	事業効果、市民のニーズを検証し、整備基準の見直しを行い、事業を継続して実施する。	有り	15 効果の検証				
191	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	17	土木課	県道改良事業	県道新設改良事業は、権限移譲の流れから、事務処理特例条例の手法で平成17～19年度施工。道路法第17条第2項により平成20年度から以降実施される。	身近になった県道改良工事について、厳しい財政運営の中、優先する路線・整備箇所を選定する住民の理解を得ながら進める。	市民や道路を利用する企業等	県道を拡幅等により整備する。	安全で快適、利便性の確保	1 道路改良整備延長 (m) m 228 1,225 700	H19 314,197	H20 379,766	H21 1,155,998	4 執行率 % 100 100 100	5 目的達成のためには、県道の整備は、最も有効かつ効果的な手段であるが、住民は多様な意見があり、多数の合意の上事業を推進する。	5 地元説明会において意見交換を交わし地域に即した道路整備をする必要がある。	3 地域において、道路整備促進のための推進母体を形成し、地域にふさわしい道路について、住民と地権者及び行政の合意形成を行う必要がある。	5 道路管理者以外には、道路法上困難である。	5 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、社会的ニーズは高い。	5 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、市民ニーズは高い。	28 A	継続	継続	継続	道路法第17条第2項により権限移譲され、実質的にH20年度から市の判断で実施が可能となり、財源を確保し、確実に改良計画を実施していく必要がある。	無し	無し	継続	引き続き、優先度を勘案しながら事業を計画的に実施する必要がある。	有り	8 事務事業の効率化						
192	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	市道整備事業	道路新設改良事業については、新市まちづくり計画(H15年度作成)及び新市まちづくり計画事業(H16年度作成)並びに三次市実施計画(H18年度作成)に基づき事業展開を行ってきた。	現在、道路改良計画は新市まちづくり計画に基づき平成26年度までの計画を持っており、厳しい財政運営の中、より経済的な工法の採用や、生活密着型道路については土地及び立本補償などについては無償提供を原則とした整備手法に転換を図らなければならない。	市民や道路を利用する企業等	市道を拡幅等により整備する。	安全で快適、利便性の確保	1 道路改良整備延長 (m) m 3,490 8,692 6,500	H19 330,198	H20 158,178	H21 199,732	4 改良率 % 50 50 50	4 目的達成のためには、市道の整備は、最も有効かつ効果的な手段であるが、住民は多様な意見があり、多数の合意の上事業を推進する。	3 地元説明会において意見交換を交わし地域に即した道路整備をする必要がある。	3 地域において、道路整備促進のための推進母体を形成し、地域にふさわしい道路について、住民と地権者及び行政の合意形成を行う必要がある。	5 道路管理者以外には、道路法上困難である。	4 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、社会的ニーズは高い。	4 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、市民ニーズは高い。	23 B	継続	継続	継続	新市まちづくり計画による道路整備は市町村合併に条件であり、又市の道路交通網形成に欠くことのできない路線である。しかしながら、整備手法については改善の余地は残されており、橋梁整備についても耐用年数を考慮して必要に応じていく必要がある。	無し	無し	継続	引き続き優先度を勘案し、県道も含めた全体の整備を計画的に実施する必要がある。	有り	8 事務事業の効率化						

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析							手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性								
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地							コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	総合評価	判断理由		
																																						改善区分	総合評価
193	第6都市	1州都への道のり	(1) 情報発信都市	19	地域振興課	「ふるさと応援団」事業	市の人・歴史・自然等を愛する人、政策に共感する人とともに「ふるさと三次応援団」の活動を展開することにより、ふるさとの人・もの・情報等の交流を高めるとともに、人口の増加と選ばれるまちづくりを応援していくことを目的とする。	本市の定住施策を積極的にPRし、三次市外からの定住人口を増加させる。	市民及び全国の希望者。	様々な情報の収集又は提供等を行う交流事業市のまちづくりへの提案、ボランティア活動の提供等を行う支援事業応援団会員の募集、名簿の整理等を行う募集事業	市のPRによって、商業・農業関係者が儲かる仕組みを構築する。市外の応援団の方には三次の良さを享受していただき、ふるさと納税にもご協力いただく。	1 広報活動 回	15	10	10	H19 138,066	4	人	65	65	65	説明	応援団の組織化は、市のPRを市内外の双方から進めることができる。	まちづくりの観点や、ふるさと納税のPRなども併せて実施を展開する。	会員への特典を拡大することにより、特典にかかわる市内の関係者を増進させる。	観光協会や農業関係者等さまざまな分野にかかわることや、「ふるさと納税」とも関わること、市でないことはない。	4	4	27	A	継続	拡大	継続	本市の定住促進、ふるさと納税を進めることで、応援団会員を通してPRを行うことは重要である。	定住促進のための、三次市の進める定住施策を積極的にPRしていく必要がある。	有り	14	成果の向上	
194	第6都市	1州都の中核・拠点機能の強化	(6) 都市の中核・拠点機能の強化	15	都市整備課	三次駅前周辺整備事業	三次駅前広場から西側市道274号線、駅南側の一部、約1.4haを事業区域とし、都市のエンタランスとしての交通拠点機能の充実・強化を図るため駅前広場再整備、交通センター整備と交通と賑わいの空間形成のため十日市コミュニティセンター、観光情報施設等を整備する。JR施設内の整備として中原踏切歩道整備、駅南北を結ぶ自由通路の設置及び駅南広場、自歩道を整備する。	事業実施にあたっては国道183号の拡幅事業が必要不可欠となっており、早期事業化に向けた取り組みが必要である。本事業は第1期(平成22年度末)と第2期(平成23年度以降)に区分し事業を進めているため、行政と市民との情報共有の推進が必要である。まちづくり交付金事業として第1期事業を完了するためには用地買収が今年度中に完了することが必要であるため関係権利者への対応を強化する必要がある。	市民、駅周辺及び十日市住民(客)、公共交通機関利用者(入込)	駅前広場再整備、交通センター、観光情報施設、十日市コミュニティセンター、駐車場、駅南北自由通路、駅南道路(自歩道)整備、中原踏切歩道拡幅など	定期的な事業計画の情報発信を行うとともに、市民の意見が取り入れられる箇所については可能な限り反映できるように検討委員会等の設置を行うことで、市民の理解度、関心度の向上を図る。	1 用地取得面積 m <sup>2</sup>	569	1,650	H19 #DIV/0!	4	%	64	74	99	第1期事業(H22年度)用地取得率(JR用地除く)	平成20年度で事業説明会を開催し、個別訪問を継続して実施しており一定の理解を得ているが、代償地、買収価格など個別に対応しない問題がある。	平成20年度で事業説明会を開催し、個別訪問を継続して実施してきている結果、地権者の一定の理解は得ることができたが、代替地、買収価格など個別に対応しなければならぬ問題がある。	交通結節点機能の強化と中心市街地地区のコミュニティ機能の活性化を含め、まちづくりの観点からも公共性が強く、市民が実施すべき内容である。	特に交通結節点機能の強化は、入込客に限らず、公共交通機関利用者にとって利便性向上と駅周辺の活性化が図られる。また、今後の高齢化社会に地域交通の拠点となる。	入込客、公共交通機関利用者、市街地住民にとって必要のエリアだが、特定の地域・地区以外での市民が利用できる機能の付加が必要である。	22	B	継続	縮小	継続	事業の迅速化	計画的に事業を実施し、早期完成を目指す。	事業の迅速化	有り	9			
195	第6都市	2防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	農政課	小規模崩壊地復旧事業	荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れがある林地の予防工事、又は松い虫被害等のため、倒木により被害を助長する恐れのある箇所での伐倒処理を含む工事で、主要公共施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある恐れられるものについて事前に防護する。	財政難から、要望に応えられない予算の確保が困難になってきている。	農産物生産施設(学校、官公署、病院、館、道路、林道)の設置(含む)、用排水路、ため池、農地、主要産業施設、主要産業施設	崩壊の恐れのある急傾斜林地について、地元住民の要望に基づき、崩壊防止工事を施工する。	1 箇所数 箇所	6	4	7	H19 3,513,166	4	箇所	6	4	7	危険箇所の改善箇所	未然に災害を防止出来ている。	危険箇所の解消	地元負担を伴うことから必要最小限の経費で最大の効果が得られる工を行っている。	技術的見地から、正確な工法選定が可能となる。	特定エリアにおいて二次災害による被害の拡大を防止出来る。	特定エリアで市民の生命財産が守れる。	市民の生命財産を守る事業で継続が必要。	2		継続	継続	無し	継続	限られた予算の中で計画的に事業を進める。		有り	8	事務事業の効率化
196	第6都市	2高度情報化	(1) 情報発信都市	16	秘書広報課	ホームページ運営	市民をはじめ、市外へPRLしていく各種行政情報や行事等をホームページを通じて広く情報発信する。	古い情報は適宜更新していく必要がある。掲載情報の内容が充実していないところもあるため、積極的な情報発信を指導する必要がある。携帯電話版ホームページの内容の充実にも努める必要がある。	市民、市内事業所、近隣自治体、三次市に縁のある方、三次市に縁のある方	使いやすい、分かりやすく、必要な情報がみつけやすい、利用者の立場に立ったページづくりを目指す。また、正確かつ迅速な情報提供ができるよう各部と連携する。	1 コンテンツ更新回数	300	400	400	H19 36,580	4	件	547,000	605,980	623,000	サイト閲覧回数(トップページ)	三次市のホームページを訪問した延べ件数で、トップページから下部の階層の閲覧件数を除く。	ホームページ運営による情報発信の手段は、ネットワーク環境が整えば、誰でもいつでも市政情報へアクセスできる目的に合致している。	内容の充実が必要である。	システムリソースと保守業務(メンテナンス)は、必要経費であり削減は難しい。	市の概要や行政の情報等を特定多数者・市民等にも広く開示することは行政の責務であり、市民の福祉の向上やまちづくりの推進はもとより、三次市の経済活性化においても必要不可欠である。	積極的な情報開示と適切な情報伝達には事業所・市民等にも市に求められているサービスである。	生活全般に関わる情報や市の業務・政策等の紹介または観光・産業等に関する情報がタイムリーに入手することは市民にとって必要と思われ。また、市民の声を届ける手段(アンケート、意見公募等)	常に最新の情報を掲載するとともに古い情報は適宜更新し、誰が見てもわかりやすく、使いやすい画面構成を検討して必要がある。	2		継続	継続	徹底した情報公開	誰が見てもわかりやすく、使いやすい画面構成を検討するとともに、携帯電話版ホームページの内容の充実にも努める。		有り	13	サービスの向上

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	ランク	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価	拡大・縮小		改善の必要性		2次評価事務局業務	拡大・縮小		改善の必要性											
												H20年度事業費 (千円) (職員人件費含む)					H19年度					H21年度					目的適合性						実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地			民間との妥当性			社会的ニーズ		市民ニーズ		内容		その他の内容				
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地						民間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	内容		その他の内容	改善区分		判断理由	内容	その他の内容	改善区分	判断理由	内容	その他の内容				
197	都市	2 高度情報化	(1) 情報発信都市	16	秘書広報課	市広報紙の発行事業	広報みよし25,500部を、毎月1回、住民自治組織およびシルバー人材センターを通して市内全世帯と希望する事業所へ配布している。行政情報を市民に伝え、世論を市政へ反映させるための媒体として、32ページを基本に、中身の濃い情報をコンパクトに掲載する。ホームページにも、全ページをPDFファイルで掲載している。	市民により関心を持っていただける広報紙を発行する。	市民 市内事業所 近隣自治体 三次に縁のある方 三次	市の情報を分かりやすく伝え、市政に関心をもってもらい、積極的に参加していただくことを目指す。身近な話題やイベントなどの情報も掲載し、お年寄りから若者まで読めるものを発行する。	行政の「お知らせ記事」だけでなく、市内できごと、地域の取り組みなどを載せ、協働のまちづくりへの機運を高める。	36,013	1	発行部数	部	306,000	306,000	306,000	一部あたりの発行単価	H19	112	4	発行部数	部	306,000	306,000	306,000	年間発行部数	5	4	4	4	5	5	28	A	未実施	未実施	継続	全世帯へ配布できる広報紙はなくてはならない情報伝達手段である。子どもからお年寄りまで分かりやすく興味を持って読める情報紙にするため、紙面の見直しを行う必要がある。	無し	無し	無し	無し	10	内容の改善					
198	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	秘書広報課	地域インターネット活用	平成16年4月1日の市町村合併により、行政サービスの範囲が広域化し、住民サービスの低下や世帯数減少による集落機能の低下が懸念される。速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保する必要がある。また「みよし百年物語(三次市総合計画)」においても、「情報ネットワークによる生活情報の提供」を掲げており、超高速通信ネットワークを活用し、情報提供に取り組むこととしている。	市内165箇所の公共施設を結ぶ地域イントラネットと、CATVによる市内全域の光インターネット網を活用し、教育、福祉、医療、防災、子育て、農業・商工業の振興など、幅広い行政分野で高度情報化の恩恵を実感できるサービスを展開していく。利用者には高齢者が多く、このようなシステムに対して抵抗感があると思われる。利用者の増加が見込みにくい、いっそうの広報に努め、利用の拡大を図ると共に、利便性の反面、個人認証を含むセキュリティの確保という課題もあり、安心して利用できるシステムでなくてはならない。そうした中で、市役所と市民の電子的な繋がりを一層深め、ユビキタス社会(いつでも、どこでも、何でも、誰でも)の実現をめざしていく。	インターネットを通じて行政情報の収集をより身近にできるようにするとともに、TV会議システムにより各種相談業務を実施する。また利用者間の交流が図れる。③キオスク端末により、観光・イベント情報が收受できる。④教育支援システムによって、学校間交流等を図る。	1	光伝送路による接続施設数	(単位)	165	165	165	光伝送路による接続施設数	H19	366,454	4	ウェブページのページカウunter	(件)	547,000	605,980	623,000	ウェブページ閲覧者数をカウunterしたものであり、ウェブページ利用	H19	303,066	5	TV会議システム会議開催数	(回)	4	4	10	3	4	4	3	5	24	B	要改善	継続	拡大	「電子自治体及びe-JAPAN構想」に基づき基本インフラの構築を実施してきた。現状で活用できるサービスはインターネットの閲覧や電子メールサービスの基本的な利用しかできない状況であり、住民ニーズに対応したサービスへの取り組みが必要である。	無し	無し	無し	無し	13	サービスの向上	
199	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	秘書広報課	電子自治体推進事業	行政手続きの電子化により、事務手続きの効率化を図るとともに、インターネットを利用した手続き手段の拡大により、利用者(市民)の利便性の向上を図るものである。	平成21年度より電子申請システム、施設予約システムとも新システム(ASPサービス)での運用を行っている。電子申請システムについて、手続数を増やしていることが必要。	三次市民等	IT技術を活用し、事務処理の簡素化及び効率化を図るとともに、申請担当部署での手続公開も可能となった。	電子申請、電子入札、公共施設予約システムの利用件数・対象項目数増加。	1	電子申請システム及び公共施設予約システム導入	式	1	1	1	電子申請システム導入	H19	11,510,000	4	上下水道変更、中止、開始届け	件	14	9	40	4	2	総手続数(電子申請)	件	12	13	50	5	3	3	5	3	3	22	B	継続	継続	継続	電子自治体構築業務は、どのシステムも広域異他自治体と共同運用しておりシステム面においては改善を図ることは難しい。電子入札システム、施設予約システムについては、定量的なシステム利用があり、今後も継続して使用を行う。電子申請システムについては、新システム更新を行い、各担当課の裁量で手続公開が可能であり、各課へ研修を行なったところである。自発的な手続数の増加を期待するが、成果が現れない場合、電子	有り	有り	有り	有り	13	サービスの向上
200	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	18	秘書広報課	三次市CATV情報発信事業	CATVによる市広報番組の発権(市の施策の紹介、地域のまちづくり活動、観光情報の提供など)の文字放送・音声告知放送による情報提供	職員全体の情報開示の重要性、広報活動に対する意識の向上を図ることが必要である。	市民(主にCATV加入者)	市広報番組(市の施策の紹介、地域のまちづくり活動、観光情報の提供など)の製作・放送、文字放送・音声告知放送による情報提供。	多様な広報媒体を活用し、情報過疎者をつらないこと。	22,236	1	みよし夢通信放送回数	回	53	52	52	みよし夢通信放送回数	H19	409,358	4	ケーブルテレビ加入件数	件	12,783	13,253	13,448	4	2	2	2	5	4	4	5	25	B	要改善	継続	継続	映像により広報では伝えきれない情報をわかりやすく迅速に伝えることができる。また、文字放送や音声告知放送により障害のある方にもタイムリーな情報提供ができていく。	有り	有り	有り	有り	13	サービスの向上				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業 の対象 者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価		2次 評価事務局業務		改善の 必要性								
												活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明				目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性		社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	内容		
																																							改善区分	改善区分
201	第6 都市	2 高度情報化	(4)個人情報保護対策の強化	16	秘書広報課	情報セキュリティに関すること	情報セキュリティの確保は、人的な面からの取組みが重要な要素であり、e-ラーニングや外部講師による研修及び庁内ポータル掲示板による注意喚起等により、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の高揚を図る。	現在職員のみを対象としており、市民も含めた情報セキュリティ意識の高揚をいかにして図っていくかが課題である。	職員	職員を対象としたe-ラーニング研修及び外部講師による研修等	市民等の個人情報保護を徹底することにより、市民が安心して行政手続き等を行えること。	1	e-ラーニング研修の各コース受講者の延べ人数。平成20年度は原則全職員の受講を依頼、平成21年度は	H19 19	3,257	4	情報漏えい事件・事故発生件数	件	職員による情報漏えい事件・事故が	職員に対する研修内容の充実・強化は可能であり、あわせて、市民に対する取組みを実施することにより、成果の向上を図ることができる。	現状でのコスト削減は困難であり、外部講師等による研修会の実施や市民に対する取組み等の内容によっては、コストが増大する可能性がある。	職員に対する研修は、専門機関の研修プログラム等により実施しており、今後もこうした民間等のノウハウを活用し、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。市民に対する取組みについては、市が主体的に	近年情報セキュリティに関する事件・事故が年々増加しており、社会的ニーズが高まっている。	近年情報セキュリティに関する事件・事故が年々増加しており、市民ニーズも高いものと考えられる。	職員に対する研修については、今後も専門機関の研修プログラム等を活用し、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。市民に対する取組みについては、市が主体的に	職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の高揚を図るため、研修内容の充実・強化を図る必要がある。	6	職員	意識改革	6	職員	意識改革								
202	第6 都市	3 都市の魅力づくり	(1)都市のにぎわい・魅力づくり	13	都市整備課	土地区画整理事業(三良坂駅前地区・下郷地区)	三次市の生活拠点の1つである三良坂地区において、馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前地区の両方を一体的に整備し、駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行うことにより人口増加の受け皿となる生活拠点機能強化を図る。事業費が高く、経費の削減を目的に事業の縮小を検討する。(平成20年度事業) 区画道路築造舗装工事、宅地整地工事、上下水道管敷設工事、道路照明設置工事、地元協議会の開催	権利者との合意形成を図りながら、事業の見直しを行う。	三良坂町内の駅前地区及び下郷地区の居住者	道路や上下水道などのインフラ整備を行うとともに、良好な宅地整備を行う。	下郷地区をインフラ整備し、人口増加及び商業の活性化を図り三次市の拠点機能高めるまちづくりを行う。	1	地元協議会開催数	7	5	6	地元地権者の集まりである協議会の開催数。コンスタントに合意をとり、指図に大きな変化はみられない。	H19 19	21,324,428	4	事業進捗率	%	16	19	19	事業費の大きな駅前地区に着手していないため、大きな進捗はみられない。	駅前地区の整備は、区画整理事業(嵩上げ)での整備から、現地盤高のままで(側溝整備、下水整備)等で、整備手法を変更する。	駅前地区の整備は、区画整理事業(嵩上げ)での整備から、現地盤高のままで(側溝整備、下水整備)等で、整備手法を変更する。	市が事業主体として実施する事業として認められる。	今後のU・I・ターン移住希望者の増加が見込まれるが、受け皿づくりが必要である。	新たな生活拠点の創出により、地域ににぎわいと活力を取り戻す機会となる。	①駅前地区の事業を縮小(1.3m上げる橋梁に影響する部分に限る)案 ②下郷地区のみで区画整理事業は実施させる。駅前地区は他事業で整備する案	地元との合意形成を図りながら、事業内容を精査する必要がある。	16	縮小	縮小	16	縮小	16	縮小
203	第6 都市	3 都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	土木課	排水路新設改良事業	平成17年度は、9箇所について事業実施を行った。平成18年度は、6箇所について事業実施を行った。平成19年度は、7箇所について事業実施を行った。平成20年度は、5箇所について事業実施を行った。平成21年度は、3箇所について事業実施を行う。	計画的な整備には、多大な費用が伴う。	市民	排水路を整備する。	安全で快適な生活の確保	1	施工延長m	291	303	250		H19 19	36,738	4	執行率	%	100	100	100	目的達成のためには、排水路改良が最も有効。	地元説明会においては、意見交換を交わし地域に即した排水改良を進める必要がある。	地域において、排水路改良促進のための推進母体形成し、地域にふさわしい水路について、住民と地権者及び行政の合意形成を行う必要がある。	水路管理者以外には、困難である。	安全で快適な生活の確保のため、社会的ニーズは高い。	安全で快適な生活の確保のため、市民ニーズは高い。	排水路の整備は、安全で快適な生活の確保には不可欠であり、要望箇所を中心に整備していく。	計画的に整備を行う。管理については、できるだけ地元で元で行えるようにする。	4	継続	継続	4	継続	4	継続
204	第6 都市	3 都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	建築住宅課	公営住宅ストック改善事業	平成20年度実績 既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、改修等を計画的に実施することで適切な維持管理を行う。大蔵住宅・駅前団地の公共下水道への接続及び火災報知器(市営住宅58団地)の設置を行った。	それぞれの住宅団地では建築年度に相当な開きがあることから、設置してある設備等に大きな格差が見受けられる。現代の生活水準に近づけるよう、設置されている設備等の機能向上を行う必要がある。	市営住宅	トイレの水洗化・地上デジタル放送への対応調査設計及び改修工事	住宅管理戸数の内7割が耐用年数の半分以上経過し、老朽化も進んでいる。また、これらの住宅は現代の生活水準からみても、面積・設備性能・高齢化対策など様々な改善点が見受けられる。このような背景を踏まえ住宅の改善事業を行う。	1	整備件数	件	34	59	36		H19 19	341,264	4	整備件数	件	34	59	36	公共下水道区域に所在する市営住宅を接続し、住環境整備を進めている。平成20年度では2団地の接続を行った。	引き続き下水道共用開始区域にある市営住宅を公共下水道へ接続して行く。また、住生活水準の向上と施設の整備を行う。	事業範囲は最低限でコスト削減余地は少ない。現時点でも区域内の住宅も合併浄化槽を使用しており、早期に接続することにより維持管理費の削減を図る。	維持管理上、市が行う。	生活水準の向上や建築年数の経過による腐朽の進んでいる住宅への対応等、改善の要求は多く社会的ニーズは高い。	施設整備や住生活環境の改善を求める声があることから市民ニーズがある。	市営住宅に於いては地域により、設備・性能等に格差が見受けられる。このことについては計画的に改善することにより、住生活水準向上を図る必要がある。	優先順位を判断し、計画的に実施していく必要がある。	8	事務	事業の効率化	8	事務	事業の効率化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ラング	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局業務 改善の必要性	拡大・縮小 改善の必要性	改善区分							
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)		活動指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	民間委 託が可 能である										生活環 境の向 上・保全 のため、 社会的 ニーズが 高く必要 不可欠な 事業であ る。	学校・ 地域コ ミュニ ティなど で下水道 講座を 実施する など市民 からの関 心度は高 い。しか し、接続 状況は供 用開始か らの時間 や地域に よる温度 差もあり まちまち である。					
												活動指標	単位																											説明	成果指標	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地
205	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	11	下水道課	下水道接続普及促進事務	公共下水道事業や農業集落排水事業による汚水処理可能な下水道供用開始区域の拡大を受け、下水道施設への排水設備の接続を促進する。 具体的には、管渠敷設工事説明会や供用開始説明会、供用開始後にさらなる接続を促すための戸別訪問や説明会などを実施する。	下水道への接続は下水道法に接続の義務が課せられているものの、施設を改造し接続する必要がある。社会の経済状況などにも左右されやすい。 下水道への未接続となっている住民・市民の加入をいかに促進するかを検討する必要がある。	下水道供用開始区域内の住民・市民	下水道事業の目的(汚水を適正に処理することにより環境衛生の向上が図られる)などについて理解を深め、下水道への接続を促進する。	下水道が利用できる家庭・企業がすべて下水道へ接続する。	1	下水道について説明した戸数	戸	120	250	250	下水道の普及促進として、最も有効な啓発手段である。	H19 7,825	4	接続率	%	72	74	74	下水道等接続人口/下水道等接続可能人口	5	5	3	4	3	23	B	拡大	拡大	下水道への接続には多額の負担が必要となり、現在のような経済状況では接続増加は難しい。しかし、下水道事業の安定経営及び運営のためには下水道利用者を増やす必要があり、定期的・普及促進活動を実施する必要がある。人員を増加させる必要がある。	下水道の接続状況は、下水道の敷設そのものの必要性に比べて、引き続き下水道法に則った積極的な加入促進を行わなければならない。	人員	有	14	成果の向上			
206	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	水道課	漏水調査・管路診断(上水道)	昭和39年度に水道事業運営の認可を受け、昭和40年度から水道管布設工事に着手し、昭和43年度から三次市・十日市町の一部で供用開始を行い、随時延長を伸ばしてきてきた。 また、老朽管の布設替えを行いながら現在に至っている状態ですが、長年の経年劣化により、管の腐食が進行し、漏水を引き起こすことがあります。 漏水は、経済的亜損失だけでなく、水圧の低下・土壌の流出による道路陥没等の原因となるため、漏水調査を行い、安全で安定した水を確保する必要があります。 また、管路診断により、水道管路に必要な各種情報(水圧・流量・漏水情報等)を調査し、水道台帳としての情報・機能の確保をする。	定住環境の整備に伴い、水道事業普及範囲は年々拡大する。それに対応する維持管理範囲も拡大する。	市民	水道管を調査・診断し、漏水事故を事前に発見し、被害を最小限に抑える。	定住環境の整備(安全で安心して利用できる水道水の確保)	1	漏水調査・管路診断	業務	1	2	2	平成20年度から上水道・簡易水道事業について、一括発注とした。	H19 5,359,000	4		%	87	87	85	有収率は、全配水量に対する有効有収水量の割合	5	4	4	5	3	24	B	継続	継続	現在でも、昭和43年度に埋設した水道管があり、計画的に老朽管更新及び下水道工事と一体施工により実施しているが、すべてを布設替えするには、長期にわたる期間と経費を要する。よって、維持管理のために水道管の経年劣化の把握や漏水箇所等の事前把握等、本業務は必要である。	漏水調査・管路診断を実施し、老朽管の計画的な更新、状況把握に本事業は、今後継続して実施する必要がある。	予算額	無し	8	事務事業の効率化			
207	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	21	水道課	簡易水道施設管理業務委託	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの削減及び支所職員の業務軽減を図るため、平成18年4月から簡易水道施設の運転管理業務を民間委託している。 また、平成21年4月からは、上水道と簡易水道施設を一本化して運転管理業務を委託することにより、簡易水道利用者の方へ安全で安定した水を供給できるようになった。	さらに簡易水道利用者の方へ安心して安定した水を給水するため、委託業者と定例会議等を開催し、浄水濁度管理や警報通報装置の整備を進め、運転状況から機器の更新等を的確に行う。	簡易水道利用の市民	各簡易水道事業の計画により、新しく改革している配水池やポンプ所と、これまでの委託施設と併せて業務内容の適正化を図る。	三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般的管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようになる。	1	業務委託件数	件	2	2	1	平成20年度までは、南部と北部に分けて委託していたが、平成21年度からは、コスト削減のため南部・北部を一	H19 18,222,000	4	有収率	%	82	83	83	ポンプ所・配水池の流量の確認ができ、早期修繕対応ができる。	4	3	2	4	20	C	継続	継続	浄水場・配水池・ポンプ所等の毎日点検の他、雷被害対応や漏水修繕後の水質検査等の事故対応を水道局と協力して担い、安全な水道供給に貢献している。	効率的な事業を運営するため、引き続き外部委託に取組む。	市民ニーズは、これからますます安全で安定した水の供給を求めていることや、簡易水道事業の区域拡大に伴い、いたく箇所の増加が予想されるため。	3	民間委託等の推進	3	民間委託等の推進			
208	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	19	水道課	上水道施設整備事業(寺戸浄水場整備)	昭和39年度に水道事業運営の認可を受け、昭和43年度から一部供用開始し、昭和62年度に低区配水池竣工、平成1・2年度に取水井改良工事、平成19年4月に譲渡機基礎を整える。このため、平処理施設が供用開始され、水道水の安全・安心の向上に努めてきた。 寺戸浄水場系の遠方監視システムは、整備後20年以上経過しており、経年劣化しており、また、情報収集するのにも型式が古いため情報量が少なく、修繕するにも同種類の生産がないため困難な状況です。 寺戸浄水場系の情報収集を容易にし、維持管理の向上及び安全で安定した水を給水できるようにする。	水道給水区域の拡大に伴い、管理施設(ポンプ所・配水池等)が増加し広範囲となる。よって、監視体制の高位平準化させ、更に三次市の生活環境基礎を整える。このため、平成5年度に供用開始した向江浄水場の安全・安心の向上に努めたシステム作りが肝要となる。	市民	遠方監視体制の整備を図り、緊急事態の早期対応や対応の優先順位を明確にし、効率的な修繕を行う。また、水量・水質等の運転状況を正確に把握し、有収率の向上に努める。	水道施設のトラブルを事前に察知し、部品交換や修繕を計画的に行い、安全で安定した水道水の供給を行う。	1	整備施設数	箇所	1	1	13	債務負担行為による工事事件数である。平成20年度に発注し、平成21年度末までの期間となる。	H19 8,299,000	4	有収率	%	87	87	85	有収率は、全配水量に対する有効有収水量の割合	4	3	3	5	4	23	B	継続	継続	配水池水位や残留塩素濃度の現況を、現場しか確認できなかったが、導入により中央監視が可能となる。	異常時の早期対応が可能。異常が同時多発しても、優先順位づけが可能となり、効率的な修繕が実施できる。	現場確認作業の軽減に伴い、委託料の削減が可能。	ライフラインの根幹施設であるため、市が関与すべき	水道水の安全に対する信頼度の確保ができ、社会的ニーズが高い。	安定した水量・水質を確保することができるため、市民のニーズが高い。	無し	8	事務事業の効率化



平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		1次総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		改善の必要性																																																																																
												H20年度		H19年度		H20年度		H21年度		説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H19年度	H20年度	H21年度		説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H19年度評価	H20年度評価	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分																																																																
												活動指標	単位	年度	年度	年度	年度	年度	年度																													年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																										
213	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	18		台帳管理システム整備事業	特定環境保全公共下水道を整備したうち、布野処理区と甲奴処理区の管路について、電子台帳として整理し、管路の維持管理に使用する。	特定環境保全公共下水道を整備したうち、布野処理区と甲奴処理区の管路について電子台帳で整理するものがあるが、紙台帳が整備されていない状況のため、資料収集等において困難が予測される。	特定環境保全公共下水道の管路の維持管理を担当する職員。区に土地を所有する者、新築移転を考慮している者。	電子台帳として整理する。	管路の維持管理の効率化、及び加入者からの問合せに対するスピーディーな対応を行う。	1 整備延長 Km 6	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
214	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	16		汚泥再生処理センター建設事業(し尿処理場)	し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理するため、循環型社会に向けた3R(汚泥の資源化)を考慮した汚泥再生処理センター(し尿処理場)を整備する。	今年度からの現場着手に向けて、適切な工事及び工程監理を行い、目的を達成するための施設建設を行う。また、建設段階においても周辺住民の生活環境に配慮した取組が必要である。	平成18年度に設置した「三次市汚泥再生処理施設工法等検討委員会」において、処理方式及び資源化方式等について検討を行い、三次市にとって最も効果的で経済的な施設の建設を平成19年度から平成21年度の3か年度で行う。	現有施設「錦水園」の老朽化及び処理量超過の対応。また「甲双衛生組合し尿処理場」の平成21年度末の取り壊しに対応するため、新たな施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に資源化する。	1 調査・設計・建設工事 式 1 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
215	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	16		公共下水道事業(三良坂)	三次処理区においては、平成2年に事業着手した。三良坂処理区については平成7年に事業着手した。	下水道事業は都市計画事業であり、三次処理区においては878ha(酒屋地区含む)の用途面積に人口23,874人の人口密集地域があり都市計画税の賦課を行っている。現在、事業整備面積は244.1ha・8,935人分(約37%)の面整備にとどまっている。今後は整備区域の年次整備目標設定を行い、早期に用途区域内の整備を回っていかねばならない。	下水道事業区域内に居住する市民及び事業所	各家庭や事業所からの汚水を下水道管渠により集水し、直接汚水処理場において汚水浄化を図る。このことにより、事業区域内の排水路や河川の水質の改善が図られる。洋式水洗トイレの普及につなげ身体に優しい生活環境の改善が図れる。	1 拡大処理区域面積 ha 272 297 318	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
216	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	16		小型浄化槽設置補助金	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されているが、生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅くとして進んでいないため排水対策が遅れている。このため、公共下水道等の事業認可区域以外の区域及び市町村設置型浄化槽設置区域を除く市内全区域を対象として、住宅(併用住宅を含む)に浄化槽を設置する者に補助金を支給する。もって、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の安全を推進する。	支所へ受付・審査・決定・確定の事務を移譲し、住民サービスの向上を目指しているが住民への周知が必要である。特定環境保全下水道・農業集落排水・市町村設置浄化槽等、他の手段との整合性を考慮し、補助額の増額を検討している。公共下水道三次処理区において、認可区域拡大が検討されている。検討地域(扇形町等)については、認可後は補助対象外となるので周知する必要がある。県の財政事情により、県からの補助金が減額傾向にあるので、財源を確保する必要がある。	申請に基づき補助金を支給する。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図る。	1 浄化槽設置基 159 172 180	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ラング	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価		改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性									
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分
217	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	16	下水道課	浄化槽市町村整備推進事業	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されている。生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅々として進んでいない。このため、公共下水道等の事業認可区域以外の区域(布野町内)を対象として、市町村設置型浄化槽を設置し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。 平成20年度実績 布野町-16基 総事業費 17,248千円	平成22年度で事業終了の予定であるが、今後設置浄化槽の修理費などが多額になると予想されるので、個人への払い下げなどを検討する必要がある。	公共下水道等の事業認可区域以外の住居等を対象とする。	申請に基づき浄化槽を設置する。設置の対価(分担金)と月々の使用料を徴収し維持管理にあてる。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	1 浄化槽設置基数	基	39	16	10	浄化槽の設置基数	H19 976,974	4	浄化槽処理人口	人	117	57	30	本事業により浄化槽処理可能となった人口	3	2	2	1	3	4	15	D	事業縮小	縮小	継続	個人設置補助事業への切り替えを行い整備費の軽減を考へる時期に至っている。但し、和知地区農業集落排水資源循環補助事業としてH23~24年度に38基を予定しているため、継続とした。	小型浄化槽設置整備事業補助金へ移行して頂くことが望ましい。	有り	10	内容の改善	有り	10	内容の改善		
218	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	16	下水道課	特定環境保全公共下水道事業(酒屋・布野・吉舎・三良坂・甲奴)	近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、ここ三度でも生活排水により市内河川の汚濁は進みつつあった。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受けて事業着手した。 平成20年度は、管渠延長2.1km、排水面積16.2haの整備を行った。	市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題。	下水道事業区域内に定住する住民及び事業所。	市民の快適で便利な暮らしのため、また三次市内を流れる河川の水質保全のため。	事業区域内の下水道管渠の面的整備を行い下水道整備区域の拡大を図り下水道を利用できる状態にする。	1 拡大処理面積	ha	323	331	333	三良坂町・布野町・吉舎町・甲奴町の面整備を行った。	H19 1,525,835	4	行政人口	人	9,591	9,335	9,185	処理区域内の人口	4	3	4	5	4	25	B	要改善	継続	当市の下水道事業は、市民生活の向上や環境改善を求めるとともに、事業の効果も上げるため加入促進も行うことも必要である。	効率的・効果的な手法で計画的な整備を進めるとともに、事業の効果も上げるため加入促進も行うことも必要である。	有り	17	コストの削減	継続	8	事務事業の効率化				
219	第6都市	3都市の魅力づくり	下水道課	19	下水道課	農業集落排水資源循環統合補助事業	農村は、わが国の可住地面積の9割を占め、総人口の4割が居住する空間であり、国民の重要な居住・就業・食料の安定供給の場であるほか、国土と自然環境の管理と保全、余剰空間の提供など、重要な多面的な役割を果たしている。しかしながら、農村社会における混雑化、生活水準の向上、農業生産様式の変遷などから、農村の水環境をめぐる状況は大きく変化している。これを背景とし、農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を重点施策として位置づけ、農業生産と生活環境の一体的な整備を図る。	和知地区においては、処理場を新たに整備せず、既設処理場へ接続を予定しているが、既設処理場の能力の余裕を勘案し、増設する処理能力の判断を要する。 処理形式によっては隣接する用地を購入する必要がある。和知地区農業集落排水組合加入者のうち、条件的に管路により接続することが難しい加入者について、浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を整備する予定にしているが、この事業で整備すべきか、あるいは単独で費用により管路を整備するかの判断を要する。	区域内	生活環境改善。	農村での快適な生活環境を確保し、若者が結婚・定住し故郷を守り、また、都市部から帰省する子や孫が怖がらないように、併せて公共用水域の水質改善で、安全な農作物の生産、また、水路・河川にタンシ・シジミ・ホタル・川魚が復活し、子ども達が遊べる場に。	1 管路延長	m	663	3,478	3,910	事業の進捗度	H19 614,723	4	区域内人口	人	840	840	840	向江田処理場の増設工事及び処理場への圧送ポンプの整備が完了しなければ接続できない。	5	4	4	5	4	26	B	現状維持	継続	農業集落排水事業を浄化槽整備と経済比較した場合、中心部は合理的であるが、末端部は経費的に不利である。しかし農業集落排水事業は集落全体の環境改善を目標とし、また、集落内での公平感を保つためには周辺部であろうと同等に集落排水事業を整備することが必要である。そのため、経済的に不経済な末端部は浄化槽市町村整備推進事業で整備する。	効率的・効果的な手法で計画的な整備を進めるとともに、事業の効果も上げるため加入促進も行うことも必要である。	有り	8	事務事業の効率化	有り	8	事務事業の効率化				
220	第6都市	3都市の魅力づくり	環境政策課	15	環境政策課	新市場建設事業	新しい市場施設を整備。平成21年度は、住民合意を得るとともに、合意を得た段階で次の取り組みを行う。 ・地元と市との協議窓口となる(仮称)建設協議会の立ち上げと協議、調整、意見集約 ・施設建設に向け、市民参加型での(仮称)建設検討委員会の立ち上げと調整、意見集約 ・業務委託(造成設計、基本・実施設計、測量及び用地調査、地質調査) ・造成工事 ・用地取得	建設候補地を選定したことから、建設の住民合意を得るとともに、地元住民との協議機関の設置や建設に関する設計等を行い、新市場建設に向け、取り組み。	市民	現市場の老朽化に対応するため、新市場を建設する。	畏怖感や不浄感を払拭し、明るく清潔な施設であるとともに、周辺環境との調和や環境保全に配慮した施設を整備していく。	1 検討委員会及び説明会等の開催	回	3	22	212	建設候補地の選定、建設に対する理解が深まってきた。	H19 3,174,333	4	候補地の選定、住民合意、建設事業等	地域協議 ***-***-***					建設に向け、選定委員会が選定した候補地の周辺住民の理解を得るための説明会等を行った。	4	4	4	5	5	27	A	要改善	拡大	新市場建設は喫緊の課題であり、周辺住民の理解を得、早期に建設していく必要がある。	住民の意見を十分に尊重した上で、早期に建設していく必要がある。	有り	9	事業の迅速化	有り	9	事業の迅速化			



平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次総合評価		H20年度評価	H21年度評価	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性	改善区分													
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地							コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	改善区分
221	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	管財課	地籍調査事業	毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び面積(土地の面積)に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。 その成果は土地に関する行政の基礎資料として活用されるほか、不動産登記及び課税へ反映される。	①18年度から支所担当職員が管財室付となったが、一層の連携を強化するため本庁への人員集約等、組織体制の整備 ②地籍調査の成果を有効活用するための数値情報化 ③公共事業とリンクした地籍調査事業の執行	国土調査を行っていない地域	調査区域内の1筆ごとの土地の境界を確定するための調査及び地籍測量を行う。	地籍の明確化を図ることにより、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧といった国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化に資する。	1	調査面積	km2	32	28	33	年度ごとの地籍調査実施面積	H19 7,873,271	4	調査完了面積比率	%	41	43	44	年度ごとの地籍調査完了累計面積比率	5	5	3	3	4	5	5	25	B	継続	継続	継続	5	組織・機構の見直し	継続	継続	5	事務事業の効率化				
222	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	法定外公共物関係事務	法定外公共物とは道路法、河川法等の適用又は準用を受けていない公共物で、いわゆる里道・水路がその代表的なものであるが、平成18年度までにその大部分を国から譲り受け、布野町は電子化されており、布野町は電子化されているものの、システム相異により利用できない状況である。これらを含めた地図の電子化による一元管理が今後の課題である。	管理システムの構築(アナログデータとデジタルデータの統合) 甲奴・吉舎町及び作木・君田町の一部は、地図の電子化がされており、紙での管理であり、布野町は電子化されているものの、システム相異により利用できない状況である。これらを含めた地図の電子化による一元管理が今後の課題である。	法定外公共物(里道・水路)	①法定外公共物の管理体制の確立 ②払い下げ手続きの簡素化 ③譲り受けと法定外公共物管理面の統一(電子化)	譲りを受けた法定外公共物を合理的に管理する。	譲りを受けたものについては電子データが無く、全地区統一の資料が無い状態なので、これを整備し、体系的な利用・管理を必要とする。	1		km2					H19 #VALUE!	4								4	3	3	4	5	4	23	B	要改善	継続	継続	8	事務事業の効率化	継続	継続	10	内容の改善			
223	第6都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	地域振興課	居住空間リフレッシュ事業	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内外住民から選ばれる自治体となるよう魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。空き家バンクに登録されている家屋を購入し改装を行う場合、1件150万円を上限として、補助金を交付する。	空き家バンク登録数を増やしていく。	全国の本市移住希望者のうち空き家バンク購入者	人口増加施策の推進	多くの人に三次市を選定住していただく。	1	補助金交付件数	件	2	6	実施数		H19 #VALUE!	4		この制度における定住人口	人						5	4	4	5	4	26	B	未実施	縮小	拡大	無し	無し	継続	継続	15	効果の検証				
224	第6都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	地域振興課	宅地購入奨励金・新築奨励金制度	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内外住民から選ばれる自治体となるよう魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。 ○宅地購入奨励金:市外在住の方が、市などの所有する対象分譲地を購入された場合、土地に係る固定資産税の納税額に相当する額を「宅地購入奨励金」として5年間交付します。【条件】市内への転入・定住目的のための購入であること。対象地購入後、1年以内に新築すること ○新築奨励金:市外在住の方が、市内に家屋を新築または購入された場合、家屋にかかる固定資産税の納税額に相当する額を「新築奨励金」として5年間交付します。【条件】市内への転入・定住目的のための新築または家屋購入であること。	定住対策の一環として、広く市内外へPRしていく。	全国の本市移住希望者のうち制度の対象者	人口増加施策の推進のため、所定の要件を満たしたものに宅地奨励金、新築奨励金を交付する。	多くの人に三次市を選定住していただく。	1	補助金申請件数	件	21	24			H19 #VALUE!	4		この制度の活用によって増加した定住人口	72	受益者						5	4	5	5	5	28	A	未実施	継続	継続	無し	無し	継続	継続	15	効果の検証			

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H19年度評価	H20年度評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性		2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度				説明	目的適合性		実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地			
225	都市	3 都市の魅力づくり	(5) 魅力ある地域づくり	21	企画調整課	地域大学等連携事業	平成21年度新規事業で、三次市の住民、自治組織、NPO法人、商店街などの概ね10人以上で構成される市民の団体があり、大学、短期大学、高等専門学校や高等学校と連携協働して、三次市のまちづくりを図るための経費を支援する制度である。補助金の額は、1団体に20万円まで補助することができる。また必要に応じて三次市と連携協定のある大学等の紹介を行う。	地域にとっては、地元や関係者では気づかない地域の宝を学生(外部)の目から見て掘り起こし、それらを生かした新たな地域の魅力向上のための提案が行われるという利点があり、同時に大学や高校にとっても、地域との関わりの中で、地域が抱える諸課題について、「現場」の視点に立て課題を発見し、課題解決のための政策や施策の立案に取り組み、実際に政策を提言することができるという利点もあることから、この点をPRし、この事業を通して、市民と大学と行政とが「まち・ゆめ基本条例」の考え方に基づき、協働してまちづくりを実現していくことを目指していく必要がある。	市民	三次市民と、大学、高校の学生、生徒等が連携協働して調査研究、文化及び観光の活動を進行し、三次市の個性を生かした豊かな地域づくりを促すこと。三次市と連携協定を締結している大学や近隣の高校等を貴重な知的資源・財産として位置づけ、地域大学等連携協等の促進を通じて、「大学等積極的に生かしたまち」として、市民の活力を高め、魅力ある地域づくりを促進することにより、住民満足度の向上を図る。	1 補助金交付件数 件	10	1	273,700	4	4	500	各事業の参加者数。	4	4	3	4	3	22	B	未実施	未実施	継続	有	効果の検証	1	5	効果の検証	
226	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	19	市民生活課	土日窓口業務	平日の来庁が困難な住民の利便性の向上を図るため、全ての土曜日・日曜日において午前8時30分から午後5時30分までを開設時間として、各9項目の取扱業務の拡大の検討 2 現在は総合窓口のみの実施であるが、保険年金、課税・収納、福祉等への拡大の検討 3 支所を含めた全庁的なサービス向上の検討 利用者は大変好評である。	住民の要求度は年々上昇しており、それ以上の施策の展開が必要である。そのための課題として1 現在の9項目の取扱業務の拡大の検討 2 現在は総合窓口のみの実施であるが、保険年金、課税・収納、福祉等への拡大の検討 3 支所を含めた全庁的なサービス向上の検討 利用者は大変好評である。	特に、勤務等で平日来庁が困難な方を対象とする。	各種証明の発行や住民異動届の受付、パスポートの申請・交付など9項目の業務	住民の必要性に対応した行政サービスの提供	1 処理件数 件	1,857	3,862	4,000	1,796	963	4	4	5	4	26	B	未実施	継続	継続	無し	効果の検証	1	5	効果の検証			
227	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	18	水道課	水道営業業務委託	平成18年4月から上下水道にかかわるワンストップサービス体制を構築するため、窓口業務・検針業務・開閉検査業務・料金徴収業務・量水器管理業務・電算処理業務の委託を実施。さらに平成18年8月から休日窓口の開設。	低額な委託料で受託可能な業者の検討	市民	・土日・祝日の窓口開設 ・民間のノウハウを活用した滞納者対策	・土日・祝日の窓口を開設することにより、市民サービスの向上を図る。 ・未納・滞納者の対策の実施	1 調定件数 件	286,761	295,616	304,484	46,175	160	4	3	2	5	24	B	事業拡大	拡大	継続	有	サービスの向上	3		民間委託等の推進			
228	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	11	企画調整課	公共事業再評価	公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に①事業採択後5年が経過してなお未着工の事業、②事業採択後10年が経過してなお継続中の事業、③国の定めに事前評価が必要な事業等を対象に、該当する公共事業の再評価を行う。評価は、学識経験者・市民代表等5名の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において行い、主に「事業進捗状況」「事業をめぐり社会経済情勢等の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の観点からの再評価を行う。	費用対効果を検証することによって、実勢価格や近隣の市町の見積金額等を参考資料とすることなどを検討していく必要がある。	市民	学識経験者2名、市民3名からなる公共事業評価監視委員会に対して対象事業の評価を行うことにより、公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図る。	公共事業の無駄をなくし、市民のニーズにあった公共事業を行うことにより、住民満足度を向上させる。	1 委員会開催回数 回数	1	1	1	177	180,000	4	100	100	100	4	3	22	B	現状維持	継続	有	徹底した情報公開	2		徹底した情報公開		

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ラング	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局 評価	改善の必要性						
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)					H19年度					H20年度					目的適合性							実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地		民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	内容	その他の 内容	内容	その他の 内容
												活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	民間との 妥当性						社会的 ニーズ	市民 ニーズ		内容	その他の 内容	内容	その他の 内容	内容	その他の 内容	内容
229	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	市民生活課	総合窓口(ワンストップサービス)	よりよい市民サービスの提供を目指し、ワンストップサービスを、住民ニーズに対応した業務を実施することにより、住民の負担の軽減と満足度アップを図る。	各部署に連携する知識も含まれ、広く深く知識の習得が必要であり、研修等により職員の資質の向上を図る。各部署との連携を強化、総合窓口で対応できる事務の再整理を行う。基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図る。	各種手続き・証明発行請求等のため来庁する市民	総合窓口において出来るだけ範囲に住民ニーズに対応する。	複数の部署に関連する手続きを1箇所で行う。	1 処理件数 枚 61,105 59,433 62,000 全体処理件数	H19 979	H20 1,083	H21 964	4 4 6	3 3 3	3 3 3	4 4 4	5 5 5	4 4 4	23 B	事業拡大	事業拡大	継続	継続	1 3	有り	1 3	有り	1 3	有り											
230	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	17	監査事務局	個別外部監査	平成9年に「地方自治法の一部を改正する法律」により、外部監査人が創設され、三次市では、平成17年度に「三次市外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定した。個別外部監査は、選挙権を有する者からの監査請求、議会からの監査請求、長からの監査請求、長からの財政援助団体等の監査請求、住民からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人(弁護士・公認会計士等)と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	外部監査の請求があった場合は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行ができるように議長、長その他の執行機関又は職員の協力が必要。	選挙権を有する者からの監査請求、議会からの監査請求、長からの財政援助団体等の監査請求、住民からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人(弁護士・公認会計士等)と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	地方公共団体に対するチェック機能を高め、適正な運営の確保。・最小の経費で、最大の効果を挙げるよう努め、住民の福祉の増進に努める。	1 個別外部監査申請件数 件	H19 #DIV/0!	H20 #DIV/0!	H21 #DIV/0!	4 5 6	3 3 3	3 3 3	5 5 5	4 4 4	24 B	継続	継続	継続	継続	2	有り	2	有り	2	有り	2	有り											
231	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	18	監査事務局	例月出納検査	現金出納の例月検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適当かを客観的に第三者の立場から把握し、これを保障する意義を持つと同時に、現金出納に係る事故又は不正の防止を図ることを目的として実施するもの。例月出納検査の対象となる範囲は、会計管理者の権限に属する現金の出納。したがって、例月出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、現金帳簿と現金残高を確実に確認する。地方自治法第235条の2第1項・公営企業法第31条等)	現金、請証書、支出調書、支払伝票等の不適切な執行を防ぐために、的確な検査を行うとともに、数多くの書類等に対応するため、効率的な検査が必要である。	毎月検査日を定めて、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているかどうかを検査する。各種の検査資料によって計数の正確性を確かめ、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否、当否を検査し、現金残高を突き、預金、一時借入金の残高を確認する。	地方公共団体に対するチェック機能を高め、適正な運営の確保。・最小の経費で、最大の効果を挙げるよう努め、住民の福祉の増進に努める。	1 例月出納検査 回 16 16 16	H19 2,297,312	H20 2,305,750	H21 2,366,375	4 5 6	4 4 4	5 5 5	5 5 5	4 4 4	27 A	継続	継続	継続	継続	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し									
232	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	15	企画調整課	主要事業提案	県選出国会議員、国の関係省庁、県知事及び関係部局に対して、次年度に本市に係る国・県及び市の主要事業(国・県道改良、駅前広場整備事業等)や制度(新たな通称法の制定、中山間地域等直接支払事業の継続など)の提案活動を行い、早期の事業実施、完了、制度等を実現し、市民サービスの更なる向上を図る。	提案項目については、優先順位を設定するなど、さらに重点項目を絞り込み提案することにより、確実かつ手ごたえのある提案活動とする。また、提案内容について、議会との調整をする時間を確保する必要がある。提案書の様式はこれまでCD-ROMを作成していたが、経費削減及び効果の面から平成21年度は中止し、紙による提案書とした。	市の関係部局が事業推進や制度等についての提案書を作成し、国・県関係部局に対して、市長、副市長、関係部局長が提案活動を行う。	国・県に対して主要事業の提案を行い、早期の事業実施等を推進することで市民サービスを向上し、市民の満足度を上げる。	1 主要事業提案箇所 箇所 7 7 7	H19 236,571	H20 240,857	H21 148,142	4 5 6	4 4 4	3 3 3	5 5 5	4 4 4	22 B	現状維持	未実施	継続	継続	1 0	有り	1 0	有り	1 0	有り	1 0	有り											

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局業務 改善の必要性	拡大・縮小 改善の必要性	改善の必要性												
													活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明									目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善区分	
233	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	16	秘書広報課	市政懇談会	市内12中学校区において、市の主要施策を説明し、市民と懇談を行う。	懇談の時間を長めに設定する。	市民	市民生活優先の市政。市民が主役の市政となるよう、市民からの提言、要望などを伺う。	市長、副市長等が出向いて市民と懇談することにより、市政を身近に感じてもらう。	5,391	1 参加者数 人	1,031	1,078	1,155	H19 5,250	4 意見・要望 件	121	169	181	H20 5,000	5	H21 4,910	6	5	3	4	5	4	5	26	B	継続	継続	継続	市民参加による協働のまちづくりを推進するため、継続している必要がある。	協働のまちづくりを推進するためには必要となる手段であるため、より多くの参加者を得て、多くの意見を聞くために、参加しやすい環境を整えるなどの工夫も必要であると思われる。	10	有り	内容の改善				
234	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	17	秘書広報課	みよしなるほど! 出前講座	市民からの要望に応じ、職員が講師となって市の施策や事業の説明、PRを行う。職員の専門知識を活かし、仕事に対する自覚を高める。	各担当課の事業と出前講座がぶついている点があるので、秘書広報課で出前講座を総括するのではなく、各担当課の事業の中に組みこめたいか検討する。また、今年度中にメニュー改編が必要と思われる。	市内に在住・通勤・通学する人など、おおむね10人以上	市政に対する理解を深め、協働のまちづくりの担い手としての意識を高める。	申し込みがあった内容に応じ、専門知識を持った職員が講師となって希望された日時に出向く。	1,437	1 開催回数 回	236	336	330	H19 4	4 参加者数 人	6,256	6,776	6,602	H20 5	5	H21 6	6	5	4	3	5	24	B	要改善	継続	継続	市政への理解や、自分たちの暮らしを守るためにも開催している出前講座は、市民のニーズも多いため必要である。	市の施策や事業のPRを行うことは、協働のまちづくりをすすめる上で非常に重要であり、今後も継続して実施する必要がある。	1	有り	市民と行政の協働						
235	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	16	選挙管理委員会事務局	選挙啓発	選挙管理委員会は公職選挙法により選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関する必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬとされている。三次市選挙管理委員会は三次市市民の選挙推進協議会と連携して、選挙の啓発活動を行っている。主なものとしては、推進員対象の研修会を年に2回開催し、選挙時には街頭での啓発(大型店舗前)、広報車の啓発、無線放送・音声告知・文字放送・ホームページ、広報紙による啓発を行っている。	選挙啓発については、今後も推進員対象の「話し合い活動」で「選挙啓発が非常に重要である」ということについて推進員の意識の向上を図っていき、選挙時にはチラシの配布などにより市民へ選挙への積極的な参加について呼びかけていく。なかでも、若年層の投票率の向上を図るために、成人式の際の啓発資料の配布や新有権者へ選挙人名簿登録時の啓発資料の配布などを行っている。より効果のある啓発方法について、三次市市民の選挙推進協議会と連携して検討し、実施していくことが必要と思われる。	市民	選挙啓発のチラシ配布や広報紙・ホームページへの選挙情報の発信により市民の選挙啓発を行うと共に、三次市市民の選挙推進協議会と連携し、啓発活動を行う。また、同協議会には補助金を交付し、研修会の開催などにより市民の選挙意識の向上を図る。	三次市市民の選挙推進協議会の推進員とともに、選挙時を中心に、選挙啓発のチラシを配布し、市民の皆さんの政治意識を向上させ、政治・選挙への積極的な参加を呼びかける。	950	1 三次市市民の選挙推進協議会活動日 日	5	5	6	H19 192,200	4 投票率 %	65	80	-	H20 190,000	5 参加人員 人	78	135	140	H21 161,500	6 配布部数 部	503	1,100	1,100	4	3	4	5	24	B	未実施	継続	継続	選挙は民主主義の基盤となるものであり、選挙への参加は有権者の政治参加へとつながっていくものであると考える。選挙管理委員会はあらゆる機会を通じて、有権者の政治意識の向上に努め、投票方法の周知を行うという役割を担っており、民主主義を発展させるためにも、今後も「三次市市民の選挙推進協議会」と連携して、有権者の投票への積極的な参加を促していくこととする。	有権者の意思が正しく反映される選挙を行うための啓発活動は必要である。	1	有り	市民と行政の協働
236	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	20	秘書広報課	「語るう! 明日の三次」対話の日	市民の皆さんの市長室へ来訪していただくか、市長が支所へ出向き、市長と対話していただく。	要求、要望活動としての内容のみならず、市政運営のための建設的な意見をいただく場として行きたい。	市民	市民参加による協働のまちづくりを進めるために、気軽に市政への提言等を行っていただく。	申し込みがあった方に時間設定し、市長と対話していただく。一人(一団体)30分	4,311	1 開催回数 回	13	12	開催回数	H19 #VALUE!	4 対話実施件数 件	46	36	対話実施件数	H20 331,615	5	H21 368,916	6	5	5	5	5	4	4	28	A	未実施	未実施	継続	市民参加による協働のまちづくりを進めるために市長と直接対話いただくことで、市民の意見や要望等を反映することができる。	協働のまちづくりを推進する上で、市民の方の声を直接、市長と直接対話していただく機会があることは大変重要であり、今後も引き続き実施する必要がある。	1	有り	市民と行政の協働				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性									
												H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										14	15	16	17	18	19	20		
237	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	職員研修	市民に期待される職員像に向け、各所属の専門研修、職員全体の能力アップ研修、意識改革研修及び民間企業等への派遣研修を実施している。	職員の意識改革を徹底し、一人ひとりの職員の資質向上を図るため、より効果的な研修のやりかたの向上とスキルアップのため、人事評価制度及び研修の充実を図り、相互に関連付けることによる、人材育成、職員配置にいたるまでの総合的な人材マネジメントの取り組みが必要。	市民(三次市職員)	各研修の実施、研修に係る旅費及び負担金支払い事務	職員の能力向上	24,247	1 研修出張回数	回	302	169	140	研修への要請件数	H19 97,155	4	研修出張回数	回	302	169	140	説明	職員研修を行うことは、職員の能力向上という目的に合致しているが、よりニーズに即した研修の実施を図る余地がある。	研修後のフィードバックや内容の評価ができれば、研修内容・研修先等の精査を行い、更なる成果の向上が見込める。	各部署で専門的な人材が効果的に活用できるが、出張旅費や研修負担金のコスト削減は可能である。	業者委託は技術上は可能だが、組織規模が小さくメリットが少ない。また、研修メニューは社会情勢や職員配置、市の施策の方向性により変化するので、柔軟に対応していくには市が行う事業と考える。	職員の資質向上は、より専門性の高い業務遂行のために必要であり、社会的ニーズは高いとされる。	職員の資質向上は、市民サービスに直接与える影響が大きく、市民ニーズも高いとされる。	24	B	継続	拡大	拡大	職員一人ひとりの資質向上のため、職員研修は継続して実施しなければならない。	職員一人ひとりの資質向上のため、職員研修は継続するとともに、人材マネジメントのシステム作りも必要である。	15	有	効果の検証
238	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	セクハラ防止	組織としても行政としてもセクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組まなければならない。そのための苦情・相談窓口を設置し職員研修を行う。	今後は、現状把握と具体的な対応策の模索が課題となる。	市民(三次市職員)	苦情・相談窓口の設置並びに職員研修の実施	セクハラ防止対策の確立	71	1 研修出張回数	回				セクハラ防止に関する研修会並びに相談窓口の設置回数 講師・カウンセラー謝礼 10,000円/回	H19 #DIV/0!	4	相談者数	回				市職場を対象とした事業であるため、市民に対する効果について数値表示不可	課題は多いが、事業を続けていくことによる継続的な効果は十分期待できる。	管理職対象の研修を実施することにより、意識改善を図る。	今後に向けて、更なる強化・充実を図る必要があるため、コスト削減の余地はない。	市の職場を対象とした事業である。	男女機会均等法に定められるように、社会的関心は高く、社会的ニーズも高いと思われる。	市の職場を対象とした事業である。	セクハラ防止に関する事業は、社会的に大きな問題であり、男女雇用機会均等法に定められるように、継続して実施する必要がある。				全職員対象の研修を行うなど、職員一人ひとりの意識改革に引き続き取り組む。		6	有	職員の意識改革	
239	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	メンタルヘルス	メンタルヘルスの正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図ることを目的とし、長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行っています。平成20年度においては、三次市職員を対象に心の健康増進のため、月に1回臨床心理士による相談事業を実施しました。平成20年度中の「精神及び行動の障害」に係る1ヶ月以上の長期病休者は、4名です。	職場のメンタルヘルスに関する理解が不十分なのが、相談事業利用者が少ない原因の一つになっています。今後は、メンタルヘルスに関する理解を深める研修を充実させるとともに、うつ病や過労の早期発見、病後回復後のサポート体制の充実が課題となります。また、健康管理がメンタルヘルスに密接に関係することから、人間ドックの受診等を職員に向け、積極的に配償していきます。	市民(三次市職員)	臨床心理士による相談事業	職員の心の健康管理及び長期休職者の減少並びに職場復帰のサポートを目的とします。	858	1 相談事業回数・研修回数	回	11	14	11	カウンセラーの相談事業の回数並びに研修の回数	H19 75,000	4	相談者数	人	5	12	5	相談者延べ人数	メンタルヘルスに関する相談窓口を設けることによる対象者への効果は、十分に期待できる。	管理職対象の研修を実施することにより、意識改善を図る。	今後に向けて、更なる強化・充実を図る必要があるため、コスト削減の余地はない。	市の職場を対象とした事業である。	男女機会均等法に定められるように、社会的関心は高く、社会的ニーズも高いと思われる。	直接的には職員を対象とした事業だが、長期休職者の減少は、間接的に継続的な行政サービスの維持にもつながる。				全職員を対象とした研修を実施し、メンタルヘルスに関する理解を深めるとともに、うつ病や過労の早期発見、病後回復後のサポート体制の充実を図る。		10	有	内容の改善		
240	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	20	危機管理課	不当要求行為対策研修会	市職員(消防署員も含む)615人に対して平成21年5月25日から5月27日までの間、5回にわたり約1時間30分の不当要求行為対策研修会を開催し、不当要求行為対策マニュアルを周知することで市職員の不当要求行為に対する負担の軽減を図ることにより、行政サービスの向上を図る。	計画的に研修会を開催することで、全職員に対して不当要求行為対策マニュアルの周知を図る。	市民	職員を対象とした研修会の実施	不当要求行為に対する統一した対応を行い、行政サービスを円滑かつ適正に行う。	1,149	1 研修会開催回数	回			5		H19 #VALUE!	4	研修会参加者	人		1,200	市職員が不当要求行為対策マニュアルを周知することにより、不当要求行為による職員の負担を軽減させ、行政サービスの向上が図れる。	不当要求行為対策マニュアルの周知は期待できるが、不当要求行為は千差万別で、通一通等の対応では対応しきれない部分があり、経験を要することから繰り返し研修を行わなければならない。成果の向上の余地は大きい。	ほとんど人件費であり、コスト削減の余地はない。	行政サービス向上のため、市が行うべきである。	不当要求行為による市職員の負担を軽減させる事により、行政サービスの向上を図る事から市民のニーズは高い。	不当要求行為による市職員の負担を軽減させる事により、行政サービスの向上を図る事から市民のニーズは高い。				継続的に研修会を実施することで、不当要求行為対策マニュアルの周知を図る必要がある。		6	有	職員の意識改革				

平成21年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 理由	改善の必要性	2次評価事務局業務 拡大・縮小 理由	拡大・縮小 理由	改善の必要性				
												活動指標		成果指標		説明		説明		目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市民満足度の向上	社会的ニーズ											市民ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位あたり コスト	H19年度	H20年度	H21年度	説明	H19年度	H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地											市民満足度の向上			
241	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	19	企画調整課	ISO9001の推進に関すること	ISO9001(品質マネジメントシステム)は、「最小の経費で最大の効果をあげる」ために、市の組織や業務の「ムリ・ムラ・ムダ」の継続的な改善、ミスの防止など、職員の意識改革を図るための仕組みである。目標設定と評価、業務手順書の作成により、改善のための取組が、職員個人の改善意欲や問題意識の程度に左右される事がないよう、また、行政サービスの内容や判断が職員の経験や知識によって左右される事がないよう、日常業務を体系的に整理する。	平成19年度に認証取得し、平成20年度外部審査を受審し、認証の継続が確認された。ISO9001導入後に実施した内部監査員の意見交換会において、内部監査・外部審査受審のための業務が煩雑であり事務量も多く、中止や見直しを求むる意見が多く出された。平成21年度の取組については、費用対効果等導入の検証を行い、ISO9001の理念は継承し、認証の継続については見直しをする必要がある。	市民	業務の効率化、サービス水準の維持と向上、目標設定と成果評価、業務の継続的な改善(チェック体制・ミスの予防・迅速なクレーム対応等)、業務の透明性の確保、職員の意識改革	職員によって処理時間や処理内容に差があったり、担当職員が不在のために市民が無駄足を踏むことがないよう、また業務上のミスや未だに防くなど、市民満足度の向上を図る。	1 内部監査事項件数 件 6,240 1,216	2 2,027	3	1 1,414 2 1,668 3 #DIV/0!	1 949 2 49	平成19年度は職員にISO9001が浸透していないこともあり不適合件数が多かったが、平成20年度は	3 市民満足度の向上のため、日常業務を体系的に整理し継続的な改善を図る事は必要であるが、現状ではISO9001の認証の継続のための事務量が多大で、煩雑であり、期待するほどの効果が得られていない。	2 作成した業務手順書等は、実務的には使いにくく、ISO9001の取組自体が全職員共通のものとなっていない等、成果の向上のための余地は大きい。	3 ISO9001の外部審査受審にかかる手数料については、独自のシステムを構築できれば削減可能である。取組に対する職員の理解、システムのスリム化が図れば、ISO9001にかかる時間の短縮が図れる。	5 市民満足度の向上のため、市が取り組むことである。	3 低コストで質の高い行政サービスを実現するための手段として、社会的ニーズが低いとはいえない。	2 低コストで質の高い行政サービスを実現するためには、業務の継続的な改善が必要である。が、ISO9001自体の取組については、市民の関心は低いと思われる。	18 C	縮小	無し	縮小	1 1 2 事務事業の統合										
242	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	17	企画調整課	行財政改革の推進	未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ、限られた資源を有効に使い、創意と工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を推進していく。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざして、職員の意識改革と資質の向上を図り、職員一人ひとりの「気付き」を活かした事務改善等の改革を進めていく。	市民	三次市行財政改革推進計画に定める項目の取組を推進する。	行財政基盤の強化	1 実施した取組項目数 項目 55 58 66	2 2,262	3	1 39,036 2 39,000 3 35,045	4 402,221 186,988 180,919	三次市行財政改革推進計画による削減効果額	4 地方分権時代に対応した自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を推進するための、行財政基盤の整備・強化が不可欠であり、改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民にわかりやすく説明する必要がある。	3 行財政改革推進計画は、改革により生じる効果可能な限り数値化したものであるが、改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民にわかりやすく説明する必要がある。	4 行財政改革の推進は、改革により生じる効果可能な限り数値化したものであるが、改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民にわかりやすく説明する必要がある。	4 行財政改革は、改革により生じる効果可能な限り数値化したものであるが、改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民にわかりやすく説明する必要がある。	5 自主・自立した自治体運営を行うためには、効果的な組織体制と実施、財政基盤の強化が必要であり、改革の必要性は高い。	5 情報公開、市民サービスの向上、職員の削減・意識改革、財政健全化等、市民ニーズは高まっている。	25 B	事業拡大	事業拡大	2 徹底した情報公開	6 職員意識改革										
243	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	文書管理	文書管理とは、収受から廃棄までの本市の行政文書の流れを管理することである。この文書管理システムを導入して行うことで、行政文書の供覧・決裁の電子化、ペーパーレス化も可能とする。このことにより、一定の行政文書を電子保存できるため、環境にやさしい市役所づくりと将来的に情報公開請求への迅速な対応など効果的な市役所づくりに寄与する。	文書管理システムの価値を最大限に活かすため、職員へのシステム操作・運用方法の研修等を文書取扱主任及び希望者に毎年度継続して行うことが必要である。また、電子決裁の導入によるスピードアップが職員コストの削減に繋がるという意識を職員に持続させること、行革を推進する職員意識を維持することが大切である。また、今後もシステム自体の操作・機能性をより向上させるための取り組みが、引き続き計画どおりに進むよう開発業者との協議を行う必要がある。さらに、保存文書の適正化を図り、かつ検索性を向上させることが迅速な市民対応に繋がるため、本庁舎を含めた市内各施設に保存している行政文書・簿冊の整理を継続して行う必要がある。	市民(市職員)	導入した文書管理システムへの安定運用及びバージョンアップ、関係規程・規則の改正、本市書庫等の整理作業の実施。	行政文書の在り場所と、収受から廃棄に至るライフサイクルの一元管理、文書の供覧・決裁・保存の電子化及びペーパーレス化を図る。このことにより、効果的な市役所づくりと環境にやさしい市役所づくりを行い、市民の要望に迅速な対応ができる市役所を目指す。	1 職員システム操作研修 回 5 8 1	2 8,078	3	1 1,815,000 2 1,009,750 3 7,515,000	4 100 100	平成20年度で行政文書を保有する全ての対象施設の文書・簿冊の整理作業は完了した。	4 システム機能向上と共に、職員への研修を根気よく行うことで、より効果的な市役所づくりを推進していくこと、決裁事務処理の時間をさらに削減できる。よって間接的な削減に繋がることが期待できる。	4 システムの操作・機能向上について、実施計画のおよそ7割を平成20年度までに行なった。	5 市役所の業務を把握している者(職員)が行わないとできない。	5 文書管理システムは全国的にもまだ少ないが、多くの自治体にとって文書管理のシステム化に取り組むことは重要な課題の一つである。	4 市役所は効果的に業務を遂行することが市民の皆様に求められており、この事業はそのニーズに応えるためには、重要な位置を占めるものである。	26 B	継続	継続	無し	1 4 2 成果の向上											
244	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政室	財政状況の公表	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高、その他財政に関する事項を公表するよう定められており、毎年度、前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末までに、当該年度下半期の状況を翌年度5月末日までに公表している。そのほか、ホームページ、広報紙にわかりやすく財政状況を掲載する。	さらに市民が市の財政状況を理解しやすくなるため、用語や視覚に留意するなど、分かりやすい、また、地方債の負担状況を各指標データ等興味をもってもらえるよう広報内容を研究する。また本年度から作成・公表を行う新会計制度に基づくデータも取り入れる。	全市民	予算の執行状況や決算状況及び財政見直しなどを、ホームページや広報紙に掲載し、市民に公表、周知する。	市民が市の財政状況を理解するため、分かりやすく、興味をもてるような広報を行う。	1 「広報みよし」への掲載回数 回 4 4 4	2 502	3	1 89,250 2 125,750 3 184,250	4 4,529 4,545 4,600	わずかながらも増えており、市民の自治体の財政状況に対する関心は引き続き高い。	3 自治法、条例に基づいた業務であるが、掲示板に告示する以外にも、ホームページや広報紙へ掲載し、市民に広く周知した。	5 市民により「親しみやすい、分かりやすい、理解しやすい」内容や啓発方法を研究する。	5 市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	5 財政状況への社会的ニーズは極めて高い。	5 夕張市の財政破綻等からも、市民の自治体に対する財政事情の関心は非常に高い。	27 A	要改善	拡大	1 0 2 内容の改善	1 0 2 内容の改善											

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	H20年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局 業務	拡大・縮小 改善の必要性	改善区分													
													活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明									目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	内容	有無	有無	改善区分
245	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政計画策定	実施計画策定に併せて、策定年度の前2カ年度決算と当該年度の決算見込と次年度を合わせた「財政計画」と、それ以降平成32年度までの「財政推計」を作成する。(平成19年度策定…20年度から22年度までの財政計画、20年度から32年度までの財政推計の策定) (平成20年度策定…21年度から23年度までの財政計画、21年度から32年度までの財政推計の策定) (平成21年度策定…22年度から24年度までの財政計画、22年度から32年度までの財政推計の策定)	平成20年度決算による財政推計と、平成21年度交付税の確定を基に財政計画を策定する。例年、「実施計画・財政計画の作成」⇒「当初予算要求」⇒「予算査定」という流れになるが、査定にいたるまでの事務を企画調整担当と連携しながら同時進行している。平成20年度は予算案の作成をできるだけ早期に行うために、実施計画及び財政計画の策定期間を例年より早めることができたが、更に前倒しができるよう方策を検討する。	市職員・市議会・地域審議会	実施計画、まちづくり計画を実施していく上で、財政的根拠の裏付けがあるかどうかの判断資料とする。	できるだけ最新データに基づく資料とするため、平成20年度決算統計数値を基に財政推計を行い、その推計により財政計画を策定する。	1,159	1	H19	#VALUE!	4	経常収支比率	%	94	92	92	説明	指標の設定が不可能である。	5	5	5	5	5	4	4	28	A	要改善	継続	継続	10	内容の改善	10	内容の改善							
246	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	申告相談業務	所得税の確定申告時期に併せて、住民税の申告相談を実施する。	支所を含めた申告会場及び日程の見直しと、市民ニーズに応えるために休日及び夜間窓口に対応する申告相談についても考える必要がある。そのためには全体の相談体制の見直しも必要となる。	住民税申告義務者	所得税の確定申告時期に、市内56会場(延べ72会場)で申告相談を実施する。	適切な申告相談を実施することにより、正しい住民税の課税資料を収集する。	38,845	1	H19	申告相談件数	人	7,890	7,782	7,675	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	H19	4,788	4	申告相談者数	人	7,890	7,782	7,675	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	本業務により、個人の所得を正確に把握し適正な課税につなげている。	申告会場及び日程の見直しや休日夜間申告の検討等市民の立場に立った改善の余地はある。	申告会場の削減は困難な状況もあり、コスト削減は少ない。	地方税法では、申告書を市町村長へ提出しなければならぬと規定されている。そのための相談は必要である。	市民が正しく申告し、適正な課税のために申告相談は不可欠である。	市民が正しく申告し、適正な課税のために申告相談は不可欠である。	申告支援システムのオンライン化による事務の効率化は図られたが、今後は会場及び日程の工夫等の見直しを図る必要がある。	サンデー申告の検証を行った上で、休日及び夜間窓口に対応する申告相談の必要性について検討する。併せて、会場及び日程についても引き続き見直しを図る。	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化					
247	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	固定資産税土地評価業務	固定資産税の課税対象である土地の利用状況を把握し、国の定めた「固定資産税評価基準」に基づき土地評価業務を行う。平成21年度、平成22年度、平成23年度は、平成24年度の評価替えに向けて、標準宅地の鑑定評価業務や標準地批准指数の見直し等を行い、公平、適正な課税のための評価業務を行う。	平成21年度の評価替えを終えて、評価水準の均衡化は概ね達成された。また引き続き統一した標準地批准表に基づいて宅地の洗い替えを実施するが、膨大な業務量になるため年次計画を立てて実施する必要がある。	固定資産税の課税対象のうち土地を対象としている。	土地の価格を決定するために鑑定評価による適正な評価や地目認定のための土地利用状況を把握する。そのために、現地調査や物件調査による確認、図面等を活用して評価を行う。	課税対象である土地の利用状況や適正な時価を把握し、公平な課税を行う。	45,555	1	H19	評価対象事業数	筆	309,459	309,198	309,335	固定資産の課税対象となる土地の評価筆数(概要調査有り)	H19	230	4	平均価格(土地全体)	円/㎡	443	442	434	総評価地積に対する平均価格	自主財源の源である市税の根幹を担う部門であり、公平、適正な課税のための評価については、課税客体の適格な把握や評価基準の統一などを実施し、目的に合致している。	標準宅地数を見直しや合併した宅地批准表に基づく評価の荒い替えなど評価の精度に向上の余地がある。	標準宅地数を見直しによりコスト削減の余地がある。	地方税法には、市長は、標準宅地又は総務大臣が評価する場合を除き、国の定めた「固定資産税評価基準」に基づき評価し、価格を決定しなければならない定めがある。	市税の49.8%得償しめる固定資産税のうち、その32.1%が土地である。適正な課税が求められる。	公正かつ適正な課税は、広く市民が求めるものであり、評価や課税根拠の透明性がある。	適格な課税客体の把握と適正な評価が求められる。標準宅地の再編を進めているが、統一した標準地批准表に基づき全宅地の批准洗い替えや、地目変更による適正な評価を更に進める必要がある。又、適正な課税を行うための事務の効率化を図る。	公平な課税が最も重要なことである。標準地批准と適正な課税を行うことができよう。事務の効率化を図る。	8	事務事業の効率化	無し	継続	継続	継続	無し	有	有
248	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	市税・国保法上の措置(差押業務)	地方税法に定められた事務処理「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない。』の規定に基づき、財産調査後滞納者に財産がある場合は差押執行している。ただし、財産がない場合は、滞納処分執行により生活を著しく窮乏させる場合及びその者が不明等の場合は、滞納処分の執行停止を行っている。	不動産について、随時公売を行っているが、配当の見込のない物件については、差押解除から停止への処理を行って、その督促に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない。』の規定に基づき、財産調査後滞納者に財産がある場合は差押執行している。ただし、財産がない場合は、滞納処分執行により生活を著しく窮乏させる場合及びその者が不明等の場合は、滞納処分の執行停止を行っている。	滞納者	(1)預貯金差押の場合、第三債務者に対しては債権請求権及び確定利息の支払請求権(2)給与・賞与の場合、第三債務者に対しては給与・賞与その他手当の支払請求権を通知して行う。(3)不動産の場合は、滞納者に対して「差押調書」を送達するとともに、差押登記を登記所へ委託する。	市の税徴収の取り組みに対する姿勢を示すことにより、税に対する理解と協力を得ながら、市民自らの責任と義務で納付する「自主納税」の確立	19,482	1	H19	差押件数	件	955	720	500	差押による徴収金	円	75,561,894	66,120,565	50,000,000	地方税法規定事務	地区担当を決め事務を進めているが、個々の内容等での進捗状況に開が生じてくる。地区担当制や事務担当制などを検討	コンピュート・クレジット・ペイジー収納等に関するサービスを広げてきた。サービスに対するコストは、納期内納付の促進等に対応	地方税法規定事務	地方税法規定事務	地方税法規定事務	地方税法規定事務	債権(給与・預貯金・生命保険等)、不動産の差押強化により、件数・徴収金は増加してきている。今後は検索による財産差押を強化し、ネット公売、自動車へのタイヤロックを実施することにより、アナウンス効果を含め早期の滞納解消を目指す。	滞納者の公平化のための法的措置は必要であるが、最終手段でもあるので、滞納者への早期対応など、担当者との連携や事務マニュアル化など統一した迅速な事務処理が必要である。	9	事業の迅速化	9	事業の迅速化									

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H19年度 評価	H20年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性													
												H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H19年度	H20年度	H21年度										説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ						
												1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1										2	3	1	2	3	1	2	3					
249	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	19	収納課	コンビニ 収納業務	納付時間的制約、納付場所立地条件的制約を改善することにより、納期限内納付の手段を拡大し、収納率の向上と滞納整理に係る事務処理の軽減を図るため、現在、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、下水・農排受益者負担金のコンビニ収納を実施。市内14店舗、全国約41,000店舗で納付が可能。又平成21年4月から督促手数料を廃止したことにより、コンビニ収納のできる納期限を延長することが出来た。これにより督促状発行、納付書再発行数が減少し、事務軽減しコストダウンを図る。	現在、市県民税特別徴収法人市民税についてはすべてコンビニ収納の対象外としていますが、法人からの利用希望もあり今後その検討をする必要がある。	市民	①365日年中無休。24時間営業 ②窓口納付の時間短縮 ③納税者の納付場所の拡大	①納期限内納付による収納率向上 ②市財源の確保 ③滞納整理事務の軽減 ④市民の納付利便性の向上	3,902	1	コンビニ 収納件数	件	14,687	20,088	20,000	コンビニでの利用件数(市税・国保税)	H19 214.4	H20 195.5	H21 201.6	214.4	195.5	201.6	前年度より減少する見込み。	5	3	3	4	5	25	B	未実施	拡大	拡大	クレジットの一部導入を図り、平成21年度においてペイジー収納(パソコン・携帯・郵貯ATM)を導入し納税者へのサービスと、納期限内納付の促進を図る。	コンビニで収納する件数は増加していることから、住民サービスの向上と、収納率の向上につながるが、現在は対象業務の追加についても検討していく必要がある。	1	3	サービスの向上					
250	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	工事検査	市が発注した工事について、工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	工事検査内容の共通認識を図り、適切な検査の充実を図る。工事検査が集中する期間の検査体制について事前調整を実施する。検査の厳正を図るため、外部委託を検討する。	市が発注する建設工事等	対象物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか寸法検査及び書類検査を行う。また、工事成績を評定する。	対象物が適正に、かつ良品で構築されること。	8,622	1	指標設定に なじまないため 記入せず。	H19 #VALUE!	H20 #VALUE!	H21 #VALUE!	4	4	4	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	4	4	4	少人数での検査体制で業務をおこなっている。	4	3	5	5	23	B	事業拡大	拡大	継続	研修や工事検査の実地により、検査者の能力を高め、より適正に工事検査を行う必要がある。	適正な工事検査を行うとともに、外部委託可能な事務については委託を検討する。	1	8	事務事業の効率化					
251	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財室	入札・契約	三次市が発注する事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により、入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・談合その他の不正行為の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。④適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告を確認する。	入札・契約適正化の基本原則である①透明性の確保については、毎年度の発注見直し・入札契約に係る情報の公表を推進する。②公正な競争の促進については、電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般・指名競争の適切な実施)に努める。③不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。④適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告を確認する。	三次市の入札に参加する建設業者、建設コンサルタント業	公平・公正で競争性の高い入札方法(電子入札による一般競争・指名競争入札等)の実施とその契約の締結	公平・公正で競争性の高い調達方式で、信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施行を確保する。	27,303	1	指標設定に なじまないため 記入せず。	H19 #VALUE!	H20 #VALUE!	H21 #VALUE!	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	電子入札実施率	4	4	4	4	25	B	継続	拡大	継続	入札・契約については、透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施工の確保・不正行為の排除の徹底を基本原則とした上で、情報の公表・施工体制の適正化・不正行為に対する措置に引き続き取り組んでいく。	引き続き入札・契約については、透明性の確保・公正な競争の促進・情報の公表等に引き続き取り組んでいく必要がある。	9	1	0	内容の改善
252	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公用車 管理業務	・公用車(214台)の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転に関する講習等安全教育 ・自動車損害賠償保険にかかわる事務。有料道路使用に関する事務(ETC含む)。公用車にかかわる事故処理の一切。	・庁用自動車の適正配置と維持管理経費の削減 ・事故防止の強化策 ・民間委託等の推進	市職員等公用車運転者	庁用自動車の適正管理、効率的な使用と事故防止の徹底 事故が発生した場合の迅速な対応ができるシステムづくり	公用車が安全かつ効率的に利用されること	44,563	1	保有台数	台	215	214	210	庁用自動車の適正配置を行う。	H19 207.293	H20 208.238	H21 196.542	4	5	6	4	4	4	4	4	4	21	C	継続	縮小	縮小	有効利用による庁用自動車台数の削減には余地があるが、事故件数はなかなか減少しておらず、安全教育の徹底など交通事故の削減に取り組む必要がある。	民間委託が可能な事務については、委託を検討する。	3	3	民間委託等の推進					





施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																		
												H20年度		H19年度		H20年度		H21年度		説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H19年度							H20年度	H21年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H19年度評価	H20年度評価	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	改善区分
												活動指標	単位	年度	年度	年度	年度	説明	説明																													
257	第6都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	20	収納課	三次市債権確保対策	三次市行政改革推進計画で平成18年度から平成22年度の5年間で滞納総額を15%削減する目標(平成21年度に50%に変更)を達成するため、自主財源の確保と公平・公正の原則を堅持し、市民の信頼を得られる行政運営の推進を進める。 そのため新規滞納者の増加を防ぐ対策として、現年度及び前年度分の滞納者を中心に、8月・10月・12月を債権確保強化月間として取り組む。	確保行動による債権の分析が進み、残された債権の大部分が、複雑な事情を抱える事業や高額滞納であり、今後の折衝には、より洗練された対応が必要となる。 債権の分析後の法的措置は、迅速的確に執行する必要があるため、各債権担当課との連携の必要性	滞納者	1 市財政の確立 2 公平性の堅持 3 自主納付の確立	納税に対する理解が欠けている者も少なからずいる。債権確保行動等を通じて、納税への理解が得られ自ら納税する意欲を醸成する。	1 行動人数 人 4,753 2 延べ行動件数 4,280 3	1 19,758 2 4,039 3 3,800	H21年度 8月 206人 10月 658人 12月 206人 で行動する平均4回の行動	H1 1,919 H2 2,010 H3 2,111	#VALUE! 4,156 4,741	4 4 5 5 6 6	4 4 5 5 6 6	円 25,903,494 25,000,000	市債権の公平・公正の原則を堅持するため、債権確保行動により市民への啓発と滞納債権の解消を図る。	全職員・また担当部署による債権確保行動により、滞納債権を分析し、対策の強化を図り、徹底した分納管理と法的措置により滞納債権の減少を図ることが目的のより一層の遂行につながる。	一定の行動期間に、勤務時間の変更により対応している。	地方税法等法令により義務付けられている。	公平・公正の観点から社会的ニーズは高い。	公平・公正の観点から社会的ニーズは高い。	28 A	未実施	未実施	継続	9 事業の迅速化	有り	有り	有り	9 事業の迅速化														
258	第6都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	21	収納課	公売ネット公売に関すること	従来の公売方法では場所の制限があり、通常は市の庁舎及び関連施設で行うこととなる。また公売公告を掲示するのにも、市の掲示板に掲示するに留まり、広く周知するに言いがたい。インターネット公売により「パソコンがあれどどこからでも公売参加可能」で「時」「場所」のせいで「24時間アクセス」とし、ネットオークションにより広く周知が期待できること。高値で処分できる可能性がある。 現在、差押物件を処分する際、本所・各支所前にある掲示板での公告、市広報への掲載、ホームページへの掲載等により公売を実施している。	インターネット公売により「パソコンがあれどどこからでも公売参加可能」で「時」「場所」の制限を飛躍的に排除し「24時間アクセス」とし、ネットオークションにより広く周知が期待できること。高値で処分できる可能性がある。 現在、差押物件を処分する際、本所・各支所前にある掲示板での公告、市広報への掲載、ホームページへの掲載等により公売を実施している。	自動車、宝飾品、絵画等の動産全般の差押	滞納者が抱える滞納を処分することにより、生活再建の手助けが可能となる。	1 公売件数 件 2 3	1 年4回程度をめぐりに、差押財産の換価処分を実施していく。 5 2 147,400 3 1	H1 1,919 H2 2,010 H3 2,111	#VALUE! #VALUE! 147,400	4 4 5 5 6 6	4 4 5 5 6 6	円 5,000,000	公売による徴収金	国税徴収法等規定事務	事務手続きをいつでも、すぐに取り始めるよう研修を重ねる。	ネットオークション市場の大手を選択することにより、広く周知することが可能	換価の公平性を確保するための差押処分であり、市として公売することにより、市民の自主納付への意識の高揚が図れる。	換価処分をする可能性の広がり	換価処分をする可能性の広がり	24 B	未実施	未実施	拡大	9 事業の迅速化	有り	有り	有り	9 事業の迅速化															
259	第6都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	企画調整課	実施計画策定業務	三次市総合計画(みよし百年物語)、新市まちづくり計画(合併市町村建設計画)を基本に、本市の主要施策を計画し、行政評価の結果を反映した計画策定を進めるとともに、市民にわかりやすく、伝わりやすい計画づくりを進め、あらゆる手段・機会を通じて市民との価値観の共有化を図ることが必要である。	主要施策(事業)を計画的、効率的に推進するため。	各部署の要望調査によりヒアリング等を行い、みよし百年物語、新市まちづくり計画、財政計画及び財政推計との調整を図りながら、3年間の実施計画を策定する。	1 計画策定業務 式 2 3	1 1 1 1 1 1	2,147,000 2,155,000 2,213,000	H1 1,919 H2 2,010 H3 2,111	4 4 5 5 6 6	4 4 5 5 6 6	1 策定 1 策定 1 策定	計画策定の効果を検証し、指標の設定は困難であるため、実施計画自体を策定できたかどうか	予算編成までに行政評価の結果等も反映させながら主要事業の調整が図られた。	施策の優先度やその施策に有効な事業の構成などの調整は、行政評価との連携を強化することにより、向上の余地がある。	本計画は長期計画(総合計画)の中期計画であり、中期計画の中期計画であり、中期計画の中期計画であり、中期計画の中期計画である。	本計画は長期計画(総合計画)の中期計画であり、中期計画の中期計画であり、中期計画の中期計画である。	本計画は長期計画(総合計画)の中期計画であり、中期計画の中期計画であり、中期計画の中期計画である。	22 B	継続	未実施	継続	2 徹底した情報公開	有り	有り	有り	2 徹底した情報公開																	
260	第6都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	企画調整課	主要施策の成果に関する説明書作成業務	地方自治法第233条第5項の規定に基づき、各年度の決算に合わせ、当該年度の主要な施策の成果を説明する資料として、決算を審査する市議会に決算書と合わせて提出するため、また市が取り組んだ主要な施策の成果を市民にわかりやすく示すために、「主要な施策の成果に関する説明書」を作成する。	「行政評価システム(The行政チェック)」及び「実施計画(アクションプログラム)」との連携を進めることにより、政策的かつ効率的な行政運営の実現をめざすとともに、市が取り組んだ「施策の成果」がさらに市民にわかりやすい説明書となるよう努める。 これにより、あらゆる手段・機会を通じて市民へ情報を開示し、市民との価値観の共有化を図るとともに徹底的な行革を推進するものとする。	当該年度に実施した主要な施策の成果を説明書として取りまとめる。	市議会における決算審査のための資料とするため、また市が取り組んだ主要な施策(主要事業)の成果を市民にわかりやすく示すため。	1 作成部数 冊 200 2 200 3 170	5,110 5,130 6,258	H1 1,919 H2 2,010 H3 2,111	4 4 5 5 6 6	4 4 5 5 6 6	冊 200 200 170	作成業務の効果を検証し、指標の設定は困難であるため、作成した説明書を活用部数で成果指標とした。	決算審査の資料として活用されており、また本説明書以外に市の主要な施策の成果を取りまとめた資料は無い。	市民に対してわかりやすい説明書となるよう努めた。	効率的な作成業務を進めるために印刷・製本業務の業者が必要であることから一定程度の経費が必要である。	市が取り組んだ主要な施策の成果をわかりやすく示すことにより、市民にも求められている。	市が取り組んだ主要な施策の成果をわかりやすく示すことにより、市民にも求められている。	22 B	継続	未実施	継続	10 内容の改善	有り	有り	有り	10 内容の改善																	

